

令和2年旭市議会第3回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 令和2年9月4日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	3
閉会	4

決算審査特別委員会 令和2年9月11日（金）

付議事件	5
出席委員	5
欠席委員	5
委員外出席者	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	6
開会	7
議案の説明、質疑	8
議案の採決	7 1
散会	7 2

決算審査特別委員会 令和2年9月14日（月）

付議事件	7 3
出席委員	7 3
欠席委員	7 3
委員外出席者	7 3
説明のため出席した者	7 3
事務局職員出席者	7 4
開会	7 5
議案の説明、質疑	7 5
議案の採決	8 7
閉会	9 5

建設経済常任委員会 令和2年9月16日（水）

付議事件	9 9
出席委員	9 9
欠席委員	9 9
委員外出席者	9 9
説明のため出席した者	9 9
事務局職員出席者	9 9
開会	1 0 0
議案の説明、質疑	1 0 1
議案の採決	1 0 6
所管事項の報告	1 0 6
閉会	1 0 8

文教福祉常任委員会 令和2年9月17日（木）

付議事件	1 1 1
出席委員	1 1 1
欠席委員	1 1 1
委員外出席者	1 1 1
説明のため出席した者	1 1 1
事務局職員出席者	1 1 2
開会	1 1 3
議案の説明、質疑	1 1 4
議案の採決	1 3 2
請願の審査	1 3 3
請願の採決	1 4 1
意見書案の説明	1 4 1
閉会	1 4 4

総務常任委員会 令和2年9月18日（金）

付議事件	1 4 7
出席委員	1 4 7
欠席委員	1 4 7
委員外出席者	1 4 7
説明のため出席した者	1 4 7
事務局職員出席者	1 4 8
開会	1 4 9
議案の説明、質疑	1 5 0
議案の採決	1 7 4
閉会	1 7 5

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和2年9月4日（金曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（7名）

委員長 向 後 悦 世

委 員 島 田 和 雄

委 員 遠 藤 保 明

委 員 片 桐 文 夫

副委員長 宮 内 保

委 員 宮 澤 芳 雄

委 員 平 山 清 海

欠席委員（2名）

委 員 木 内 欽 市

委 員 米 本 弥一郎

委員外出席者（2名）

議 長 伊 藤 保

副議長 飯 嶋 正 利

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午後 6時26分

○議会事務局長（花澤義広） 本会議でお疲れのところ、ご苦労さまです。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます宮内保委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、宮内保委員、よろしくお願いいたします。

（座長 宮内 保 座長席に着席）

○座長（宮内 保） それでは、本会議、長時間にわたりご苦労さまでございます。

ただいまご指名をいただきました宮内保でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立しました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長、飯嶋副議長に出席をいただいておりますので、伊藤議長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

長い長い本会議におきまして、9名の皆様に決算審査特別委員会委員を選任いたしました。これから正副委員長の互選がございますが、本委員会は令和元年度の決算という重要な審査があります。十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件について、初めに、委員長の選出をお願いいたします。

それでは、どなたか推薦をお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 委員長には、向後悦世委員をお願いしたいと思います。

○座長（宮内 保） ただいま島田委員より、委員長に向後悦世委員をとの意見がございました。

向後悦世委員を委員長とすることで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、向後悦世委員が委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

向後悦世委員、委員長席までお進み願ひまして、ご挨拶をよろしく願ひいたします。

（委員長 向後悦世 委員長席に着席）

○委員長（向後悦世） ただいま皆様方のご推挙により、委員長を務めさせていただくことになりました向後悦世でございます。どうぞご協力のほど、よろしく願ひいたします。

引き続き、決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、どなたか推薦を願ひいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 副委員長に、最年長の宮内保委員に願ひしたいと思います。

○委員長（向後悦世） ただいま島田委員より、副委員長に宮内保委員をとのご意見がございました。宮内保委員を副委員長にすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、宮内保委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで副委員長よりご挨拶を願ひいたします。

○副委員長（宮内 保） ただいま選出されました決算審査特別委員会の副委員長ということで、私も不慣れで何も分からない人間でございますけれども、委員長とともに、委員長を補佐して決算委員会を進めたいと思いますので、どうかよろしく願ひいたします。ありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において議長より報告を願ひいたします。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしく願ひいたします。

○議会事務局長（花澤義広） それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。

決算審査の日程ですが、9月11日、14日、15日の3日間を予定しております。

審査方法ですが、一般会計の審査方法については、初めに歳入全般についての審査を行い、歳出については一つの款ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。日程については、日にちで区分せずに順次審査することとしております。

なお、特別会計と企業会計については、従前どおり会計ごとに歳入歳出を併せて審査することとしております。また、執行部の職員の出席ですが、款ごとに入れ替えると時間もかかりますので、従来どおり、四つくらいの区分で対応していただく予定でおります。

説明は以上でございます。

決算審査の日程及び各議案の審査方法について、ご協議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査方法についての協議がございました。

それでは、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特に意見がないようですので、決算審査の日程及び審査方法については、ただいまの事務局の説明のとおりということで決定させていただきます。

なお、一般会計の歳出の審査については、1款から順次審査していくということですが、1款は議会費となりますので、2款の総務費から審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（花澤義広） それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定いたしました。また、執行部の説明者の出席につきましても、従前と同じ区分ということで決定をいたしましたので、その旨を執行部へ事前に連絡したいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 6時35分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和2年9月11日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2 号 令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3 号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4 号 令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5 号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7 号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8 号 令和元年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	宮 内 保
委員	木 内 欽 市	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	米 本 弥一郎
委員	遠 藤 保 明	委員	平 山 清 海
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	伊 藤 保	副 議 長	飯 嶋 正 利
-----	-------	-------	---------

説明のため出席した者（46名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都市整備課長	栗 田 茂
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉	生涯学習課長	八 木 幹 夫
体育振興課長	柴 栄 男	監 査 委 員 長 事 務 局 長	高 野 久
農 業 委 員 会 事 務 局 長	向 後 秀 敬	そ の 他 担 当 員	19名

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

本日はお忙しいところご苦労さまです。

残暑厳しい中、またコロナ対策を取りながらの決算審査特別委員会ということでもありますので、着衣のほうは自由にコントロールしていただきまして、臨んでいただきたいと思います。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長と飯嶋副議長に出席をいただいておりますので、代表して伊藤議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。決算審査特別委員会に議案を付託したわけですが、旭市議会だけでなく、市議会というのはやっぱり委員会が重要視されますので、ここでしっかりと審査をしていただきまして、本議会では、やはり賛成という立場、また反対という立場というのは、この委員会でしっかりと審査をしていかなければならないと思いますので、委員会で決定した事項はやはり覆すことができませんので、それが市議会の重要性と思います。

本委員会、令和元年度の決算という重要な審査があるわけですが、付託しました決算議案は8議案ですが、内容も多岐にわたり、審査も大変であります、十分な審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。本日から一応3日間の予定ということで、この決算審査特別委員会で審査をお願いするわけですが、

議案でございますが、令和元年度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の認定につい

での8議案でございます。それぞれ区切りによりまして担当課を入れ替えながらの説明になりますけれども、その辺はご了承いただきたいと思います。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、全議案認定くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

ここで、加瀬副市長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時 4分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定についての8議案であります。

審査の日程ですが、本日と14日月曜日、15日火曜日の3日間を予定しております。

各議案の審査方法ですが、議案第1号の一般会計については、初めに歳入全般について審

査し、歳出については款ごとに財源である歳入に併せて審査を行います。

議案第2号から議案第8号までの特別会計と企業会計については、議案ごとに歳入歳出を併せて審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会場の都合により、お手元に配付した資料の区分ごとに担当課を入れ替えて行いますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、審査における質疑ですが、伊藤議長、副議長にもご出席いただいておりますので、正副議長の発言を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の審査を行います。

議案第1号、一般会計決算の歳入について、補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

財政課からは歳入について説明させていただきます。

歳入につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、それ以外の部分について説明いたします。

それでは、お手元にお配りしております令和元年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。こちらの資料になります。最初に配った説明資料です。

令和元年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料です。

それでは、12ページをお願いいたします。

歳入の状況になります。

歳入全体を財源別で見ますと、左側のほう、令和元年度の下から4段目、一般財源の決算額というところがございますけれども、そこをご覧ください。

市税などの市が自由に使える財源であります一般財源につきましては223億7,978万3,000円で、前年度と比較しますと、右側になりますけれども、差引増減の欄、23億9,719万円、12%の増となりました。増の主な要因は、地方交付税のうち、広域ごみ処理施設整備に係る震災復興特別交付税の増や繰越金などの増によるものであります。

1つ下の段になりますけれども、あらかじめ使い道が定められております特定財源につきましては97億2,824万4,000円で、前年度と比較しますと、マイナス10億2,106万1,000円、9.5%の減となっております。減の主な要因は、新庁舎建設事業等に係る市債の減など

によるものです。

続きまして、決算書のほうをお願いいたします。

42 ページをお願いいたします。

17 款 2 項の基金繰入金について、順番に説明いたします。

1 目財政調整基金繰入金は、右のページの備考欄になりますけれども、4 億 200 万円で、一般財源の不足する分に対して充当いたしました。

○委員長（向後悦世） 着座をお願いします。

○財政課長（伊藤義隆） では、すみません、失礼します。

2 目庁舎整備基金繰入金は 890 万円で、新庁舎整備事業に充当いたしました。

3 目災害復興基金繰入金は 2,663 万 8,000 円で、津波被災住宅再建支援事業をはじめ、「がんばろう！旭」復興支援事業などに充当いたしました。

44 ページをお願いいたします。

4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金は 2,330 万円で、主に震災復興・津波避難道路整備事業に充当いたしました。

5 目地域振興基金繰入金は 1 億 504 万 1,000 円で、定住促進奨励金交付事業やコミュニティ育成事業、観光イベント事業などに充当いたしました。

続きまして、6 目ふるさと応援基金繰入金は 3,592 万 2,000 円で、学校いきいきプラン事業や商業活性化推進事業などに充当いたしました。

48 ページをお願いいたします。

20 款の市債につきましては、収入済額が、右側のページになりますけれども、30 億 2,400 万円となっておりますが、この中で合併特例債の対象となった事業は 12 事業で、金額の合計は 7 億 9,370 万円となります。

50 ページをお願いいたします。

8 目の臨時財政対策債につきましては、発行可能額 7 億 4,793 万 4,000 円に對しまして、発行額は 7 億円となっております。

以上で財政課の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課から令和元年度の決算につきまして補足説明を申し上げます。

本日お配りしてある資料としまして、令和元年度決算補足資料をご覧ください。資料の右

上に「議案第1号 税務課」となっているものです。

○委員長（向後悦世） 長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。それでは、着座で失礼いたします。

それでは、まず1ページをお開きください。

初めに、市税の収納状況についてご説明いたします。

この表は、国民健康保険税を除く市税全体を前年度と比較したものとなります。

区分欄Aの令和元年度調定額の合計でございますが、82億4,452万1,612円で、対前年274万6,154円の減となりました。

Bの収入済額合計は76億8,782万5,885円で、対前年9,828万2,513円の増となりました。

Cの不納欠損額合計は1億1,125万6,172円で、対前年1,678万9,397円の減となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で4億4,706万5,883円となり、前年度より8,363万398円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和元年度の現年分が98.21%で0.18ポイントの増、滞納繰越分が20.50%で1.54ポイントの増となり、現年・滞納繰越の合計は93.23%で、前年より1.22ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

この表は市税を税目別に前年度と比較したもので、説明は、主な税目について、一番右側の収入済額増減のみを申し上げます。

初めに、市民税の個人分については、対前年947万9,304円の減となりました。

その下の法人分については、対前年1,205万5,814円の減となりました。

次に、固定資産税ですが、対前年9,541万2,447円の増となりました。

次に、下から2つ目になりますが、都市計画税は543万9,213円の増となりました。

固定資産税、都市計画税の増の主な理由は、新築住宅等の家屋の増によるものです。

以上、市税合計では、対前年9,828万2,513円の増となりました。

続いて、3ページをお願いいたします。

この表は、税目別に収納率を前年度と比較したものとなります。ほとんどの税目で前年度を上回っております。

次に、4ページをお願いいたします。

このページの表は、差押処分等を前年度と比較したもので、国民健康保険税を含めた市税全体の件数及び金額となっております。

上の表は、預貯金や給与等の差押件数を種別ごとにまとめたもので、令和元年度の合計は583件で、差押えによる充当額は8,642万1,196円となりました。

一番下の表は、預貯金や給与等の財産調査件数で、令和元年度は4,252件の財産調査を行いました。

次に、5ページをお願いします。

上段の表は、国民健康保険税を除いた過去5年間の市税全体の収納率になります。令和元年度の市税合計の収納率は93.23%で、平成27年度と比較しますと6.04ポイントの増となっており、毎年少しずつ伸びてきております。

下段の表は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和元年度の現年分、滞納繰越分の合計は4億4,706万5,883円で、平成27年度と比較しますと、5億2,647万5,614円、滞納額を縮減することができました。

次に、6ページをお願いします。

この表は過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況で、国民健康保険税を含んだ数値になります。

上の表は夜間、休日窓口の合計で、令和元年度は2,055万1,338円の納付がありました。

以上のとおり、令和元年度の市税の収納状況をご説明しましたが、今後も、滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、一般会計決算の歳入について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、一般会計決算の歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

2款総務費について、説明がありましたらお願いいたします。

総務課長、もし長くなるようでしたら着座で構いませんので、よろしくをお願いいたします。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。それでは、着座で説明させていただきます。

ただいま委員長からは、2款総務費についての説明ということでございましたが、私からは、まず人件費、これは1款から10款にまたがりますので、人件費の決算全体について説明いたします。

今日お手元にお配りいたしました令和元年度一般会計人件費決算についての資料をご覧くださいと思います。右の上に「議案第1号 総務課」と表示してあります、4サイズで2ページの資料でございます。こちらの資料でございます。よろしゅうございましょうか。

この資料は、一般会計決算書の各款に計上しております2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれを集計したもので、令和元年度と平成30年度を比較しております。

それでは、初めに給料ですが、令和元年度は23億1,599万9,498円、平成30年度と比較して3,341万8,167円の減となりました。

次に、職員手当等は、令和元年度が13億1,115万6,526円、平成30年度と比較して4,694万1,426円の増となりました。この職員手当等のうち、特に増減の大きなものについて説明しますと、まず、4番目にあります時間外勤務手当です。前年度と比べて約4,100万円の増となっております、この主な要因は、昨年の台風15号及び19号、さらには10月25日の大雨による災害発生等により、総務関係や農業、土木関係の職員の時間外勤務が増加したことによるものです。

次に、2つ下の期末手当が約840万円の減となっております、この要因は、育児休暇等により支給対象人数が減ったことによるものです。

その下の勤勉手当ですが、約430万円の増となった主な要因は、人事院勧告等により勤勉手当の支給月数が1.85月分から1.90月分となり、0.05月分の増となったことによるものです。

次に、3つ下の休日勤務手当です。これは支給対象者のほとんどが消防職員ですが、約850万円の増額の要因は、天皇即位などの関係で祝日の日数が例年より多くなりまして、それに伴い休日の勤務が増えたことによるものです。

次に、大きな項目に戻りまして、表の下から3行目の共済費です。令和元年度は7億1,459万4,902円、平成30年度と比較して1,004万4,120円の減となりました。

そして合計では、令和元年度が43億4,175万926円、平成30年度と比較して347万9,139円の増となりました。この要因ですが、職員数が前年度と比較してフルタイムの職員で5名の減となったことで、給料は減となりましたが、一方では、人事院勧告等に基づく

勤勉手当の支給率の増や時間外勤務手当、休日勤務手当が増となりまして、合計としては増額となりました。

なお、2枚目の資料につきましては、特別会計と企業会計を含めた全ての人件費の決算でありまして、参考として添付しております。

以上で人件費の決算についての説明を終わりました、続きまして、総務課の主要事業について説明いたします。

先ほどご覧いただいております決算に関する説明資料、これの28ページをお願いしたいと思います。最初に財政課長が説明したときにご覧いただいた資料でございます。少し厚みのあるものでございます。その28ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業になります。決算書では93ページになりますが、こちらの表で説明してまいります。

事業の概要ですが、令和元年度は、新庁舎建設工事の進捗管理を行うとともに、新庁舎へ引き込む水道の本管工事を完了させました。

また、関連業務である什器備品や議場マイクシステム、セキュリティシステムなどについて市民会議や議会への報告を行い、新庁舎建設関連業務の概要として取りまとめました。

決算額は4,368万8,000円で、財源内訳は、地方債、これは合併特例債ですが、3,540万円、その他の790万円は庁舎整備基金繰入金、一般財源は38万8,000円です。

事業内容は、委託料が設計業務のうちの施工監理分として2,407万3,316円、工事請負費は水道の本管工事で1,933万7,400円、その他事務費等として市民会議の報償費や旅費等で27万7,608円となっています。

以上で総務課所管事業の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、企画政策課に関する事業について、決算に関する説明資料、同じ資料によりご説明させていただきます。

失礼して、着座にて。

○委員長（向後悦世） お願いします。

○企画政策課長（小倉直志） 22ページをお開きいただきたいと思います。

「がんばろう！旭」復興支援事業です。決算書では81ページになります。

決算額は862万4,000円で、財源は全額、災害復興基金を充てております。

事業内容についてですが、各種団体が行う復興事業に対しての補助金でありまして、ここ

にあります7事業に対して補助したものでございます。

事業効果につきましては、表の一番下に記載のとおりです。

続きまして、23 ページをお開きください。

ふるさと応援寄附推進事業です。決算書は 81 ページになります。

決算額は 2,665 万 2,000 円、財源は全額、一般財源となっております。

事業内容の主なものは、委託料となります。

その当該委託料の内容ですけれども、専用ホームページの作成から寄附の受付と収納、返礼品の発送など、業務を一括で委託しております。

寄附受納額は個人と団体を合わせて 5,675 万 5,375 円で、このうち、市外の個人寄附 1,932 件に対し返礼品を送付しました。また、寄附金全額をふるさと応援基金に積み立てております。

事業効果として、新たな財源を確保するとともに、市特産品などの返礼品を送ることにより、旭市の一層のPRが図られたと考えております。

24 ページをお願いいたします。

生涯活躍のまち形成事業です。決算書では 83 ページになります。

決算額は 863 万 6,000 円で、財源内訳の国庫支出金は地方創生推進交付金となっております。

事業内容の委託料は、都内での移住セミナーやワークショップ、事業実現のための助言などの支援、専用ホームページの構築など、本事業を推進していくためのコンサル委託料です。この2分の1に地方創生推進交付金を充てております。

負担金補助及び交付金は、都市住民等に対して実施する移住セミナーや旭市ツアーなどを実施する際、ご協力をいただいている組織で、入会金と年会費としてそれぞれ 10 万円を納入したものでございます。

事業効果につきましては、表の一番下に記載のとおりでございます。

続きまして、26 ページをお願いいたします。

定住促進奨励金交付事業です。決算書では 91 ページになります。

決算額は 2,880 万円で、財源は地域振興基金を充てております。

事業内容ですが、新たに旭市へ転入し、新築住宅の建設、購入または中古住宅を購入した方に対し、取得費用の一部として奨励金を交付するものです。令和元年度の奨励金交付件数は 41 件で、内訳は、新築住宅が 34 件、中古住宅が 7 件となっております。この事業に

伴う転入者は、41 世帯、99 人となりました。

27 ページをお願いいたします。

コミュニティバス等運行事業です。決算書では 91 ページになっております。

決算額は 7,082 万円です。

特定財源の国庫支出金は地域公共交通確保維持改善事業費補助金で、総合公共交通マップの印刷製本費とデザイン作成委託料、コミュニティバス回数券の印刷製本費に充てております。

その他は、事業概要の下のその他特定財源内訳に記載のとおり、車体広告料の 4 事業者分と老朽化したバスの買換えのため、地域振興基金を充当したものでございます。

運行実績については、市内 4 地区を 5 台のバスで運行しており、ルートごとの利用者数は事業概要の上の表に記載のとおりですが、合計では延べ 7 万 7,556 人の方にご利用をいただきました。

表の 2 つ目、事業内容の上から 3 番目ですけれども、需用費のうち、印刷製本費については、本年 4 月からのコミュニティバスのルート再編及びデマンド交通の開始に伴い、運行開始前に市民等に周知するための総合公共交通マップの作成費用とコミュニティバスの回数券の印刷製本費で、その額は 92 万 8,400 円です。

その下の委託料の 222 万 3,100 円のうち、システム改修委託料については、コミュニティバスのルート再編に伴い、事前にバスに表示する行き先案内表示とバス停などの案内表示を改修するための費用です。

備品購入費のうち、車両購入費につきましては 1,817 万 9,360 円で、主に旭海上地区ルートを走行するバス 1 台について、ノンステップバス、乗車定員が 33 人のものですが、こちらについて買換えをしたものでございます。

負担金補助及び交付金の旭市コミュニティバス運行事業費補助金 4,814 万 9,692 円については、運行経費から国庫補助金と料金収入を差し引いた金額を運行事業者である千葉交通株式会社へ助成したものでございます。

企画政策課からは以上でございます。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私からは、市民生活課で所管しております事業について補足説明をさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 着座をお願いします。

○市民生活課長（遠藤泰子） ありがとうございます。着座にて説明いたします。

同様の資料、決算に関する説明資料 25 ページをご覧ください。決算書では 89 ページとなります。

コミュニティ育成事業について申し上げます。

本事業は、地区集会施設の建設や修繕、コミュニティ活動に必要な備品の整備に加え、台風 15 号により被災した地区集会施設の修繕費の一部について、地域団体に対し補助金を交付したもので、決算額は 1,313 万円となりました。その内容は、中段の表に記載のとおりです。

事業効果につきましては、経費を助成することで地域団体の負担を軽減し、地域のコミュニティ活動の場の確保や迅速な復旧が図られました。

続きまして、資料の 29 ページをお願いいたします。決算書では 103 ページとなります。

住民基本台帳事務費について申し上げます。

本事業は、各種行政サービスの基礎となる住民基本台帳を管理するとともに、住民票の交付や個人番号カードの交付など、窓口事務及びコンビニ交付システムの運用を行っております。

決算額は 1,832 万円となりました。

その主な内容としまして、中段の表の後半部分にありますように、コンビニ交付に係る経費が、手数料、委託料、使用料と地方公共団体情報システム機構負担金で、合わせて 729 万 4,000 円、また通知カード・個人カード関連事務委任交付金で 895 万 2,000 円です。

次に、財源ですが、国県支出金の主なものは、個人番号カード交付事業費補助金で 877 万 8,000 円です。

事業効果につきましては、住民に関する記録を適正に管理することで、各種行政サービスの基礎を守り、コンビニ交付システムの運用により住民サービスの向上を図ることができました。さらに、国のマイナンバーカード普及促進に対応し、スムーズな交付を行いました。

以上で、議案第 1 号について、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、2 款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず、23 ページですけれども、ふるさと応援寄附推進事業なんです、

この中で、下段のほうなんですけれども、寄附受領額ですか、頂いたほうのことなんです
が、個人寄附としまして1,932件、5,605万4,000円ですか、頂いているということで、こ
れを平均しますと2万9,000円くらいになるんですが、結構な金額が個人から寄附されて
いるんだなと思いましたけれども、最高額はどのくらいになるのかお伺いします。

では、もう一つあります。29ページですが、住民基本台帳事務費、この中でコンビニで
の証明書の交付がスタートしたということでありまして、まず、交付される証明書
というのはどういったようなものがコンビニで発行できるのかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○ 企画政策課長（小倉直志） 個人の方の寄附からの最高額は、令和元年度においては52
万8,000円となっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） コンビニ交付での証明書ということですが、住民票、印鑑登録
証明書、戸籍の謄抄本、それから戸籍の附票がございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 個人で52万8,000円ですか、こんなに寄附してくれる人がいたとい
うことでありまして、そういうことであれば、取りあえず、この場合の返礼品とい
うのはどんなものなのか、まず1つお伺いします。

それと、もう一つ、逆に、この旭市から寄附をしている市民も多いと思いますけれども、
その件数と金額ですか、どのくらいになるのか、分かればお伺いします。

それと、コンビニの交付のほうにつきましては、いろいろな証明書が発行されるという中
で、それぞれの件数ですか、どのくらいのこの決算年度の中で交付がされているのか、交
付数をお伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○ 企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

52万8,000円の方の返礼品ですけれども、こちらは、サーフィンスクールを2万2,000
円で1回受講することができます。それを24回分ということで、52万8,000円の寄附にな

っているという状況でございます。

(発言する人あり)

○企画政策課長（小倉直志） いえ、2万2,000円の寄附で、寄附をすると1回受講できるということですから。

(発言する人あり)

○企画政策課長（小倉直志） はい。

それと、こちらから、旭市から出ていってしまっている寄附ということですが、令和元年分で寄附金控除の人数と控除額で申し上げます。818人、3,432万2,857円となっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） コンビニ交付の証明書種類ごとの交付数ということですが、令和元年度実績で、印鑑証明書が201枚、それから戸籍謄本、抄本合わせまして76枚、それから住民票の写し、記載事項証明も含めまして243件、戸籍の附票が11件で、合計531枚となります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 旭市から出ていった分については3,400万円余りですかというようなことでありましたが、そうしますと、全体的な収支としては、このふるさと納税に関わる全体的な支出と収入とを比較してどういうふうになるのか。市の財政的な部分で考えた場合にどういうふうになるのか、その辺、お伺いします。

それと、コンビニのほうですが、531件ですか、交付されたということですが、これは、この数字は、全体的な交付件数から比較してどの程度になるのか。期待されているだけの数字になっているのかどうか、その辺、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ふるさと応援寄附の関係で、全体的な市の財政ということでお答え申し上げます。

まず、市の実質収入額5,600万円余りから、かかった経費2,600万円余りを引いて、実質の寄附額というのは3,010万円ほどになります。

それで、先ほど申し上げましたとおり、令和元年分で3,400万円余りが出ていております。それと併せまして、この出ていった分につきましては75%の交付税が算入されます。この交付税が算入される額が2,570万円余りとなっております。

影響額の収支を、全てこれらをプラス・マイナスしますと、2,150万円ほどの黒字といえますか、実入りということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 証明書全体の中のコンビニ交付分がどれくらいなのかというところですが、戸籍謄抄本、住民票、附票、印鑑証明を合わせまして、ちょっとお待ちください。全体で有料分が年間で6万2,000件ほどありますので、531枚ということは微々たる割合かと思います。

この件数につきましては、コンビニ交付についてはマイナンバーカードを所持していることが前提となっておりますので、まだマイナンバーカードの交付の取得率が低いこともありまして、まだ件数的には少ないかと認識しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

宮内保委員。

○委員（宮内保） それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず、79ページの姉妹都市宿泊助成事業についての、このちょっと内容についてお伺いします。

それと、89ページ、市民まちづくり活動支援事業の、これも内容について。145万247円。

それと、あともう一つ、93ページ、備考欄8かな。バス路線維持対策事業 629万7,669円、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 失礼しました。それでは、79ページ、姉妹都市宿泊助成事業について、まずご説明いたします。

姉妹都市との交流促進のため、茅野市、中城村の宿泊施設利用に対して助成しているものです。宿泊費用の2分の1、上限は大人3,000円、子ども2,250円、未就学児は1,750円ということで、年度内、2泊まで助成しているものです。

続きまして、89 ページ、市民まちづくり活動支援事業の内容ということですが、こちらは、協働によるまちづくり推進のため、市民の自主的で創意あふれる事業を行う団体に対して補助金を交付し、まちづくりの担い手としての市民公益活動団体の育成を図るものです。こちらは、令和元年度は5団体へ補助を行っているところです。

以上です。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 93 ページのバス路線維持対策事業の内容について申し上げます。

こちらは、千葉交通が運行する、コミュニティバスとは別の一般の路線、それを市民の足として確保するため、府馬線、それから旭銚子線について協定を結びまして助成しているものでございます。府馬線につきましては香取市と旭市で、旭銚子線については旭市と銚子市で、それぞれ走行距離で案分した割合で負担しております。

令和元年度の実績につきましては、府馬線が497万3,192円、旭銚子線が132万4,477円、合わせまして、こちらの決算額の629万7,669円となっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内保） それでは、姉妹都市の宿泊の再質問なんですけれども、ここ3年ぐらいの宿泊者というのは、沖縄と茅野市、別々にどのぐらいあるものなのかお伺いします。

それとあと、市民まちづくり活動、協働事業への助成ということで、5団体ということでした。具体的な団体名が分かればお願いします。

それと、このバス路線の維持対策事業、こういうのは具体的にどんなあれなのか、詳しくちょっと説明してください。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 姉妹都市のほうの実績ですけれども、過去3年間、茅野市と中城村が姉妹都市になっておりますが、中城村には、過去、29、30、宿泊施設がございませんでした。元年度も、1件できたんですけれども、実績はございません。茅野市のほうの実績になります。平成29年度、大人、子ども、未就学児合わせて延べ304件、それから30年度、321件、元年度が307件となっております。

それから続きまして、市民まちづくり活動の具体的な団体名ということですが、令和元年度につきましては5団体に交付しております。団体名を申し上げます。旭3S運営委員会、それから高橋順子を囲む会、それからあさひの豚を美味しく食べる会、それから海岸堤防から未来を考える会、それとNPO法人スポーツアカデミーの5団体への実施となっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） バス路線維持対策事業の具体的な内容ということですが、実際に運賃収入だけではこの路線を維持することができない、運賃収入に対して運行経費が大き過ぎるということで。ただ、この路線をなくしてもらっては困るということで、自治体のほうから、分かりやすく言うと、赤字補填のような形になると思うんですが、そういった経費の助成を行っているものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内保） それでは、また姉妹都市のほう。何か、ずっと見ると、29年が304人、30年が321人、元年が307人ということで、だいたい300人ぐらい行っているということで、これは、一般の市民はこういった補助事業があるというのを分かっているのでしょうか。その辺、どのように周知しているのか、その辺、ちょっと伺いたします。

それとあと、市民まちづくり。これは5団体よく知っていました。こういう資金が使われていたのを分かりませんで、すみませんでした。

取りあえず、最初のあれだけお願いします。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 姉妹都市への宿泊の助成事業の周知ということですが、広報、それからホームページ等でももちろん周知しておりますが、そのほかに、小学校、それから保育所、幼稚園等にチラシを配布しております。それから、昨年度は区長さんへも配布をお願いしまして、各戸回覧をしていただいたところです。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、2款総務費の担当課は退席してください。

議案の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、社会福祉課に関連する主な事業につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の30ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券事業でございます。決算書においては123ページになります。

この事業は、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、国の補助事業として実施したもので、所得の低い方や子育て世帯に対して、市内の取扱店舗で利用できるプレミアム付商品券を販売したものでございます。

事業費の総額は、合計欄にありますとおり4,261万9,035円で、国から全額が補助されます。

事業費の内訳の主なものですが、臨時雇賃金、封筒印刷代、申請書等郵送料、商品券販売業務委託料、電算業務委託料などとなっております。

販売事業の実績ですが、対象者数1万2,664人のうち、商品券購入引換券の交付人数は5,337人、商品券販売枚数は合計で19万8,060枚、販売額は7,922万4,000円で行いました。

続きまして、説明……

○委員長（向後悦世） 課長、長くなるようでしたら着座をお願いします。

○社会福祉課長（椎名 隆） ありがとうございます。それでは、着座で説明させていただきます。

続きまして、説明資料の 31 ページをお願いいたします。

自立支援給付事業になります。決算書は 129 ページとなります。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスで、障害の種類や程度等を勘案し、サービス利用計画を踏まえ、介護給付や訓練等給付、自立支援医療給付などを行っております。各給付費と利用人数につきましては、事業内容に記載のとおりでございます。

事業費の総額は、合計欄にありますとおり 12 億 1,851 万 794 円で、前年度と比較いたしますと約 0.53%の増、事業費で 650 万 6,133 円増となっております。各給付費においては、それぞれ増減はありますが、介護給付の生活・療養介護給付費が 1,206 万円余り増えたことが増額となった主な要因でございます。

事業効果につきましては、障害者（児）の日常生活を支援することで、その生活の安定を図ることができたと考えております。

以上で、社会福祉課に関連する事業の補足説明を終わります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

子育て支援課長、長くなるようでしたら着座で構いません。よろしくお願いします。

○子育て支援課長（石橋方一） ありがとうございます。

それでは、子育て支援課所管の主要事業の補足説明を申し上げます。

初めに、説明資料の 32 ページをお願いいたします。決算書では 141 ページになります。

子ども医療費助成事業は、ゼロ歳児から高校 3 年生等までの医療費を負担する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため、保険診療分の費用の全部または一部を助成するものです。

主な支出として、子ども医療扶助費として、入院、通院、調剤、柔道整復、合わせて延べ 9 万 1,638 件に対して、2 億 1,474 万 872 円を助成いたしました。内訳については、説明資料の事業内容のとおりでございます。

財源内訳の国県支出金 6,720 万 4,000 円ですが、入院については中学生まで、通院及び調剤については小学 3 年生までが県費補助金の対象となっております。その他財源として、国保会計負担分の高額療養費収入等が 200 万 4,613 円でございます。

次に、説明資料 33 ページをお願いいたします。決算書は、そのまま 141 ページになります。

出産祝金支給事業は、1 年以上、旭市に住民登録を有し、第 2 子以降を出産して養育して

いる父母 220 名に対して、祝い金として 3,070 万円を支給いたしました。

また、旧制度の経過措置である小学校入学祝金として、1 名に 5 万円を支給いたしました。本祝金は平成 30 年度で事業終了していますが、滞納解消による 3 月再申請受付分でございます。

財源は全額、一般財源でございます。

次に、説明資料 34 ページをお願いいたします。決算書では、そのまま 141 ページになります。

乳幼児紙おむつ給付事業は、2 歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に月額 3,000 円分の紙おむつ購入券を給付することで、子育て家庭の経済的負担を軽減するものでございます。

平成 30 年度から、利便性を考慮し、1,000 円券と 500 円券を合わせて給付しております。対象乳幼児延べ 849 人へ 3 万 9,456 枚の購入券を交付し、うち 3 万 9,371 枚の実利用がございました。

財源は全額、一般財源でございます。

次に、説明資料 37 ページをお願いいたします。決算書では 147 ページになります。

民間教育・保育施設改築等事業は、教育・保育環境の向上のために、民間の認定こども園等が園舎の新設、建て替え、増改築等の施設整備を行う場合に、国・県の補助基準の範囲内で事業費の一部を助成するものでございます。

令和元年度は、学校法人浪川学園認定こども園うなかみ幼稚園の園舎増改築事業で、補助対象事業費 2 億 9,042 万 1,130 円に対して、1 億 5,415 万 9,000 円を助成いたしました。整備概要については、園舎新築工事が木造平屋建ての延べ床面積 806.72 平方メートルで、旧園舎の解体撤去工事が鉄骨平屋建ての延べ床面積 518.36 平方メートルでございます。

主な財源は、国県補助金の 1 億 277 万 3,000 円でございます。

続きまして、説明資料 38 ページをお願いします。決算書では 151 ページになります。

海上保育所改築事業は、平成 30 年度から 2 か年事業で改築整備を行い、保育環境の充実に図ってまいりました。

令和元年度は、主に改築工事及び旧園舎解体撤去工事を実施いたしました。事業費として、改築工事、建築工事、機械設備、電気設備を含む工事でございます。そちらが 2 億 9,009 万 8,600 円のうち、令和元年度分が 1 億 3,558 万円で、旧園舎解体撤去工事費 1,023 万円のうち、令和元年度分が 409 万円を支出いたしました。なお、本事業は、令和 2 年度へ繰

越明許費事業として実施いたしました。

主な財源は、地方債の 1 億 2,880 万円でございます。

続きまして、説明資料 39 ページをお願いいたします。決算書では 153 ページから 155 ページになります。

公立保育所運営費の事業内容は資料のとおりでございますが、令和元年度の主な 2 事業を説明いたします。

1 つ目は、幼児教育の一環として、英語教室を実施いたしました。公立保育所入所児童の 5 歳児を対象に、全 12 施設で年間各 10 回開催したことで、児童が教材や遊びを通じて英語に触れ、興味や関心を持つことを目的とし、その成果があったものと認識しております。

2 つ目は、主食提供の事業拡大でございます。本事業は、平成 30 年度まで週 2 日の提供をしていたものを、令和元年度から週 5 日の提供へ拡大したことで、さらなる保護者への経済的負担を軽減できるとともに、食育推進のための給食献立の統一化が図れるものであります。

事業費の内訳といたしまして、公立保育所運営費のうち、英語教育事業に係る経費は、8 節の報償費 667 万 2,000 円のうち、講師謝礼金として 72 万円及び 11 節の需用費の消耗品 809 万 3,770 円のうち、教材費 23 万 8,378 円でございます。

給食主食提供事業に係る経費は、11 節の需用費の賄い材料費 8,965 万 4,397 円のうち、3 歳以上の児童の主食に係る賄い材料費が 428 万 1,152 円でございます。年間給食提供日数 239 日に対して、延べ給食提供食数 14 万 7,932 食に係る主食分となります。

以上で、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、庶務課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 35 ページをお開きください。決算書では 143 ページの中段となります。

3 款 3 項 1 目幼稚園施設等利用給付事業でございます。

国の幼児教育無償化事業に伴い、令和元年 10 月から始まった事業で、10 月から 3 月の 6 か月間の決算となっております。決算額は 1,294 万 530 円で、特定財源の国県支出金は 1,098 万 1,000 円です。

事業内容の表をご覧ください。

上段の幼稚園施設等利用費 1,233 万 1,530 円ですが、入園料と保育料に対する補助金は、

全児童の保護者が対象で 96 人に交付、預かり保育利用料に対する補助金は、共働き世帯などが対象で 15 人に交付をいたしました。

表、中段の幼稚園副食費補助金 47 万 4,000 円は、副食費に対する補助金で、年収 36 万円未満の世帯と第 3 子以降の子どもの保護者が対象でありまして、20 人に交付いたしました。

表、下段の幼稚園第 3 子以降保育料等補助金 13 万 5,000 円は、市の単独事業で、第 3 子以降の子ども全員の主食費と、長子の年齢制限により国の制度の対象とならない第 3 子以降の子どもの副食費についての補助金で、5 人に交付をいたしました。

事業費については記載のとおりとなります。

以上で庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課より、所管の事業について、決算に関する説明資料を中心に補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 36 ページをお願いします。決算書では 145 ページとなります。

決算書 145 ページ下段、3 款 3 項 1 目の児童福祉総務費、備考欄 14、放課後児童クラブ運営事業です。

本事業は、小学校低学年を中心に、下校後、家庭において保護者または保護者に代わる者がいない児童に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものです。

本事業の決算額は 9,982 万 8,000 円で、財源内訳は、特定財源の国庫支出金、子ども・子育て支援交付金が 3,802 万 1,000 円、その他が放課後児童クラブ受託料 4,256 万 9,000 円、一般財源が 1,923 万 8,000 円です。

事業内容については、全小学校 15 校 22 児童クラブに支援員等 80 名を配置し、クラブの運営を行ったものです。

事業費は表に記載のとおりで、主なものは賃金 8,650 万 5,587 円です。

事業効果としましては、児童の健全育成及び事故防止を図ることにより、共働きなどの子育て世帯への支援ができました。

学校教育課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） すみません、訂正をお願いします。

先ほど幼稚園副食費補助金の中で、対象世帯の年収を 36 万円と申しましたが、正しくは

360 万円の誤りです。改めて訂正させていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3 款民生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） すみません。1 点、ちょっと放課後児童クラブ運営事業について伺います。

この中で、今答弁の中で、低学年を対象にということで、事業効果のほうでは、高学年を対象とした受入れも継続したことにより、さらなる子育て支援が図られたということなんですけれども、22 児童クラブの中で、何団体、そういったところがあるのか。また、何時から何時までの時間になっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 対象ですけれども、低学年を中心ということでございますので、全ての児童クラブにおいて、低学年だけではなくて、高学年まで対象を広げているところであります。

あと、時間帯でございますが、一応基本は夕方 6 時までということでやっておりますが、申出があれば多少延長には応じているということでもあります。これはどこの児童クラブでも同じであります。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。その高学年も見ている児童クラブというのは、多分、全部じゃないですね。人数によって高学年を受け入れ、少ないところは高学年を受け入れる、多いところについては高学年は駄目だというような話をちょっと聞いたことがあるんですけれども、その点と、時間の 6 時まで、夕方 6 時までということなんですけれども、6 時以降、だいたい、何か私の聞いた中では、見ている中でも 6 時以降もやっているようなクラブがあると思いますけれども、そのクラブについては保護者からの要請があつてのことなのか。あとまた、それをオーバーすることによって、その子どもを見る料金が変わるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） すみません、時間についてでございますけれども、この夕方6時までというのは、保護者の希望があれば応じているということでありまして、それが児童クラブによっては特に希望がないというところもありますので、希望があることに對しては対応しているということでありまして。

それから、もう1点の高学年については、その子、その子の事情がございますので、5年生、6年生でありましても、その子の事情、家庭の事情によっては受入れをしておりますので、一律に受け入れていないということではございません。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。そうすると、6時まで見てもらうというときに父兄からの申出が必要ということですかね。6時以降は見えていないという考えでいいんですかね。

それと、その高学年についても、私、去年でしたかな、おととしか、ちょっと忘れちゃったんですけれども、クラブ名はちょっと言いませんけれども、そのクラブですと、人数が多いから高学年はできないということ言われたという父兄がちょっといたんですけれども、そういったのはどういったあれなんですか。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員の質疑に對し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 6時以降について、申出があれば対応するということですので、基本、6時まででは全員を対象としているわけで、それを過ぎる場合は保護者からの申入れにより預かっているということでありまして。

それからあと、その人数だけの問題ではなくて、いろいろとその子の事情、家庭の事情がございますので、その辺を勘案しまして受け入れている5年生、6年生もいるということでございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

平山委員。

○委員（平山清海） 説明資料の32ページ、言葉なんですけれども、柔道整復というのはどういう意味なんでしょうか。ちょっと勉強不足で分かりませんので、説明をお願いします。

○委員長（向後悦世） 平山委員の質疑に對し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 柔道整復とは、捻挫とか、そういう接骨関係にかかった場合

の医療費ということです。

(発言する人あり)

○子育て支援課長（石橋方一） 骨折とかいろいろ、それで接骨院とか、そういう整形外科とか、そういったところに通った場合ですね。

○委員長（向後悦世） 平山委員、いいですか。

○委員（平山清海） はい。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 説明資料の 30 ページ、プレミアム付商品券事業についてお伺いします。

初めに、この事業の詳細な枠組みについて、もう一度確認したいと思います。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） このプレミアム付商品券の制度ということでよろしいでしょうか。

先ほど補足説明で概略説明させていただいたんですが、所得の低い方、あと子育て世帯の方に、消費税率が引上げになったということで、その影響を緩和するということで国の補助事業で行ったものでございます。

そのプレミアム商品券の内容ですね。500 円券 10 枚を 1 冊 5,000 円分を 4,000 円で販売する、プレミアム分は 25%というような内容で販売をさせていただきました。

市内の商品券の販売をするところでございますけれども、市内の 550 店舗を商工会のほうに委託しましてまず募集をしていただいて、それで 550 店舗のほうで扱うということで事業を進めました。

商品券の販売先でございますが、旭市商工会、旭専門店会、あと市内の 12 か所の郵便局で購入が可能というような形で実施をいたしました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 何で伺ったかと申しますのは、この説明資料によれば、商品券申請書郵送料ということで、対象の方には全員に郵送で申請書が届いているわけだと思います。にもかかわらず、非課税世帯の方は、対象が 1 万 1,170 人に対して、実際に引換券交付というのは、結局、購入したということですか。それが 3,843 人ということで、3 分の 1 ぐ

らいなので、その点についてどういう理由なのかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） すみません、説明が足りなかったと思います。所得の低い方については、その対象者、非課税世帯の1万1,170人の方に申請書を送りました。その方がまず申請をしていただいて、それから購入できる引換券を送ります。その非課税世帯の方、1万1,170人の方には申請書を送りました。それで申請をしていただいて、申し込んでいただいた方に引換券を送るという形です。

子育て世帯の方については、対象となった方、申請は不要でございまして、全員、全世帯のほうに、1,494世帯のほうに購入引換券を直接送るというような流れとなっております。

実際、それで購入引換券を手元に持った方が、10月1日から市内の店舗で商品券と交換して購入するというような形になります。その商品券を手元に得たもので買っていただく。市内の550店舗で買っていただくというような流れでございます。

○委員長（向後悦世） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 私も、今振り返るとですけれども、結局、非課税世帯の方というのは、4,000円で10冊買おうと思うと、4万円の現金がないことには購入できなくて、プレミアムの恩恵があずかれなくて、そうであるならば、最初からこのプレミアム分を給付しちゃえばいいんじゃないかと、ふと思ったことがありましたので、今後、もしそういうことができるのであれば、そういう形、この経験を生かしていただければと思います。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

決算書の121ページ下段になります。生活困窮者自立支援事業、これは生活保護を受ける一歩手前の方を救済しようというシステムだと思うんですけれども、昨年度の――書面のほうがいいかな。もし分かりましたら、相談に来た人の数。これはちょっと無理だと思います。書面での申込数が分かりましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 失礼しました。この生活困窮者自立支援事業でございしますが、

宮澤委員が言われましたとおり、本事業は、生活困窮者自立支援法、平成 27 年に実施された。そちらの時点でこのような制度ができました。

それで、言われましたとおり、生活保護に陥らないようにするということで、生活に困窮している人が、その前の段階でいち早く自立できるように、相談支援員が相談に応じて支援をするというものでございます。

昨年、令和元年度の実績でございますけれども、相談件数が 106 件で、主な支援の内容は、個々の状態に合ったプランを作成するというものが 71 件。家計相談支援といいまして、家庭の家計簿をつける、そういった支援をして、お金の使い方を見直していただくというような支援が 23 件。あと、就労支援というのもございます。それは相談が 26 件。うち 8 件の方が就労に結びついたということになっております。この委託先ですが、旭市社会福祉協議会、そちらのほうに委託をしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） これは旭市の成果といいましょうか、大変な成果があるということで、民生委員から聞いたのかな。自分も民生委員時代、随分、この窓口というか、随分お話をいただいたんですけれども、こういう制度があれば本当にいいなと思っていたんですけれども、まさしく 27 年にできたということなんですけれども、旭市のこの相談員の方が非常に優しく受け付けてくれると。今までは、生活保護の申請に行くと、非常に厳しく、つっけんどんだったと。しかしながら、この制度のところに相談に行くと親切丁寧に対応してくれるので、ありがたいという話も耳にするんですけれども、この制度によって生活保護の申請をしなくて済んだ数というのは、これはちょっと出せないと思いますけれども、この受付に来た人が、さらに生活保護を受ける状態になってしまった、残念ながら。その数でもし分かりましたら。分からなければ、また後でいいです。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 宮澤委員おっしゃるとおり、生活困窮者自立支援事業、こちらの相談事業で、生活保護に直接陥るという方が減っているというのは事実だと思います。一般質問でもちょっとさせていただいたんですが、生活保護の旭市の増加、この 4 月から 5 件ほどと。ここ数年、多少増えてはいますけれども、ほかの市町村と比べたらそんなに増えていない。この制度のものがかなり効いているのかなというふうにはちょっと担

当としては考えております。

そちらから生活保護に移行したという数字は、ちょっと今持ち合わせておりませんので、ちょっと調べてみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

○委員（宮澤芳雄） 最後に。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） 自分で困って生活困窮しているわけではないと思うんですけども、やはりすがりたいというところがあれば非常に心強いというふうに思います。さっきも言いましたとおり、大変この窓口の評判がいいですから、引き続き頑張っていただきたいと、そういう意味で質問させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

伊藤保議長。

○議長（伊藤 保） 決算書の149ページなんですけれども、児童遊園維持管理費というのがあるんですけれども、予算では214万2,000円なんです。流用が81万9,000円ですか、流用になっているんですけれども、恐らく工事請負費かな、撤去、解体、この解体になっていると思うんですけれども、これは当初の予算と比べて箇所が増えたんでしょうか、それとも金額が増えたんでしょうか、その点をお願いします。

○委員長（向後悦世） 伊藤保議長の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今、伊藤議長がおっしゃったとおり、解体、撤去ということで当初の予算より増えた内容と認識しております。

遊具につきましては、ふだん、子どもたちが日頃遊ぶ中で、やはり危険度のある遊具については直せないということでございます。そういうものについては撤去していくという方針で、昨年度、撤去した施設が、7つの児童遊園で遊具を撤去しております。例えば、袋第一、第二児童遊園では、ジャングルジムや鉄棒などを撤去しております。新町の児童遊園では、はんとう棒などを撤去しています。

以上のように、子どもたちが安全に遊べるように、危険度のあるもの、また危険遊具については、その都度撤去しているという方向でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤保議長。

○議長（伊藤 保） では、ちょっと再質問しますけれども、当初の予算で 54 万 6,000 円ですか。これは何か所ぐらいを見積もった予算なのか、こちらもちっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（向後悦世） 伊藤保議長の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 当初の 50 万円程度の予算ということだと、遊具によってまた違いますけれども、4 か所程度を見ておりました。

○委員長（向後悦世） いいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 先ほどの片桐委員のご質問の中で答弁漏れがございましたので、よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） はい。

○学校教育課長（加瀬政吉） 18 時以降、お預かりした場合、料金はということでございましたが、延長料金は頂いておりません。

以上であります。

○委員長（向後悦世） 片桐委員、よろしいですか。

○委員（片桐文夫） はい。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、3 款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4 款衛生費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、衛生費のうち、企画政策課で所管します事業についてご説明させていただきます。

同じ決算に関する説明資料 40 ページをお願いいたします。決算書では 169 ページになります。

看護学生入学支度金貸付事業です。

決算額は 640 万円で、財源は全額、一般財源です。

この事業は、市内の医療機関の看護師確保対策として、将来、看護師として市内の医療機

関に従事しようとする４年制大学の学生に対し、入学支度金の一部を貸し付けるものです。貸付額は１件当たり４０万円、令和元年度は１６件を貸し付けております。

なお、卒業後、２年以上、市内の医療機関に従事すれば、貸付金の返済が免除されることとなっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、４款衛生費のうち、健康管理課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

決算説明資料の４１ページをお願いいたします。決算書は１７１ページになります。

初めに、がん検診事業でございます。

本事業は、健康増進法に基づき、市民の健康増進を目的として各種がん検診を実施するもので、記載のとおり、胃がんから前立腺がんまで７種類の検診を実施し、延べ３万１,０９４人が受診されております。胃がんの発症リスク軽減を図るため、令和元年度から、胃がん検診と併せ、ピロリ菌検査も開始しております。４０歳から７０歳までの５歳刻み年齢の方を対象とし、初年度の受診者は６４８人で行いました。そのほかの対象者や実績人数は記載のとおりとなります。

また、受診後、精密検査の対象になった方には、早期治療につなげるため、医療機関への受診勧奨を行っております。

事業費総額は９,３３２万６,８８５円で、財源は、国の補助金が７万２,０００円、残りは一般財源となります。

続きまして、４２ページをお願いいたします。決算書では１７１から１７３ページになります。

感染症予防対策事業でございます。

本事業は、感染のおそれがある疾病発生、蔓延を防ぐことを目的として、各種予防接種を実施するものです。

令和元年度は、新たに成人の風しん予防対策として、昭和３０年度から５３年度生まれの男性が定期接種に追加されました。初年度は、昭和４７年度から５３年度生まれの男性に対し、抗体検査と予防接種を実施いたしました。また、任意助成として、妊娠を希望する女性やそのパートナーが実施する予防接種費用に対し、一部を助成しております。まず、県の抗体検査を受け、抗体価が低いと判断された場合、接種可能となります。ほか、対象者と実績人数は記載のとおりとなります。

事業費総額は1億1,896万6,978円で、特定財源にあります国県支出金257万円は、成人の風しん対策に対する補助金でございます。

以上で、健康管理課所管の事業説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、4款衛生費、環境課所管の事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する資料の43ページをお開きください。

環境衛生事務費でございます。決算書では179ページから181ページになります。

この事業は、所管する環境衛生施設の維持管理及び環境衛生に関する団体への負担金の交付等でございます。この事業により住みよい住環境の確保を図るものでございます。決算額につきましては15億8,835万9,000円でございます。特定財源の2億6,250万円は、地方債となります。

事業内容としましては、項目の欄、協議会等負担金にかかる費用になりますが、それぞれの負担金の合計は15億8,484万2,000円でございます。また、その他事務費等につきましては351万7,329円となっており、協議会等負担金の15億8,484万2,000円と合わせて15億8,835万9,000円となります。

その中の内訳として主な支出を占めるのは、東総衛生組合や東総地区広域市町村圏事務組合の負担金でございます。

また、現在、広域ごみ処理施設や最終処分場の建設工事が進められておりまして、ごみ処理広域化の推進が図られました。

なお、広域ごみ処理施設の建設事業は、令和2年度末までにごみ処理施設及び最終処分場の建設を完了し、令和3年度から稼働される予定でございます。

次に、44ページをお願いします。

災害廃棄物処理関係事業でございます。決算書では181ページ、183ページ、ちょっと飛びますが、193ページになります。

この事業は、昨年の台風15号及び19号の被害により大量の災害廃棄物が発生したため、旭市建設業災害対策協力会に協力を要請しまして、災害廃棄物の仮置場の設置、その管理及び災害廃棄物の受入れ処理等を行ったものでございます。

決算額は1億4,672万2,000円でございます。財源内訳のうち、特定財源の4,308万円は

国庫補助金で、その他 66 万 4,000 円は、災害廃棄物分のリサイクル資源売却収入でございます。一般財源は 1 億 297 万 9,000 円となります。

中段の事業内容についてでございますが、災害廃棄物の処理に当たっては、発災当初は予算がなかったため、環境衛生対策推進事業の現計予算、表の中段の表の右側になりますが、そこから支出をしておりました。事業内の流用で対応しておりました。

災害関係の経費の支出は 2,749 万 9,149 円、その他通常事業費等が 6,310 万 8,679 円、合計で 9,060 万 7,873 円でございます。

次に、昨年 10 月の補正で対応いたしました災害廃棄物処理事業ですが、こちらの事業費の合計は 5,611 万 4,274 円でございます。

決算額 1 億 4,672 万 2,000 円のうち、通常事業費分 6,310 万 8,679 円を除いた災害廃棄物処理関係事業費は 8,361 万 3,468 円となります。内訳といたしましては、表の右側に合計金額がございますが、こちらの表に記載した内容となっております。

なお、災害廃棄物の処分量ですが、こちらに記載されているのは業者委託により処理した数量でございます。それ以外に、クリーンセンター及びグリーンパーク、最終処分場なんです。そちらへ搬入しまして処理した量を含めると、合計で 2,487 トンとなります。こちらは、すみませんが、記載がございません。

また、リサイクル資源売却収入の 66 万 3,967 円につきましては、仮置場に搬入されました、いわゆるトタン等の鉄くずですが、それを売却したものでございます。

これらの事業により、災害廃棄物の受入れ、管理及び処理業務が適正かつ迅速に行われ、台風被害後の生活環境の保全、公衆衛生の確保が図られました。

次に、最後でございますが、45 ページをお願いします。

住宅用省エネルギー設備設置助成事業でございます。決算書では 189 ページになります。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的として、省エネ型社会の実現や自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、この住宅用省エネルギー設備を設置する個人の方に、その設置費用の一部を補助したものでございます。住宅用省エネルギー設備につきましては、太陽光発電設備のほかに、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システムを補助対象としたものでございます。

決算額は 926 万 4,000 円でございます。財源内訳のうち、特定財源の 601 万 9,000 円につきましては県の補助金となります。一般財源は 324 万 5,000 円でございます。

また、令和元年度の補助金の交付件数は 95 件となっております。内訳は、定置用リチウ

ムイオン蓄電システムが 48 件で、事業費が 480 万円と最も多く、太陽光発電設備につきましては 47 件で、事業費は 446 万 4,000 円でございます。

なお、家庭用燃料電池システム、それと太陽熱利用システムについてはご利用がございませんでした。

県要綱の改正で平成 30 年度から新築住宅が対象外とされるなど、太陽光発電設備の補助対象要件が大幅に狭められましたが、市では、これまでの補助対象要件を保持し、太陽光発電等の普及拡大を図るため、一般財源による補助を行い、省エネ型社会を推進しております。

以上で環境課の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、昼食のため、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6 分

再開 午後 1 時 10 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、4 款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮内保委員。

○委員（宮内保） それでは、1 点ほど質問します。

173 ページ、備考欄 7、あさひ健康応援ポイント事業について、詳しく内容教えてください。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、ポイント事業の内容ということでよろしいですか。

こちらですね、健康診断の受診や健康目標への取り組みに対して、ポイントを付与しまして、500 ポイント以上貯めて申し込んだ方の中から、抽選で健康づくりに役立つ景品を進呈するという事業です。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内保） それはドックなんかも該当するの。

具体的に 500 ポイントというのは、どういうあれなの。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 今年の場合はなかなか検診等が中止になってて、ポイントにならないんですが、通常であれば、昨年度であれば、検診を受けた場合に 100 ポイントだとか、あと自分で健康にいいものを、目標を立てて、やった場合には 200 ポイントだとか、100 ポイントだとかというのを貯めていきまして、がん検診だとか、スポーツ教室に参加したとか、配点項目がありまして、それを自分で実施した場合に、500 ポイント貯まった場合には、申込用紙を出していただいて、最終的には年度末に抽選して景品を進呈するというようなものでございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 説明資料の 41 ページのがん検診の事業なんですけども、今年からピロリ菌の検査ですか、始めたということでもありますけども、40 歳から 70 歳で、5 歳刻みで検査ができるということであろうかと思うんですけど、その理由と、それからピロリ菌の検査の対象の人数はどのくらいいるのか、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、5 歳刻みの理由ですけども、こちらは各医療機関、地域の医療機関等に影響が出ないように、陽性になった場合には、当然内視鏡をやるようになりますので、そうするとあまりにも大勢ですと、医療機関が混乱しますので、その辺医療機関と調整をいたしまして、そういうような形にしております。

あと、70 歳までにした理由というのも同様でございまして、医療機関と調整しまして、やはり精密検査になった場合に、医療機関の受け入れ枠が足らなくなるというような理由から、医師会等も相談しまして、このような形にさせていただきました。

あと、対象者というようなことですけども、対象者としましては 6540 人ぐらいいらっしゃいます。うち、申込された方が 812 人、実際に受けた方が 648 人というような形になっています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 648 人の方が実際にこの検査を受けたということですが、この陽性率というのはわかりますか。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 精検になった率としては 20.1%ということでございます。

要は精検者数としましては 130 人ということになります。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 要精検が 130 人。ピロリ菌の検査というのは、ピロリ菌がいるかいないかということですよ。いたらその除去の薬を飲むと。それでピロリ菌がいなくなるということだろうと思いますけども、その 20.1%が、要はその薬を飲まなければ駄目だということでしたっけ、今の答弁は。

（発言する人あり）

○委員（島田和雄） そういうことですか。じゃ、意外と少なかったと。ということですよ、全体の数からすれば。

（発言する人あり）

○委員（島田和雄） 多いですか。多いか少ないかはともかく、その後ですよ、陽性反応出た人に対して、除去のための受診を推奨していると、言われましたけども、それが大事だと思うんですが。要は推奨、勧奨で終わりじゃなくて、やりましたというような、そこまでは確認してはいないんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 一応、精検を受診した数は把握しております。115 人が新たに精密検査を受けているということでございます。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 受診しなかった人が要は問題だと思いますので、そういった人にやっぱりきっちり、せつかくここまでやったということですので、そんなに大変な作業ではないと思いますので、ぜひ最後までお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 受診勧奨につきましては、ピロリ菌に限らず、がん検診全て受診勧奨、精検の場合には受診勧奨しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、4款衛生費について質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 5款労働費につきましては、本会議で説明のとおりでございます。特に補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、5款労働費について質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、6款の農水産業費につきまして、農水産課より決算に関する説明資料によりご説明申し上げます。

まず、説明資料46ページをお願いいたします。決算書203ページになります。

○委員長（向後悦世） 農水産課長、補足説明が長くなるようでしたら着座で構いませんので、

お願いいたします。

○農水産課長（多田一徳） すみません。では、失礼して座させていただきます。

それでは、水田農業構造改革推進事業についてご説明させていただきます。

決算額は8,171万6,000円で、財源内訳の国県支出金1,821万1,000円は、県単独事業補助金で、10アール当たりの補助単価により、作付面積に応じて交付されます。一般財源は6,350万5,000円でございます。

この事業は、米価の下落や米の消費量が減少する中、水田農業を保持するため、飼料用米や転作作物の栽培などの取組に対して支援したものでございます。

事業の内容につきましては、上段の水田自給率向上対策事業が、県の単独補助金で、固定団地型ほか2事業となっております。

中段の転作作物等推進事業は、市単独の補助金でございます。転作作物のほか、4事業となっております。なお、飼料用米転作は、耕種農家と受け入れる畜産農家、双方への補助をしてございます。

下段の転作団地推進事業につきましても、市の単独補助で、麦転作と景観形成作物を3ヘクタール以上の団地化にした場合に加算されるものです。

事業の効果につきましては、本事業の実施により、国や千葉県が推進する需要に応じた米生産の促進につながり、水田農業経営の安定を支援してまいります。

続きまして、47ページをお願いいたします。決算書203ページでございます。

園芸生産強化支援事業になります。

決算額は4,325万7,000円で、財源内訳で、国県支出額3,605万1,000円は、県単独補助金で、補助率は内容により事業費の4分の1または3分の1となっております。一般財源は720万6,000円でございます。

この事業は、千葉県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用いたしまして、園芸作物の生産力や品質の向上に必要な機械等の導入や生産施設の整備、改修を支援したもので、補助対象は、市内認定農業者13件、事業費が4,325万7,000円となります。

事業内容につきましては、生産力強化支援型、園芸施設リフォーム支援型、園芸施設スマート農業推進型となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、この事業につきまして、市の補助金といたしまして、合わせて720万6,000円の上乗せの補助をしてございます。

事業の効果につきましては、本事業の実施により、施設園芸をはじめとした産地の生産性

の拡大や生産コストの削減に寄与することができました。

続きまして、48 ページをお願いいたします。決算書は 209 ページになります。

畜産環境フレッシュ事業になります。

決算額は 106 万 2,000 円で、全て一般財源でございます。

この事業は、畜産の臭気対策として、家畜排せつ物の消臭効果のある食料添加物などの導入を支援し、消臭効果の実証実験を行ったものです。

事業の内容につきましては、取組農家が 4 件で、全員が飼料添加剤を導入し、その導入費用に対し補助をしたものでございます。

事業の効果につきましては、導入した飼料添加剤を家畜へ給餌した結果、臭気等の苦情が減ったという生産者の声もあり、自主的な取組を促進することができました。

続きまして、資料 49 ページをお願いいたします。決算書 211 ページになります。

農業基盤整備事業になります。

決算額は 9,465 万 1,000 円で、財源内訳の地方債 8,720 万円は、農業農村補助事業に対して借り入れることができる公共事業等債で、充当率 90%でございます。一般財源は 745 万 1,000 円でございます。

事業の内容としましては、農地の利用集積などにより担い手の育成を図るため、ほ場整備と併せ、農業用排水路や農道の整備を行っております。市内 3 地区の県営土地改良事業に対しまして、経営体育成基盤整備事業、広域農業基盤緊急整備促進事業の負担金を支出したものでございます。それぞれの内容につきましては記載のとおりとなっております。

事業の効果につきましては、本事業の実施により、効率的、安定的な農業経営の育成を目的とした農業基盤の整備を促進することができました。

続きまして、50 ページをお願いいたします。決算書 211 ページになります。

農業水利施設改修事業になります。

決算額は 1,125 万 9,000 円で、財源内訳の地方債 310 万円は、農業農村補助事業に対して借り入れることができる公共事業等債で、充当率 90%でございます。一般財源は 815 万 9,000 円となっております。

この事業は、農業用水施設の長寿命化を図るストックマネジメント事業や農業用排水路の改修を行う団体を支援するものです。事業の内容としましては、4 事業、それぞれの事業の負担金でございます。

下段の農業用排水路改修工事につきましては、市内の農業者団体が行う排水路の掘削な

ど、8件で34万7,000円の支出でございます。

事業の効果につきましては、本事業の実施により、老朽化や破損により機能が低下した農業用排水路などの機能を確保するとともに、施設の長寿命化に貢献いたしました。

以上で、議案第1号の農水産課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、6款農林水産業費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、また3点ほど質問させていただきます。

まず、201 ページ、備考欄に、新規就農総合支援事業、これが補助金が675万円、そして新規転入農業者支援事業補助金が14万6,000円。それで、昨年の資料を見てちょっと思ってたんですけども、昨年在955万464円ということで、何か執行金額がだいぶ減っているということで、どういう原因でこれだけ減ったのか、その辺、ちょっと教えてください。

それとあと、203 ページの備考欄9、園芸生産強化支援事業、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金、これは今年度のあれが4,325万7,000円、昨年在8,180万2,000円。だから前年度の約半分ということで、これもだいぶ減っているから、やっぱりこれは件数とかが減った理由なのか、その辺の原因はどうなのかお聞きします。

それとあと、205 ページ、備考欄11、農業活性化推進事業、その農業経営多角化支援事業補助金450万円についての、これは内容、どういうものなのか教えていただきたいと思います。

その3点、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、201 ページの新規就農総合支援事業補助金についてでございますが、これにつきましては国の農業次世代人材投資資金というものでございまして、減った理由ですけれども、平成30年度につきまして8名、令和元年度につきましては4名の方の事業の実施ということで、4名ですね。4名でございます。この事業は、後継者が新たに農業を実施するということにつきまして補助をするという事業でございます。

それで、平成30年度に申し込まれた4名の方なんですけど、当初は、要綱に沿いまして、独自の農業を実施するということで申込みがございましたが、後になりまして親元への就

農というような形に方向性が変わりましたので、この事業、要綱に合致してこなくなったということで4名取りやめまして、現在4名の実施ということで金額のほうが減っております。

続きまして、203 ページの「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金であります、こちらの事業につきましては県の県単事業でございます、こちらの事業は、要望者が要望の時点で、たくさん多くの要望がございます。ただ、実施になりますと手を下げる農家がやはり多くございまして、計画変更等の中で実際の実施需要者のほうが減ったということで、事業費のほうも減っております。

平成 30 年度と令和元年度の差でございますけれども、こちらでも要望者の数が単純に減ったということでの金額、予算額の違いということでございます。

続きまして、205 ページの農業経営多角化支援事業補助金でございますけれども、こちらは県単の事業として、農業経営多角化支援事業というものになります。農業者が自ら生産されているものを加工等をして、6次産業化ということで加工、流通、販売について新たな取組を行う場合に支援してございます。

それで、元年度のものにつきましては、養鶏農家のほうでバウムクーヘンの製造ということで機械等を導入してございます。

この事業につきましては、平成 30 年度については実施者がおりませんでしたので事業はゼロということで、今年度 450 万円ということで、その分が事業費が上がっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは再質問させていただきます。

新規就農支援事業のあれは4名辞退があったということで、具体的にどういうことで、何かやはりこの補助事業の縛りみたいなのが相当厳しいということで、そういうあれでなったのか、その辺伺います。

それとあと、この園芸生産強化支援事業の「輝け！ちばの園芸」、これは前々から非常に希望者が多くて、結構順番待ちみたいなことで、だいぶ人気があって、申込者がすごく多かったということをずっと聞いていて、なかなかこれに該当しない農家が多かったということとをちょっと聞いていたんですけれども、元年度がこんなに半分以下になったということで、それも何かやはりちょっと原因があるのか、その辺をお聞きします。

それとあと、多角化支援事業補助金、この 450 万円。今、6次産業化で1件のあれが出ま

したけれども、これは1件だけですか。ほかに何か6次産業化をした件数とかは分かりませんか。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、先ほどの農業次世代人材投資資金交付金でございます。

こちらは青年就農者の定着を図るということで、親元の就農ではなく、新たに経営を行うということが要件になっておりますので、親と同じ中での経営ということは国の補助事業のほうでは認められておりません。ですので、この後から辞退された方につきましては、先ほどもちょっと触れさせてもらいましたが、当初の計画では親とは違う経営を自立して行うということで計画をされておりましたが、その後、親元の就農というような計画の変更というようなことがございまして、その時点で事業に該当しなくなったということで、事業のほうからは外れるということでございます。

それから、園芸生産のほうでございますけれども、基本的に要望数が減ったということになるんですが、資金面のほうで手を下げた農業者も、見送ったという方もおります。元年度につきましては、災害の関係で、2件、事故繰越になっている方もございますので、一応、要因としましては、そういったような要因となっております。

それから、農業経営多角化の支援事業でございますけれども、令和元年につきましては、このバウムクーヘンの機械の1件でございました。直近でいきますと、平成27年に2件ございましたが、それ以降につきましては事業の実施がございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） では、1番目の新規就農総合支援事業、これは、新しい、親と違う作物を作ったから、新規就農で新しいキュウリなりトマトなりを作るからということで、新規就農者でこの支援事業の対象になるんじゃないかと、申込みで、こういうのをやりたいからということで、この新規就農者としての補助対象になるんですか。

（発言する人あり）

○委員（宮内 保） 要するに、途中でやはりそういうのができないからということで辞退するわけか。でも、これは、4件というのは事前のあれでもう少し審査できないんですか。審査というか、もう少しちょっと事前の、事前というより、その決定をする前に何か分かりそうなんですけれども、その辺ももう少しちょっと説明してください。

それとあと……

○委員長（向後悦世） 宮内保委員、質疑は質疑で簡潔にさせていただいて、答弁を求めて。何回でもできますので、よろしくお願いします。

○委員（宮内 保） では、取りあえずそれだけで。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） この事業につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、親とは違う事業を、もう完全に自分で独立して経営を行うということで計画のほうは出していただいておりますが、この場合、当初はそういった計画で出されていたものが、次年度、国庫補助事業になりますので、2年後、3年後という中での事業取りやめということになりますと、補助金の返還とかという部分もございますので、その辺、農業者のほうで早い判断といいますか、1年の中で経営の転換といいますか、親元のほうへということでの事業転換をしたということだとちょっと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） 相当縛りのきつい事業で、それをすごく辞退する人も多いような気がするんですよ。現実的に新規就農者というのは何人ぐらいいるんですか。

○委員長（向後悦世） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 失礼しました。新規就農者につきましては、平成30年度で27名、令和元年度で20名となっております。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

決算書の201ページ、備考欄1の農業振興事務費の中の19番、一番最後になります。幽学の里米づくり交流事業補助金102万4,374円についてお尋ねします。この直近の3か年間の参加者数をお尋ねします。市内の家族、市外の家族に分けてお知らせください。お願いします。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 直近3か年の参加者でございますけれども、幽学の里で米づくり交流事業ということで、こちらにつきましては、市川市の子ども会と、それから一般参加ということで、2グループといいますか、分けて実施をしてございます。

順番に、平成29年度から実績について答えさせていただきます。平成29年度につきましては、市川市子ども会につきましては250名、一般の参加ということで、市内で43名、市外で206名の参加がございました。平成30年度におきましては、市川市子ども会が242名、一般の参加としまして、市内が47名、市外が215名の参加がございました。令和元年になりますけれども、市川市が202名、一般参加が市内15名、市外213名となっております。以上でございます。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） この参加申込みの一家族の金額と一家族の定員といいましょうか、それをお尋ねしたいと思うんですけれども。あと、全体の定員。これは、ホームページに記載されている部分では、参加者が大勢の場合には抽せんになりますと書いてあると思うんですけれども、この全体の定数がありましたらお尋ねしたいと思います。また、それに対して過去に抽せんがあったかどうか、この2点、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 一家族の参加費につきましては、一家族6,000円となっております。一家族の定員につきましては、だいたい1組4名程度という中で予定をしております。

それで、全体での定員でございますけれども、特に何名までということは設けてはいないんですけれども、事業を実施します幽学のほうの旧林家ですか、そちらのほうで事業を実施しておりますので、そちらに入れる人数と申しますか、事業をするのに支障がない人数ということで、だいたい、先ほど回答させていただきましたけれども、多くて250名前後というところで募集をさせていただいております。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

伊藤保議長。

○議長（伊藤 保） 215ページですね、決算書の。この森林環境整備基金積立金というのがありますけれども、これは予算としては290万円積み立てることになっているんですけれども、269万100円というふうになっているんですけれども、20万9,900円というのはどこへ流用したんでしょうか伺います。

○委員長（向後悦世） 伊藤保議長の質疑に対し、答弁を求めます。

ここで暫時休憩いたします。しばらく休憩いたします。では、そのまま自席でお待ちください。

ただいま暫時休憩と申しましたが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

伊藤保議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 当初予算に対しての差額の20万9,900円につきましては、不用額ということでその金額、20万9,900円となっております。

失礼しました。積立金の森林環境整備基金積立金でございますけれども、こちらは、今後の森林環境整備事業に充てるための財源として、基金として積み立てているものでございます。その予定額に対しまして、積立金としての収入が少なかったということで不用額とさせていただきます。

それから、もう1点、すみません。先ほどの宮澤委員のほうの質問の中で、1点漏れておりましたので回答させていただきます。

幽学のほうの申込みの中での抽せんでございますけれども、過去に抽せんを行ったことはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

伊藤保議長。

○議長（伊藤 保） そうすると、一応、予定としては290万円補助金があるという、交付金ですか、来るということで予算を盛ったんですけれども、269万100円しか来なかったということで理解してよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 伊藤保議長の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 実際に決算として入った金額が 269 万 100 円だったということでございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、6 款農林水産業費について質疑を終わります。

続いて、7 款商工費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、7 款の商工費について補足説明申し上げます。

別冊の決算に関する説明資料をご準備いただきたいと思います。51 ページになります。

まず、商業活性化推進事業でございます。決算書では 221 ページになります。

決算額は 2,218 万 5,000 円で、財源の内訳は、ふるさと応援基金からの充当が 500 万円、残りは一般財源でございます。

本事業は、地域商業の活性化のために商業組織等が行う各種事業に対し、助成を行うものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。事業内容のほうをご覧くださいと思います。

主な事業としまして、まず最初ですが、空き店舗活用事業補助金でございます。市内の空き店舗を活用して事業を行う者に、改装費または賃借料の補助を行うものでございます。昨年度は、改装で 1 件、それから賃借料で 2 件の申請がございました。事業費 178 万円を支出しております。

続いて、真ん中辺りになりますが、旭市商店街振興事業補助金でございます。この中で主なものとしましては、プレミアム付商品券の発行事業でございます。こちらは、7 月と 12 月に合わせて 1 万 7,000 セット、10%のプレミアム付商品券を発行したものでございます。発行総額は 1 億 8,700 万円でございます。

続いて、その下の補助金につきましては、市内の商店会または商店街が行いました売出しイベントの補助、また駐車場や街路灯等の整備の補助を行ったものでございます。

事業効果につきましては、これらによりまして商業の活性化や消費者の喚起が図られたものと見込んでおります。

続きまして、次のページ、52 ページをお願いします。

観光振興対策事業でございます。こちらは 2 つの事業を合わせたものでございます。決算

書は 225 ページ、227 ページ、それから 229、231 となっております。

決算額は 3,163 万 4,000 円、そのうち特定財源は 2,190 万 8,000 円でございます。

内容につきましては、事業概要のその下のその他特定財源の内訳のとおりでございます。

まず、主なものとしまして、観光創出プロモーション事業でございます。これは、市の観光資源を広く PRするとともに、新たな観光資源の創出、また観光の振興を図るものでございます。

この中で主なものとしまして、広告料、この中でラッピングバス、これは東京から銚子市間を運行しております高速バス、そちらに市の観光スポット等をラッピングしたものを運行したものでございます。そのほかに、テレビ埼玉等で、昨年度、動画を作成しましたが、それをスポット CMとして放映した放映料でございます。

その下の委託料、こちらにつきましては、「恋する灯台」を中心に、若者向けに市の PR 動画を作成したものでございます。先ほどの広告料のほうでこれを放映したものでございます。

続きまして、その下の観光イベント事業でございます。

これは、各種イベントに係る事業経費について、各実行委員会等へ補助金を支出したものでございます。

主なものとしまして、広告料、こちらにつきましては、テレビ、ラジオを使った夏期観光イベントの PR 等が主でございます。

その下の補助金、これは、記載のとおり、各実行委員会等にイベントの補助を行ったものでございます。

これを受けまして、事業効果でございますが、市内の観光スポットを紹介したラッピングバス、それから「恋する灯台」を中心にした PR 等で、観光の振興の一翼を担ったものと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、第 7 款商工費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、7 款商工費についての質疑を終わります。

続いて、8 款土木費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、建設課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。

本日お手元にあります決算に関する説明資料及び建設課からお配りした令和元年度予算科目・事業別工事一覧表という横書きの資料により説明をさせていただきます。

それでは、説明資料の 53 ページをお開きをお願いしたいと思います。

道路新設改良事業です。決算書は 239 ページ、備考欄 2、3、4 番でございます。

決算額は 1 億 2,441 万 4,000 円でございます。財源内訳は、一般財源となります。括弧書きの上段は繰越明許分の額で、下段の括弧書きは事故繰越分の額となります。

現年分の事業内容ですが、委託料、こちらは工事一覧表 11 ページ上段の表をご覧ください。

調査・設計委託 3 件で、土質調査……

○委員長（向後悦世） 建設課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○建設課長（加瀬博久） では、すみません、着席して説明させていただきます。失礼します。

委託料、こちらは工事一覧表で 11 ページ上段の表をご覧ください。調査・設計委託 3 件で、土質調査、土地不動産鑑定、物件補償調査を実施したものです。

工事請負費、こちらは工事一覧表の 11 ページ中段の表から 13 ページまでの表になります。道路改良工事 1 件、道路排水工事 30 件、道路舗装工事 4 件を実施いたしました。

公有財産購入費は、道路用地購入 10 件で 441.54 平方メートルを購入しております。

補償補填及び賠償金は、物件補償 7 件で、ガス管の移設 1 件、電柱移設 1 件、ブロック塀や立竹木等への補償 5 件分でございます。

現年分の事業費は 1 億 896 万 2,313 円でございます。

中段の表は平成 30 年度繰越明許分、下段の表は平成 30 年度事故繰越分でございます。記載のとおりとなっております。

次に、説明資料の 54 ページをお願いしたいと思います。

蛇園南地区流末排水整備事業です。決算書は 239、241 ページ、備考欄 5 番となります。

決算額 8,758 万 6,000 円で、財源内訳は、合併特例債 8,320 万円、一般財源は 438 万 6,000 円でございます。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事一覧表 15 ページ、上の表になります。調査・設計委託 2 件は、構造物を敷設するための修正設計と当地区内における面整備工事の実施設

計委託分でございます。

工事請負費は、工事一覧表の 15 ページ、下の表になります。道路排水整備工事を 7 件実施いたしております。

現年分の事業費は 8,758 万 5,767 円でございます。

次に、説明資料の 55 ページをお願いします。

旭中央病院アクセス道整備事業でございます。決算書は 241 ページ、備考欄 6、7、8 番でございます。

決算額は 2 億 379 万円でございます。財源内訳は、国からの交付金 4,220 万円、合併特例債 1 億 5,330 万円、一般財源は 829 万円でございます。括弧書きは、上段が繰越明許分の額で、下段は事故繰越分の額となっております。

現年分の事業内容ですが、委託料は、工事等一覧表 16 ページの上段と中段の表となります。調査・設計委託 2 件は、積算に用いる資材価格の実態価格調査と土質調査を実施し、調査・測量委託 2 件は、土地不動産鑑定を行ったものでございます。

工事請負費ですが、工事等一覧表の 16 ページ下段の表になります。道路改良工事を 5 件実施しております。

公有財産購入費は、道路用地購入 1 件で、111.71 平方メートルを購入しております。

現年分の事業費は 9,553 万 4,993 円でございます。

続きまして、中段の表は平成 30 年度繰越明許分、下段の表は事故繰越分で、記載のとおりとなっております。

次に、説明資料の 56 ページをお開きください。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。決算書は 241 ページ、備考欄 9 番でございます。

決算額は 1,828 万 2,000 円で、財源内訳は、国からの交付金 340 万 5,000 円、合併特例債 1,390 万円、一般財源は 97 万 7,000 円でございます。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事一覧表 18 ページ、上の表になります。調査・測量委託 2 件は土地不動産鑑定を実施し、使用料及び賃借料は、作業用地の借り上げ 5 件分でございます。

工事請負費は、工事等一覧表 18 ページの下表になります。道路改良工事 5 件を実施しております。

公有財産購入費は、道路用地購入 2 件分で、449.10 平方メートルを購入いたしました。

現年分の事業費は 1,828 万 2,246 円でございます。

次に、説明資料の 57 ページをお願いします。

南堀之内バイパス整備事業でございます。決算書は 241、243 ページになります。備考欄 10 番でございます。

決算額は 789 万 9,000 円で、財源内訳は、合併特例債 750 万円、一般財源が 39 万 9,000 円でございます。

事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表 19 ページ、上の表になります。調査・設計委託 1 件は、土質調査を実施しております。

工事請負費は、工事一覧表 19 ページの下表になりますが、道路改良工事 1 件を実施いたしました。

公有財産購入費は、道路用地購入 1 件で、55.25 平方メートルを購入しております。

現年分の事業費は 789 万 8,615 円でございます。

次に、説明資料の 58 ページをお願いいたします。

震災復興・津波避難道路整備事業でございます。

決算書は 243 ページ、備考欄 11、12 番でございます。

決算額は 2 億 8,337 万 4,000 円で、財源内訳は、国からの交付金 8,465 万 6,000 円、その他は東日本大震災復興交付金基金繰入金で 660 万 9,000 円、一般財源が 1 億 9,210 万 9,000 円です。括弧書きは繰越明許分の額となっております。

現年分の事業内容ですが、委託料、こちらは工事等一覧表 20 ページの表になります。調査・測量委託 7 件は、物件補償調査 3 件、土地不動産鑑定 4 件を実施しております。

工事請負費は、こちらは工事等一覧表 21 ページになります。道路改良工事 10 件で、椎名内西足洗線の工事を行ったものでございます。

公有財産購入費は、道路用地購入 6 件で、内訳は、横根三川線が 2 件分で 1,553.91 平方メートル、椎名内西足洗線が 4 件分で 4,213.48 平方メートルを購入しております。

補償補填及び賠償金は、物件補償 4 件で、内容は、横根三川線においてフェンス等への補償 1 件と、椎名内西足洗線では農業用ハウス等への補償 3 件分であります。

現年分の事業費は 1 億 8,735 万 3,361 円でございます。

続きまして、下の表は平成 30 年度繰越明許分でございます。記載のとおりとなっております。

次に、説明資料 59 ページをお願いしたいと思います。

冠水対策整備事業でございます。決算書は 243、245 ページ、備考欄 13、14、15 番でござ

います。

決算額は1億1,534万1,000円で、財源内訳は、合併特例債1億910万円、一般財源は624万1,000円でございます。括弧書きの上段は繰越明許分の額で、下段が事故繰越分の額となっております。

現年分の事業内容ですが、負担金補助及び交付金1件につきましては、工事施工に伴いまして水道管の切り回しが必要になったため、工事負担金を支出したものでございます。

補償補填及び賠償金は、物件補償2件で、電柱移設への補償でございます。

現年分の事業費は684万4,024円でございます。

続きまして、中段の表は平成30年度繰越明許分で、下段の表は平成29年度繰越明許の事故繰越分の表でございます。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定についてのうち、都市整備課所管の事業についてご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の60ページをご覧ください。

事業名、住宅リフォーム補助事業です。決算書は257ページになります。

この事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として……

○委員長（向後悦世） 都市整備課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので、お願いします。

○都市整備課長（栗田 茂） それでは座らせていただきます。失礼します。

この事業は、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、リフォーム工事費の一部を補助するものです。

決算額は1,329万5,000円。財源内訳の特定財源、国県支出金は、社会資本整備総合交付金135万円です。

具体的な事業内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に工事費用の10分の1以内を補助するもので、限度額は20万円となっております。令和元年度は、84件の申請に対し補助を行いました。

リフォーム工事の内訳としましては、外壁・屋根等が46件、浴室・トイレ・キッチン等の水回りが31件、内装・建具等が7件となっております。

次に、事業名、被災住宅修繕支援事業です。決算書は257ページになります。

この事業は、令和元年台風 15 号等、一連の災害により被害を受けた住宅の修繕費用について、対象工事費の 20%を補助したものです。

決算額は 1,146 万 6,000 円。財源内訳の特定財源、国県支出金は 917 万 1,000 円で、その内訳としまして、社会資本整備総合交付金 435 万 1,000 円、千葉県の被災住宅修繕緊急支援事業補助金 482 万円です。その他特定財源としまして、災害見舞金 229 万 5,000 円を充当しております。

この事業につきましては、現在もまだ修繕が完了していない住宅もあり、本年度も継続して実施しているところでございます。

以上で都市整備課の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、8 款土木費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 決算書の 257 ページの一番最後の 9 番目の雇用促進住宅整備基金積立金が 356 万円余りですかということの中で、この積立金、前年と比べますとかなり減少しているようでありますけれども、積立金というのはどういうお金を積み立てているのかお伺いをします。

それと、この雇用促進住宅の入居率ですか、どのくらいかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） まず、基金の内容についてご説明いたします。雇用促進住宅の整備基金の積立金につきましては、雇用促進住宅の使用料等から雇用促進住宅の管理費を差し引きまして、それを積立金とするところになっておりまして、そこに基金の利息を足しまして、今回の 356 万 8,748 円になっております。

入居率は、ちょっと今調べます。

○委員長（向後悦世） ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2 時 3 6 分

再開 午後 2 時 3 7 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 失礼しました。平成 31 年 4 月 1 日現在で 44 の入居がございまして、率にしまして 55.69%でございます。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 基金につきましては、使用料から管理費を引いた、いわゆる利益の部分ですか、これを積立金にするんだという、基金にするということでありました。

この入居率については 55.69%ということで、ほかの、この雇用促進住宅も今、市に移管されておりまして、市営住宅というような、大きく考えればそういうことだろうと思いますが、そういった中で、市営住宅につきましては恐らくもうちょっと、かなりこの入居率は高いと思いますけれども、この住宅は、雇用促進住宅は勤労者でないと申し込めないといったような決まりがあるということで、一般の人は、その対象外の人はなかなか入居できないというような縛りがあったんですが、入居率も少ないというようなことの中で、そういう何か縛りはなくすことができないのかどうか。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現時点では入居資格を変えることはできないというふうに考えております。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 現時点でできないということは、何かできる可能性はあるんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 建築の目的が違いますので、その辺はちょっともう少し勉強してから回答させていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） せっかくああいった市営住宅が、市営住宅といいますか、市が保有している住宅があるわけでありまして、できるだけ入居していただきたいということであり

ますので、その辺、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 答弁はいいですか。

○委員（島田和雄） いいです。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、8款土木費についての質疑を終わります。

それでは、5款労働費から土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時45分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 9款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

説明資料62ページをお開きください。

初めに、消防車両整備事業です。決算書では261ページ中段となります。

この事業につきましては、高規格救急自動車1台、資機材搬送車1台の更新整備を行いました。

決算額は5,848万5,000円であります。財源の国県支出金は消防防災施設強化事業費補助金491万9,000円、地方債は消防施設整備事業債・緊急防災減災事業債3,420万円、一般財源は1,936万6,000円になります。

○委員長（向後悦世） 消防長、長くなるようでしたら着座でよろしいですので、よろしくをお願いします。

○消防長（川口和昭） ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。

事業内容につきましては、飯岡分署配備の高規格救急自動車1台、3,619万円、消防署配備の資機材搬送車1台、2,221万9,224円、この更新整備を行いました。その他として、保険料、自動車重量税、7万6,171円であります。

事業効果といたしまして、救急車両では、最新のストレッチャー、これは傷病者を運ぶタンカ機材ですけれども、これを導入したことで患者さんの体位管理が容易になりました。また、資機材搬送車両では、油圧リフターを装備したことで、重量物の積み下ろし作業において隊員の負担軽減をすることができるようになりました。

続きまして、説明資料 63 ページをお開きください。

消防団施設強化事業でございます。決算書では 265 ページ上段になります。

この事業につきましては、消防団員の活動服を総務省消防庁の新基準のものに変更し、また消防団ゴム長靴、消防ホース、そしてチェーンソーで活動する際の切創防止用の保護衣、これを購入、装備いたしました。

決算額は 1,308 万 9,000 円であります。財源の国県支出金は消防防災施設強化事業費補助金 218 万円、一般財源として 1,090 万 9,000 円であります。

内容につきましては、新基準の活動服、上下各 800 着、合わせまして 1,082 万 4,000 円、消防団用のゴム長靴 80 足、消防用のホース 47 本、そして下肢の切創防止用保護衣 47 着、合わせまして 226 万 4,735 円であります。

事業効果といたしましては、合併後初めて活動服を変更したことで士気向上が図れました。また、樹木の切断作業に下肢の切断防止用保護衣を装備し、作業の安全性を確保することができました。

続きまして、資料 64 ページ、消防団車両整備事業であります。決算書では 265 ページ下段となります。

この事業につきましては、消防団用水槽付消防ポンプ自動車 1 台、これの更新整備を行いました。

決算額は 2,840 万 8,000 円であります。財源の国県支出金は消防防災施設強化事業費補助金 180 万 7,000 円、地方債は消防施設整備事業債 1,410 万円、一般財源は 1,250 万 1,000 円であります。

事業内容につきましては、旭地域・椎名内浜、西足洗浜地区を管轄します第 1 中隊第 2 分団第 1 部配備の水槽付消防ポンプ自動車 1 台、2,839 万 330 円、この更新整備であります。その他といたしまして、保険料、自動車重量税として 1 万 7,420 円であります。

事業効果といたしまして、老朽化により性能低下しましたタンク車両をポンプ車ベースで水を積載した車両に変更したことによりまして、コンパクトな車体となり、機動性が上がりました。

以上で消防本部所管事業の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 続きまして、総務課所管の事業について説明いたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長、長くなるようでしたら着座をお願いします。

○総務課長（伊藤憲治） ありがとうございます。では、失礼して着座で説明させていただきます。

説明資料の 65 ページをお願いいたします。

防災体制強化事業です。決算書では 265 ページの一番下から 267 ページにかけてとなります。

この事業は、東日本大震災の津波による被害を踏まえ、防災体制の強化・充実を図るとともに、市民の防災意識を高め、安全で災害に強いまちづくりを推進するものであります。

決算額は 1,699 万 8,000 円で、財源内訳の国県支出金 9 万 5,000 円は千葉県地域防災力向上総合支援補助金、その他は災害復興基金繰入金として 424 万 8,000 円を充当し、一般財源は 1,265 万 5,225 円です。

事業内容のうち、主なものは委託料で、このうち 1 つ目の会場設営委託料 76 万 2,480 円は、昨年 9 月 1 日に第一中学校で総合防災訓練を実施した際、来賓や住民のためにテントなどを設置したものです。

2 つ目の施設改装委託料 838 万 6,400 円は、震災の記録や記憶を後世に伝える旭市防災資料館のリニューアルに要した費用です。

3 つ目の動画制作委託料 220 万円は、東日本大震災からの復興の姿を後世に伝え残すために映像として記録したもので、旭市防災資料館において来館者や防災教育で訪れた子どもたちに視聴いただいております。

以上で総務課所管事業の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9 款消防費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、9 款消防費についての質疑を終わります。

続いて、10 款教育費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

庶務課長、長くなるようでしたら着座で構いません。

○庶務課長（杉本芳正） すみません。では、着座で説明させていただきます。

それでは、庶務課所管の主要事業について補足説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の 66 ページをお開きください。決算書では 275 ページの下段となります。

10 款 1 項 2 目幼稚園就園奨励事業です。

私立幼稚園に就園されている保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実及び振興を図るため、補助金を交付したものでございます。

決算額は 554 万 600 円で、特定財源の国庫支出金は、幼稚園就園奨励費補助金で 160 万 7,000 円です。

なお、令和元年度 10 月から国の幼児教育無償化事業が始まったことから、本事業は廃止となり、決算は 4 月から 9 月までとなっております。

事業内容の表をご覧ください。

上段の旭市私立幼稚園就園奨励費補助金 482 万 1,700 円は、保護者等の所得に応じて入園料と保育料に対して補助金を交付したもので、72 人に交付しました。

表、下段の旭市私立幼稚園第 3 子以降就園補助金 71 万 8,900 円は、第 3 子以降の園児の保護者のさらなる経済的負担の軽減を図るため、入園料、保育料、給食費に対して全額補助したもので、5 人に交付しました。

続きまして、決算に関する説明資料の 67 ページをお開きください。決算書では 283 ページの中段となります。

10 款 2 項 1 目小学校施設改修事業です。

学校施設の経年劣化による修繕工事と熱中症対策の空調設備を設置したものであります。

決算額は繰越明許分を合わせて 7 億 8,921 万 743 円で、特定財源につきましては、国庫支出金の冷房設備対応臨時特例交付金が 1 億 4,736 万 7,000 円と地方債が 2 億 9,180 万円です。

事業内容の上段の表は、全小学校の修繕料と改修工事 61 件分となります。事業費は記載のとおりです。

下段の表、平成 30 年度繰越明許分は、全小学校への空調設備設置に伴う設計業務の委託と工事でありまして、普通教室が 163、特別教室が 93 の計 256 室に設置をいたしました。事業費については記載のとおりです。

続きまして、決算に関する説明資料の 68 ページになります。決算書では 283 ページと 285 ページになります。

10 款 2 項 1 目小学校大規模改造事業です。

防災の観点から、改修の必要のある屋内運動場の防災機能強化工事を実施したものです。

決算額は繰越明許分を合わせ 1 億 8,801 万 5,300 円で、特定財源につきましては、学校環境改善交付金の国庫支出金が 4,758 万 6,000 円と地方債が 8,580 万円です。

事業内容の上の表は、矢指小と共和小の屋内運動場防災機能強化工事と、その管理業務の委託となります。事業費は記載のとおりです。

下の表、平成 30 年度繰越明許分は、干潟小と滝郷小の屋内運動場防災機能強化工事の実施と、その管理業務の委託となります。事業費は記載のとおりです。

続きまして、決算書に関する説明資料の 69 ページをお開きください。決算書では 291 ページとなります。

10 款 3 項 1 目中学校施設改修事業です。

学校施設の経年劣化による修繕工事と熱中症対策の空調設備を設置したものでございます。

決算額は繰越明許分を合わせ 3 億 6,018 万 134 円で、特定財源につきましては、国庫支出金の冷房設備対応臨時特例交付金が 7,892 万 7,000 円と地方債が 1 億 6,270 万円です。

事業内容の上段の表は、全中学校の修繕料と改修工事 26 件分となります。事業費は記載のとおりです。

下の表、平成 30 年度繰越明許分は、全中学校への空調設備設置に伴う設計業務の委託と工事でありまして、普通教室が 64、特別教室が 53 の計 117 室に設置いたしました。事業費については記載のとおりです。

続きまして、決算に関する説明資料の 70 ページをお開きください。決算書では 291 ページとなります。

10 款 3 項 1 目中学校大規模改造事業です。

防災の観点から改修の必要のある武道場の防災機能強化工事を実施したものでございます。

決算額は 4,496 万 6,000 円で、特定財源につきましては地方債の 4,440 万円です。

事業内容は、第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場の防災機能強化に伴う設計業務の委託と工事であります。事業費は記載のとおりとなりますが、工事につきましては、令和 2 年度に繰越明許しておりますので、決算額は前払金のみとなっております。

以上で庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。着座で構いませんので。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、座ったままで。

それでは、生涯学習課所管の主要事業4事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算に関する説明資料の71ページをお願いいたします。

文化振興事業です。決算書では305ページから307ページになります。

本事業は、東総文化会館を中心に各種文化事業を開催したもので、決算額は1,670万4,000円でございます。財源内訳のうち、特定財源のその他865万1,000円は、地域振興基金繰入金及び入場料収入で、一般財源は805万3,000円でございます。

事業内容につきましては、表中、項目1、市の主催事業として、旭市民音楽祭、あさひのまつりなどの6事業を実施したもので、事業費については記載のとおりです。

表中、項目の2、その他の文化振興事業費として、報償費の主なものは、あさひ少年少女合唱団の指導者への報償金でございます。

補助金・助成金については、あさひ少年少女合唱団や文化協会への補助金とあさひ舞踊会などの9団体が東総文化会館を使用した際の助成金でございます。

続きまして、説明資料の72ページをお願いいたします。

大原幽学記念館管理費です。決算書では327ページになります。

決算額は3,505万7,000円で、財源内訳は、特定財源の地方債が2,520万円、その他は大原幽学記念館使用料で34万8,000円、一般財源が950万9,000円です。

大原幽学記念館については、施設の長寿命化を図るため、計画的に施設の改修等を進めているところでございます。

事業内容の主なものでございますが、表中項目の需用費の修繕料につきましては、施設の消火設備の制御盤等の交換を行いました。

工事請負費については、空調設備の老朽化に伴い、大規模な改修工事を行ったものでございます。

続きまして、説明資料の73ページをお願いいたします。

海上キャンプ場運営事業です。決算書では331ページになります。

決算額は2,204万5,000円で、財源内訳は、特定財源の地方債が770万円、一般財源が1,434万5,000円です。

海上キャンプ場は、平成26年度から利用料金制による指定管理者制度を導入し、施設の有効活用を図っており、株式会社塚原緑地研究所が指定管理者として施設の管理運営業務

を行っております。

事業費の表中、需用費のうち、維持補修費の主なものは、浄化槽及び体育館設備等の修繕を行ったものです。

委託料の指定管理料につきましては、年度協定により株式会社塚原緑地研究所へ支払ったものでございます。

調査・設計委託料は、食事棟の建て替え、炊事棟の改修を実施するための設計業務に要したものでございます。

工事請負費につきましては、排水設備の設置工事を実施したほか、キャンプ場の改修工事として、炊事棟の屋根の塗り替え、排煙設備の改修等を行いました。事業費については記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料の 74 ページをお願いいたします。

社会教育施設再編事業費です。決算書では 331 ページになります。

決算額は 4 億 5,218 万 5,000 円で、特定財源は、地方債が 3 億 8,920 万円、その他はふるさと応援基金繰入金で 677 万 5,000 円、一般財源は 5,621 万円です。

事業内容につきましては、本年 4 月からひかた市民センターと名称を改めオープンしております旧干潟支所の長寿命化のための大規模改修と、干潟公民館の機能をひかた市民センターに移転するために必要な工事及び設計等を行ったものでございます。事業費については記載のとおりです。

大規模改造工事により施設の長寿命化を図り、老朽化した干潟公民館の機能を移転したことにより、利用者がより安全で快適に施設を利用していただけるよう事業を実施したものでございます。

生涯学習課からの補足説明は以上です。

○委員長（向後悦世） 体育振興課長。

体育振興課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（柴 栄男） ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。

それでは、体育振興課が所管します 3 事業について補足説明を申し上げます。

まず、説明資料 75 ページをお願いいたします。決算書は 335 ページ、備考欄の 3 になります。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業になります。

決算額ですが、291 万 7,000 円で、財源は全額、地域振興基金からの繰入金となります。

事業内容ですが、ドイツ卓球チームとザンビア共和国との事前キャンプに係る連絡、調整を行いました。ザンビア共和国オリンピック委員会とは、1 月 15 日に旭市総合体育館において事前キャンプについての覚書を締結し、2 月 28 日にドイツに続いて内閣官房からホストタウンに登録されました。これにより、各種交流事業の経費等については国からの財政支援が受けられることとなりました。

なお、ドイツ卓球チームとの協議は今後も継続して進めてまいります。

また、平成 29 年度から実施している既存の卓球台の天板交換を 13 台行ったことで、所有する全ての卓球台天板交換が終了して、より充実した施設の環境が整ったところです。

続きまして、説明資料の 76 ページをお願いいたします。決算書は 341 ページ、備考欄の 5 番、6 番となります。

社会体育施設改修事業になります。

決算額ですが、2 億 1,552 万 5,000 円で、財源内訳は、地方債 1 億 9,220 万円は、緊急防災・減災事業債が 3,870 万円、公共施設適正化事業債が 1 億 5,350 万円です。残り一般財源が 2,332 万 5,000 円となります。

工事請負費のうち、主なものについてご説明いたします。

上から 2 番目になります総合体育館サブアリーナ天井改修工事ですけれども、つり天井を撤去し、耐震化を図ったものです。

上から 5 番目になります総合体育館トイレ洋式化・洗面台等改修工事は、トイレ便器の洋式化と洗面台蛇口の自動水洗化などです。

続きまして、下段の表、平成 30 年度繰越明許分をご覧ください。

こちらは総合体育館の屋根・外壁改修工事ですけれども、経年劣化による雨漏りと外壁のひび割れの修繕となります。1 億 4,451 万円を支出しております。

スポーツを楽しむことにより生きがいと健康づくりの向上が図られるよう、体育施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、説明資料 77 ページをお願いします。決算書は 343 ページ、備考欄 8 になります。

サッカー場整備事業になります。

決算額は 2,860 万円で、財源は全て一般財源となります。

サッカー場整備事業につきましては、基本計画・基本設計業務を完了しました。今年度は基本設計に沿って詳細設計業務を進めているところです。

以上で、体育振興課、補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） すみません。先ほどの説明の中学校大規模改造事業の中で、特定財源の額を、地方債の額を 4,440 万円と説明しましたが、正しくは 2,440 万円の誤りです。修正をさせていただきます。どうもすみませんでした。

○委員長（向後悦世） ご苦労さまです。

それでは、担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで 3 時 25 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 25 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

それでは、10 款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

平山清海委員、お願いします。

○委員（平山清海） では、71 ページ、事業概要のところ、チェコ少年合唱団交流コンサート、あさひ寄席、米村でんじろうサイエンスショー、これは何人ぐらいお客さんが入ったのか。また、そのときの料金は幾らだったのか。また、この寄席とでんじろうさん、コンサート、幾ら払ったのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 平山清海委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、今お伺いしました 3 事業について、人数と料金と、支払いということで委託料ということでよろしいでしょうか。

それでは、まず入場者数でございますが、チェコの少年少女合唱団が 490 名、あさひ寄席が 847 名、米村でんじろうサイエンスショーですが、こちらは 2 回公演してまして、2 回合計で 1,131 名でございます。

入場料のほうでございますが、チェコが 1,500 円、これは一律でございます。あさひ寄席

が、一般の方は 3,000 円、65 歳以上の方は 2,500 円。次に、米村でんじろうですが、一般の方は 2,000 円、高校生以下は 1,000 円でございます。

次に、委託料ですが、チェコが 242 万円、あさひ寄席が 258 万 5,000 円、米村でんじろうサイエンスショーが 335 万 5,000 円でございます。

○委員長（向後悦世） 平山清海委員。

○委員（平山清海） そうしますと、これは赤字ですよ、みんなね。そうなりますよね。これでいいんでしょうか。こういうものなんですか、こういうのは。私、分かりませんけれども、赤字なら赤字でいいんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 答弁求めますか。

○委員（平山清海） では、せっかくですからお願いします。

○委員長（向後悦世） では、平山清海委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 赤字ということでございますが、事業費トータルとしては、かなり無料のものもございまして、このほかに無料の事業が市民音楽祭、あさひのまつり、旭市文化祭、スプリングコンサート、こういうものを込みで、この財源でいいますと、ちょっと約半分くらい赤字になっているのかなと思います。

確かに、少なくとも今の 3 事業についてはある程度のものを収入で頂くのが一番いいのかなというところもあると思いますが、高齢者の方であったり、子ども向けの、コンサートであったり、そういったものは、その対象の方は少しお安くしてできるだけ参加していただくというのも、ちょっと政策的にはございます。

あと、ちょっとなかなか満席というのもこれは厳しいところもございまして、今後、そういった面については課のほうでいろいろ検討を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 平山清海委員。

○委員（平山清海） かなりの人数の人が通っているわけですので、また市民が楽しみにしていることなのでしょう。よろしくお願いします、これからも。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） すみません、68 ページ、小学校体育館ね。これは、防災機能強化工事、どんなものを行ったのか。

それと、70 ページの——やっぱりそうかな。これは剣道場かな、武道場だからね。これはどんなことをやったのか、ちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） すみません。防災機能強化工事なんですけど、今回、非構造部材、要約しますと、天井とか外壁とか照明とか、そういうものの強化の改修を行ったという形でやっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これは、前に1回、震災のときに、滝郷小、たしか上の電気が何か落ちて、そのとき1回やっていませんでしたか。

それとあと、ちょいちょいこれはこういう防災工事というのをやりますよね。剣道場は、さすがに飯岡中はやっていませんけれども、どうして設計の——言ってもしょうがないですけれども、やたらこういう工事が多い。小学校、滝郷小は前に1回やりませんでしたか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 滝郷小は、前は小学校の校舎のほうをやったと思います。それで今回は体育館。

（発言する人あり）

○庶務課長（杉本芳正） 前はやっていないと思います。

（発言する人あり）

○庶務課長（杉本芳正） 災害復旧の中でそれは修繕をしたそうです。

（発言する人あり）

○庶務課長（杉本芳正） それは災害復旧の中でやったそうです。今回は大々的に全体的なものをやったということで。中学校のほうは武道場のほうを今回やらせていただいたという形でおります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） だから、災害復旧のときは完全にできていなかったということなのか。直しているところは同じなんでしょう。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） すみません。災害復旧のときは原状復旧という形で、その部分だけだということです。今回は全体的な形ということで、ちょっと違いがあるということで、すみません。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、10 款教育費についての質疑を終わります。

続いて、11 款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、11 款災害復旧費について補足説明を申し上げます。

決算書の 346 ページをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 財政課長、着座で構いませんので。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、失礼いたします。

11 款災害復旧費の支出済額は 7,104 万 9,869 円で、昨年の台風 15 号等により被害を受けた公共施設等の復旧に要する費用です。

内訳について、主なものを申し上げます。

348 ページをお願いいたします。

3 項 1 目道路橋梁災害復旧費は、支出済額 1,070 万 7,400 円で、台風被害を受けたカーブミラーや標識の復旧にかかるものです。翌年度繰越額 1,100 万円は、飯岡地区、塙地先の道路復旧工事にかかるものです。

4 項 1 目公立学校施設災害復旧費は、支出済額 3,416 万 8,068 円で、台風被害を受けた小・中学校の建物の復旧や学校敷地内の倒木の撤去等にかかるものです。

350 ページをお願いいたします。

2 目社会教育施設災害復旧費は、支出済額 582 万 7,140 円で、台風被害を受けた大原幽学遺跡史跡公園の建物等の復旧にかかるものです。翌年度繰越額 846 万 4,000 円は、宝蔵庫の復旧工事にかかるものです。

5 項 1 目その他・公用施設災害復旧費は、支出済額 1,670 万 2,807 円で、台風被害を受けた庁舎や観光街路灯等の商工観光施設、消防庫、防災倉庫等の復旧にかかるものです。

以上で 11 款災害復旧費についての補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11 款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12 款公債費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、着座にて説明させていただきます。

12 款公債費につきまして補足説明を申し上げます。

決算書 352 ページをお願いいたします。

12 款公債費の支出済額は 29 億 9,540 万 4,067 円で、前年度と比較しまして、1 億 1,418 万 1,012 円、4.0%の増となっております。

内訳としまして、1 項 1 目元金の備考欄 1、借入金償還費が 28 億 5,850 万 1,270 円、2 目利子の備考欄 1、借入金利子支払費が 1 億 3,690 万 2,797 円となっております。

なお、一般会計の令和元年度末の市債現在高 284 億 830 万 5,000 円で、これに対する交付税算入見込額は 244 億 169 万 5,000 円、交付税算入見込額の割合は 85.9%となっております。差し引き、市の実質負担額は 40 億 661 万円、14.1%となっております。

以上で 12 款公債費についての補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12 款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、12 款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13 款諸支出金について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長、長くなるようでしたら着座で構いません。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、失礼いたします。

13 款諸支出金について補足説明を申し上げます。

決算書の 352 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金の支出済額は 9,383 万 4,000 円で、前年度比 1,977 万 4,000 円、26.7%の増となっております。

増の主な要因は、2 項 1 目水道事業公営企業費において、前年度計上していた海上配水場に係る水道事業会計出資金の事故繰越分がなくなったことにより 2,480 万円の減となったものの、備考欄 1、水道事業会計繰出金が前年度と比較して 4,000 万円ほど増加したことによるものです。これは高料金対策として繰り出ししているものです。

以上で 13 款諸支出金の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13 款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないので、13 款諸支出金の質疑を終わります。

続いて、14 款予備費について、補足の説明がありましたらお願いいたします。

財政課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、失礼いたします。

14 款予備費について補足説明を申し上げます。

354 ページになります。

14 款予備費の充当状況について説明させていただきます。

予備費支出及び流用増減欄になりますけれども、令和元年度の予備費の充当額は 1,743 万円で、件数としては 40 件でございました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14 款予備費について質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないので、14 款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第 1 号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案第 1 号の採決をいたします。

議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は認定することに決しました。

以上で議案第 1 号の審査は終了いたしました。

これにて本日の審査を終了いたします。

なお、本委員会は、14 日午前 10 時より本議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 4 1 分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和2年9月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4号 令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8号 令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	宮 内 保
委員	木 内 欽 市	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	米 本 弥一郎
委員	遠 藤 保 明	委員	平 山 清 海
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	伊 藤 保	副議長	飯 嶋 正 利
----	-------	-----	---------

説明のため出席した者（18名）

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	伊 藤 義 一	保険年金課長	在 田 浩 治
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	下 水 道 課 長	丸 山 浩

会 計 管 理 者 多 田 英 子
水 道 課 長 宮 負 亨

監 査 委 員 高 野 久
事 務 局 長 9 名
そ の 他 担 当 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事 務 局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

決算審査特別委員会、ご苦労さまでございます。

また、コロナ対策に十分に取り組みながらの委員会にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより、決算審査特別委員会を開会いたします。

金曜日に引き続きまして、伊藤議長と飯嶋副議長に出席をいただいておりますので、代表して伊藤議長にご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

金曜日に引き続きまして、決算審査をしていただくことになっております。

今日は特別会計などですけれども、どうか十分なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） それでは、議案第2号から議案第8号まで、一括して審査を行います。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

長くなるようでしたら着座で構いません。よろしくお願いします。

○企画政策課長（小倉直志） 本日、追加の資料で、本日といいますか金曜日の日ですけれども、こちらA4横の病院事業債明細書がございます。お手元、ご用意いただけますでしょうか。右下のほうに議案第2号、企画政策課と記してあるものです。

それでは、議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、こちらにつきましては、本会議で説明申し上げたとおりでございますけれども、追加の資料として、病院事業債の明細書を提出しております。

この資料の4ページをご覧くださいと思います。見出しの中ほど、未償還残高の一番下になります。

未償還の残高は、令和元年度末において222億3,410万8,488円となっております。なお、同じページの表の番号37番、38番が令和元年度分の借入分となっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、病院事業債の明細書が出てきまして、拝見しておりますと、かなり古い債権は金利が高いわけでありましてけれども、これらについての繰上償還とか借換えとか、そういったことはできないのかどうか。最近の利率を見ますと、かなり低い利率で借りているようでありましてけれども、その辺、できないのかどうか、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 繰上償還や借換えということを行いますと、それなりにペナルティーがつきます。これからずっと返していくのと同じくらいのペナルティーが加算されますので、借換えや繰上償還は今のところ行っていない状況です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

長くなるようでしたら着座で構いませんので。

○保険年金課長（在田浩治） じゃ、着座で失礼させていただきます。

議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では、決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、旭市国民健康保険事業特

別会計歳入歳出決算に関する説明資料により、ご説明いたします。

説明資料のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。説明資料の1ページをご覧ください。

上段の表になりますが、国保の年度平均世帯数と被保険者数になります。令和元年度の世帯数は1万1,062世帯、前年度と比較して2.8%減少し、被保険者数は1万9,982人で、4.3%減少しております。

下段の表は、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。令和元年度末の国保加入率におきましても、世帯割合で41.3%、人口割合では30.0%と減少傾向が続いております。

2ページ、3ページは保険給付費の状況になります。

3ページ下段の表、⑥の合計欄をご覧ください。

令和元年度の保険給付費の総額は、国保連合会に支払う手数料を含め、53億7,155万3,000円、前年度比1.0%の減少となりました。被保険者数の減少が影響しているものと考えられます。

4ページをご覧ください。

国保税の収納状況になります。

令和元年度の上段、現年課税分の欄をご覧ください。

収入済額は19億6,013万2,000円、不納欠損額は840万7,000円、収納率は94.2%となりました。

右側に移りまして、滞納繰越分の収入済額は1億957万9,000円、不納欠損額は1億1,511万7,000円、収納率は24.8%となりました。

5ページは保険税の賦課状況となっております。

6ページをご覧ください。

最後に、滝郷診療所の状況になります。

令和元年度の欄をご覧ください。

診療日数は188日、患者数は6,645人で、前年度比3.5%の減少となりました。診療収入においても6,776万円で、前年度比0.8%の減少となりました。減少の要因といたしましては、例年に比べて季節性インフルエンザの流行が見られなかったこと。新型コロナウイルス感染症の流行により、院内感染を恐れた受診抑制が考えられます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

税務課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます、それでは着座で失礼させていただきます。

それでは、税務課から、令和元年度の決算について補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてあります令和元年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）というものがございます。資料の右上、議案第3号、税務課となっているものでございます。4枚つづりのホチキス留めになっているものです。

それでは、1ページをお開きください。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は前年度と比較をしたものです。区分欄Aの令和元年度の調定額合計は25億2,142万1,217円で、対前年1億8,763万65円の減となりました。減の主な理由は、被保険者数の減等によるものです。

Bの収入済額合計は20億6,971万860円で、対前年8,894万5,899円の減となりました。

Cの不納欠損額合計は1億2,352万3,702円で、対前年1,832万5,536円の増となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で、3億2,955万6,555円となり、前年度より1億1,725万4,802円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和元年度の現年分が94.21%で、0.6ポイントの増、滞納繰越分が24.77%で、0.54ポイントの減となり、現年・滞納繰越の合計は82.03%で、前年度より2.41ポイントの増となりました。

続いて、2ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者数についてですが、医療分、後期高齢者分、介護とも減となり、小計では前年度より8,067万7,236円の減となりました。

次に、退職被保険者については826万8,663円の減となりました。

減の主な理由ですが、一般被保険者、退職被保険者とも、被保険者数が減少したことによるものです。

以上、国民健康保険税の合計は前年度より8,894万5,899円の減となりました。

次に、3ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を含めた市全体の差押処分等で、市税で説明したものと同じで

ございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。令和元年度の国民健康保険税の収納率は82.03%で、平成27年度と比較しますと、11.04ポイントの増となっており、毎年順調に伸びてきております。

下段の表は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和元年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は3億2,955万6,555円で、平成27年度と比較しますと、6億1,163万3,245円滞納額を縮減することができました。

次に、5ページをお願いします。

この表は、過去5年間の夜間及び休日納付窓口の状況です。この表も国民健康保険税を含めた市税全体のもので、内容は市税で説明したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上のとおり、令和元年度の国民健康保険税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から、収納率の向上に努めてまいります。

以上で、議案第3号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐文夫委員。

○委員（片桐文夫） 今の議案第3号、税務課の補足説明の部分なんですけれども、ちょっと令和元年度なかったんですけれども、ちょっと意味が分かんなかったから、どんなものかちょっと聞きたいんですけれども。

3ページ目の参加差押え、令和元年度がなくて平成30年度はあるんですよ。こういったことを、その参加差押えってどういう意味なのか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（向後悦世） 片桐文夫委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 参加差押えでございますが、例えば企業がございまして、その企業が倒産してしまったというときに、差押えの手続きをほかの例えば市町村がやっていて、旭市がやっていなかったという場合に、他の市町村がそれを差押えをします。差押えをしたときに、旭市もそこに参加をして一緒に差押えをさせていただきますと、そういうような手続きになっております。

ですから、これは毎年あるとか毎年ないとかということではなくて、たまたまそういう局面に当たったときに、参加差押えということが発生することがございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 収納率ですけれども、収納率は向上しておりますが、一方で、5ページの、夜間と休日納税窓口の状況を見ますと、毎年実施回数も減っておりますけれども、件数そのものもだいぶ減少している。金額も減少しているということですが、これはどういったようなことが考えられるのか、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 夜間及び休日窓口でございますが、こちらは例年、特別徴収というものがございまして、そちらの率もだんだん増えてきてございます。それで、これは夜間窓口の率でございますが、全体のたしか0.3%程度なんです。通常のコンビニでの支払いだとかそういうのも結構やっておりますので、必然的に、この窓口、夜間だとか、休日の窓口の件数、あるいは金額が減ってきているという状況でございます。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 0.3%程度ということで大した影響はないというようなことでしたけれども、全体的にこの収納率が上がったということは、一番基本になるのは口座振替だと思っておりますけれども、その辺が向上したということなんでしょうかね。その押し上げている要因としては。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） そうですね、口座振替、基本では、できれば、できる方はほとんど口座振替ということでお願いをしているものでございます。

そのほか先ほども申しましたけれども、特別徴収だとかコンビニ徴収だとか、そういうものが全体的に便利になりまして、収納率のアップになっているということが考えられると思います。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

長くなるようでしたら、着座で結構です。

○保険年金課長(在田浩治) じゃ、すみません、着座で説明させていただきます。

議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿って説明いたしましたので、本日は、旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料により、ご説明いたします。資料のほうをお願いいたします。

それでは1枚、次のページをお願いいたします。

上段の表をご覧ください。

後期高齢者医療の被保険者数になります。令和元年度の年度平均被保険者数は、9,585人で、前年度と比較して1.3%増加しております。今後も増加が継続するものと思われます。そのうち165人が社会保険等の被扶養者であった方であります。また、表中、75歳未満の被保険者は一定の障害を持つ方で、申請により加入された方であります。

下段の表は、保険料の納付状況になります。特別徴収分は年金から差し引かれる分でありまして、収入済額は3億1,448万9,000円で、収納率は100%となっております。普通徴収分の収入済額は1億3,970万8,000円で、収納率は98.4%となりました。

合計の欄をご覧ください。

収入済額は4億5,597万2,000円、不納欠損額は61万8,000円、収入未済額は346万2,000円、合計収納率は99.1%となりました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長(向後悦世) 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

長くなるようでしたら、着座で結構です。

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) それでは、すみません、着座で失礼させていただきます。

議案第5号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、2の要介護・要支援認定者数からご説明いたします。

要介護・要支援認定者数の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と2を合わせた認定者が556人、要介護1から5を合わせた認定者が2,402人で、合わせて2,958人となっております。次に、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が13人、要介護者が78人で、合わせて91人となり、全体では、要支援認定者569人、要介護認定者が2,480人で、合計3,049人という状況であります。

続いて、2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万1,200円、月額5,100円となっております。また、令和元年10月の消費税率改正により、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料が引き下げられております。

続いて、4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらは、ただいまご説明いたしました所得段階別の被保険者数の状況と、その構成割合となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

5の、保険料納付状況ですが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は10億6,725万2,238円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年度分普通徴収の収入済額は9,341万2,041円、収納率は前年度より0.4ポイント減の86.2%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は534万5,532円となり、収納率は17.3%であります。不納欠損額は1,097万4,569円で、対象者は295人であります。

現年、過年度分を合わせた全体では、収入済額は11億6,600万9,811円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度と同じ96.6%となりました。

続いて、6の保険給付費のサービス別支出状況ですが、居宅サービスの保険給付費の計はA欄になりまして、17億3,202万685円、対前年度0.1%の減となりました。

次に、地域密着型サービスですが、保険給付費の計はB欄になりまして、6億7,777万9,604円、対前年度12.6%の増となりました。増となった主な理由は、地域密着型介護老人福祉施設の新規開設によるものです。

続いて、施設サービスですが、保険給付費の計はC欄になりまして、18億9,526万5,402円、対前年度0.2%の減となりました。

保険給付費の総額は一番下の欄になりますが、46億4,185万4,817円となり、対前年度2.0%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

長くなるようでしたら着座で結構です。よろしくお願いします。

○下水道課長（丸山 浩） では、大変恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

下水道課です、よろしくお願いいたします。

議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元に、下水道事業特別会計の歳入歳出決算に関する説明資料をご用意ください。表紙のついた、2枚つづりの資料でございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

下水道状況一覧となります。

1、下水道の状況としまして、令和元年度の普及率は、行の一番下になります、10.2%で、前年度比0.2ポイントの増加、水洗化率は、67.9%で、前年度比1.3ポイントの増加となりました。

続きまして、決算書の500ページをお願いいたします。

令和元年度における歳入歳出差引残額は3,642万8,681円となりました。なお、本会議でご説明申し上げましたとおり、この残額につきましては、地方公営企業法の適用による公共下水道事業会計へ引継ぐものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

長くなるようでしたら、着座で結構です。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

続きまして、議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご用意ください。表紙のついた2枚つづりの様式になります。

資料の1ページをお願いいたします。

農業集落排水事業状況一覧となります。

1、普及状況といたしまして、令和元年度の普及率は全体で77.4%、前年度と比較しますと、2.6ポイントの増加となりました。

続きまして、決算書の524ページをお願いいたします。

令和元年度における歳入歳出差引残額は、303万3,619円となりました。この残額につきましては、地方公営企業法の適用による農業集落排水事業会計へ引継ぐものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

長くなるようでしたら、着座で結構です。

○水道課長(宮負 亨) では、着座にて失礼をさせていただきます。

それでは、水道課所管の議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、主要な工事について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の13ページをお願いいたします。横向きのものになります。すみません、一般会計と別冊になりますので、申し訳ないです。決算書13ページをお願いいたします。

2の工事(1)は、契約金額500万円以上の建設工事の概況となっております。工事の概要につきまして3件ございますので、上から順にご説明をいたします。

まず、工事名、水配31第1号第407期鐮木地区配水管布設替工事でございます。

工事の概要は、鐮木地先で、配水管及び、水路を横断するための水管橋が、経年劣化により破損し、漏水事故が発生しました。速やかに断水を伴う応急修繕を行いました。再度漏水が発生するおそれがあったため、配水管と水管橋を耐震管へ布設替工事を実施したものでございます。これにより、干潟配水場のポンプで圧送しております高区配水区域内において、安定した水道水の供給ができるようになりました。なお、工事内容、工事費は記載のとおりでございます。

次に、表の2段目、真ん中になります、水配R01第3号第409期江ヶ崎地区配水管布設工事及び、一番下になります、水配R01第5号第411期イ地区配水管布設工事でございます。

この2つの工事につきましては、議案質疑でも申し上げましたが、建設課発注の旭中央病院アクセス道の工事に併せて、災害時における断水区域の軽減や、将来的な配水エリアの拡大に備え、ループ管を布設しているものでございます。

なお、工事費の軽減や工事期間の短縮を図るため、現場の状況等に精通した建設課の道路工事請負業者と随意契約を締結し、一体施工を行いました。工事内容、工事費は記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいた

します。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今の説明とはちょっと違う質問ですけども、令和元年度は、水道料金の値下げをして初めてこの1年間を通じたといった年だろうと思いますが、その中での収支の状況はどうであったのかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、決算書の16ページをお願いいたします。

16ページ、（2）事業収益に関する事項ということで、左の区分の営業収益の、一番上の給水収益、こちらが水道料金となります。当年度が令和元年度、前年度が平成30年度です。右側が比較増減ということになっております。

水道料金の値下げでございますが、これにつきましては、平成30年の10月1日から値下げをいたしました。令和元年度と要するに平成30年度を比較していただきまして、比較増減の欄をご覧くださいと思います。一番上の一番右側になります増減1億602万7,855円、率にして7.7%の減少となっております。

これにつきましては、有収水量も減少しているんですけども、主な理由としましては、水道料金の値下げによる影響によるものでございます。

しかしながら、比較欄をご覧くださいまして、営業外収益、他会計補助金と補助金が、例年より、この分増加しておりまして、トータルとしまして、一番下の合計の増減額1,980万5,620円の収入のほうは超過となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 総体的にはやや前年よりも上回った収益率になっているっていうことでありますけれども、営業収益としましてはかなり、1億円くらいですか、下がっているという中で、営業外収益といいますか、他会計の補助金とか、あと県の補助金ですか、これが多額になっているということで、そういったようなことになったということでもありますけれども、今後、水道につきましては、更新計画ですか、があるわけでもありますけれども、そういった今後の水道事業ビジョンですか、が今年でしたっけ、打ち出されておりますけれども、

その事業を今後推進していく上で、こういった形の中で、今の収益体制で問題がないのかどうか、その辺伺いたいします。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

今年の3月に、議員の皆様にもお配りさせていただきましたけれども、水道ビジョンを策定いたしました。令和2年から10年間、今後の水道の基本的計画でございます。

先ほど、島田委員からございましたように、今後の更新計画、耐震化計画、先日も議案質疑で申し上げましたとおり、来年度で水道の特に管路が40年を迎えまして、一斉にこれから更新をしていかなければなりません。取りあえず、水道ビジョンでは今後10年間の計画を立てました。

水道ビジョンにおける収支につきましては、当市財政計画における財源の見込みに当たりまして、現行の水準を基本として、先ほど島田委員からお話がありましたように、県の高料金対策に係る一般会計からの繰出金や、県の高料金に対しての補助金を収益的収入として見込んでおります。そのほかにも、管路や施設の耐震化につきましては、企業債の借入れや、国の補助金なども資本的収入として一定程度見込んでおります。

計画期間中での料金改定、水道料金値上げは、この10年間については回避できる一応試算となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定するものと決しました。

議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 5分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、財政課より、お手元に配付してあります財務諸表の説明をお願いいたします。

財政課長。

長くなるようでしたら、着座で結構でございます。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、着座で失礼させていただきます。

その前に、財務書類の関係2点ほど説明させていただきたいと思いますが、この旭市財務書類というのがございます。お手元にありますでしょうか。それともう一点、決算状況という1枚のぺらの両面ある書類ですね。それでは、よろしいでしょうか。

それでは初めに、この旭市財務書類と、こちらから説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

下の表、対象とする会計の範囲をご覧いただきたいと思います。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類、全ての会計を対象とした全体財務書類、全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の3つの財務書類となります。

本日は、このうち、全ての会計を対象とする全体財務書類について説明させていただきます。なお、一部事務組合などの関連団体までを加えた連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定であります。

それでは、3ページをお願いいたします。

貸借対照表です。下の表をご覧ください。

資産の部の1の固定資産につきましては、令和元年度は1,371億1,828万4,000円で、前年度と比較しまして、5億8,767万2,000円の増となりました。

次に、流動資産は191億7,878万円となりまして、前年度と比較しまして、13億9,133万4,000円の増となりました。

資産合計につきましては1,562億9,706万4,000円で、前年度と比較しまして、19億7,900万6,000円の増となっております。

下の負債の部に移りまして、1の固定負債につきましては、令和元年度は543億6,011万9,000円で、前年度と比較しまして、5億8,034万7,000円の増となりました。これは一般会計において、広域ごみ処理施設事業や、看護師宿舎整備事業に係る新たな地方債の増によるものです。

2の流動負債につきましては56億569万1,000円で、前年度と比較して、1億3,530万5,000円の増となりました。

負債合計は599億6,581万円となり、前年度と比較して、7億1,565万2,000円の増となっております。

資産から負債を差し引いた純資産は、②963億3,125万4,000円となり、前年度と比較して、12億6,335万4,000円の増となりました。

4ページをお願いいたします。

2、行政コスト計算書です。これは民間企業でいうところの損益計算書です。下の表をご覧くださいと思います。

1の経常費用につきましては、令和元年度は399億8,446万4,000円で、前年度と比較して、2億4,449万6,000円の増となりました。

2の経常収益は28億9,190万6,000円で、前年度と比較して、1億8,618万3,000円の減となりました。これは主に、水道料金の引下げや、幼保無償化に伴う保育料の減などに伴う(1)使用料及び手数料の減によるものです。

経常費用から経常収益を差し引いた 3 の純経常行政コストにつきましては、370億9,255万8,000円で、前年度と比較して、4億3,067万9,000円の増となりました。これに 4 の臨時損失を加え、5 の臨時利益を引いたものが、6 の純行政コストとなりまして、③370億8,971万1,000円で、前年度と比較して、4億3,319万5,000円の増となりました。

5 ページをお願いいたします。

3、純資産変動計算書です。下の表をご覧ください。

1 の前年度末純資産残高は950億6,790万円で、ここから 2 の純行政コスト③370億8,971万1,000円を差し引き、3 の財源382億4,304万円と、6 のその他 1 億1,002万5,000円を足した金額が、一番下、8 の本年度末純資産残高で、②963億3,125万4,000円、前年度と比較して、12億6,335万4,000円の増となりました。

6 ページをお願いいたします。

4 の資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローです。下の表をご覧ください。

網かけの A の業務活動収支、これは行政サービスにおける毎年度継続的な収入支出となります。令和元年度は46億2,302万2,000円で、前年度と比較して、5億3,878万9,000円の増となっております。

次に、B の投資活動収支、これは学校や道路などの資産形成、投資、貸付金などによる収入支出となりますが、これは41億3,553万5,000円のマイナスとなり、前年度と比較しまして、9億7,445万7,000円の減となりました。

次に、C の財務活動収支、これは地方債や借入金などの借入れ及び償還の収入支出ですが、6億4,139万6,000円で、前年度と比較すると、4億1,885万4,000円の増となりました。

A、B、C の 3 つの収支を合計した D の本年度資金収支額は11億2,888万3,000円で、E の前年度末資金残高47億1,671万6,000円との合計、F の本年度末資金残高は58億4,559万9,000円となりました。これに G の本年度末歳計外現金残高 2 億2,534万5,000円を足した、H の本年度末現金預金残高は、①60億7,094万4,000円となります。前年と比較しまして、11億3,729万1,000円の増となります。

7 ページをお願いいたします。

ここからは、財務 4 表を用いた指標の分析の説明となります。

1、市民 1 人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形成度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性を図ることができます。

資産につきましては、令和元年度は239万3,000円で、前年度と比較して、4万8,000円の増となりました。

負債につきましては91万8,000円で、前年度と比較して、1万8,000円の増となりました。

行政コストにつきましては56万8,000円で、前年度と比較して、1万1,000円の増となっております。

2、歳入額対資産比率です。これまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表すもので、資産形成の度合いが分かります。令和元年度の比率は2.9年で、前年度と比較すると0.1ポイントの減となっております。

8ページをお願いいたします。

3、純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどれくらいの割合を占めているかを表します。企業会計でいう自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといえます。今年度は61.6%で、前年度との増源はありませんでした。

4、有形固定資産減価償却率です。有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表しています。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいるといえます。今年度は62.4%で、前年度と比較して1.2ポイントの増となっております。

9ページをお願いいたします。

5、基礎的財政収支、プライマリーバランスです。プラスであれば、その年の政策にかかる経費が借金以外の収入で賄われていることとなり、財政が健全であることを示しています。今年度は13億3,334万2,000円の黒字で、前年と比較しまして、1億8,842万6,000円の減となりました。

6、社会資本形成の世代間負担比率、将来世代負担比率です。社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど将来の世代が負担する割合が高いといえます。今年度は45.1%で、前年度と比較して、1.0ポイントの増となっております。

10ページをお願いいたします。

7、受益者負担の割合です。経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かを測ることができます。今年度は7.2%で、前年度と比較して、0.5ポイントの減となっております。

以上、簡単ですけれども、財務4表の説明を終わります。なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じまして公表して、市民の皆様に旭市の財政状況をできるだけ分かりやすく説明していきたいと思いをします。

それでは、続きまして、もう一枚の令和元年度決算状況、1枚の書類です、こちらのほうをお願いいたします。

この資料は、毎年度総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計ですけれども、数値につきましては決算統計の手法に基づいて、共通したルールで作成されておりますので、歳入歳出の総額など、決算書の数値とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。その違いを大まかに申し上げれば、このカードの数値は、一般会計の数値に病院事業債会計の中の独法化以降の起債借入分を加えたものです。

それでは、細かい説明は省略させていただきまして、このカードにどんな内容が盛り込んであるかを説明させていただきます。

まず、表の面をご覧くださいと思います。

上段には人口と産業構造を表示してございます。中段の左側には決算額の収支と、交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、右側には各種の財政指標と健全化判断比率を表示してございます。下段には各特別会計の決算額を表示してあります。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。

左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示してございます。その右側上段は性質別の歳出を、その下には目的別の歳出を表示してございます。最後になりますけれども、一番下の枠には現在進めてございます大規模事業を表示してございます。

令和元年度決算に基づきます財務4表と決算カードについての説明は、以上で終了させていただきます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 財務書類の中の6ページの下段のほうなんですけれども、本年度末歳計外現金残高というのがありますが、これはどういったものなんですかね、歳計外現金というのは。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 歳計外現金でございますけれども、これは会計に入っていない現金ということで、例えば、預かっている金額だとかお金だとか、そういうものがございます。例えば、市営住宅の敷金だとかそういったもので会計に含まれていない現金とかがございます。

失礼しました。そのほか入札保証金だとか契約保証金、そういったものがございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 金額が結構2億円余りということで大きいもので、そういったもので2億円くらいになるんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 島田和雄委員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 基本的には先ほど申し上げたところですけども、一時的に預かっておくということで、本来の、毎年度の会計には含まれないものということになります。

○委員長（向後悦世） いいですか、はい。

ほかにございませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今のと同じで、預かっているお金は、保管はどのようにしているんですか。よく貯金積んじやうと、1,000万円以上は、銀行が破綻したら返ってこなくなっちゃうでしょう。どのように。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（多田英子） 歳計現金も歳入歳出外現金も、決済用預金といいまして、利息のつかない普通預金のほうに預金しております。金融機関が破綻したときも保証されるものです。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、財政課長の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時24分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 向 後 悦 世

建設経済常任委員会

令和2年9月16日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世
委員 佐久間 茂 樹
委員 高 木 寛

副委員長 遠 藤 保 明
委員 木 内 欽 市

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（11名）

副 市 長 加 瀬 正 彦
農 水 産 課 長 多 田 一 徳
都市整備課長 栗 田 茂
水 道 課 長 宮 負 亨
その他担当職員 3名

商工観光課長 小 林 敦 巳
建 設 課 長 加 瀬 博 久
下水道課長 丸 山 浩
農業委員会
事務局 局長 向 後 秀 敬

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員会開催に当たりまして、コロナ感染症対策を十分配慮して臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承お願いいたします。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） 建設経済常任委員会の皆さん、おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案でございますが、全部で2議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案、これは議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項でございます。

そのほかといたしまして、議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世）　ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 9 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 16 号、和解及び損害賠償の額を定めることについての 2 議案であります。

初めに、議案第 9 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

長くなるようでしたら着座で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○建設課長（加瀬博久）　おはようございます。

では、議案第 9 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてのうち建設課所管の補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解をお願いいたします。

恐れ入りますが、補正予算書の 19 ページをお開きください。

上から 2 段目の表になります。

まず、歳出からご説明をいたします。

8 款 1 項 1 目、説明欄 1 の土木総務事務費 142 万円の増は、昨年 11 月に発生した車両事故に伴う物件損害賠償に係る賠償金で、市道の路肩が陥没したことにより、破損した車両への損害に対しまして、補正をお願いするものでございます。

次に、歳入をご説明します。

補正予算書、少し戻りまして、10 ページをお開きください。

下段の表になります。

20 款 5 項 5 目、説明欄 1 の道路賠償責任保険金 142 万円は、先ほど歳出でご説明いたしましたが、車両事故に伴う物件損害賠償に係る保険金となります。

なお、この補正予算につきましては、議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについての補足説明で内容をご説明を申し上げます。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

農水産課長、長くなるようでしたら着座で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課から議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきまして、本会議における説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

土木のほうで、今保険で入って、払うという話、これ16号議案とリンクしているんですね。

それで、ちょっと金額が大きいんだよね。例年は報告という格好で済ましていたと思うんだけど、141万円ってどんな事故なのかなと。事故の内容をちょっと詳しく教えてもらえますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、佐久間委員のご質問でございますが、16号で詳しくご説明をしようと思ったんですが、まず場所が旭市ニ5802番地10という場所になります。こちら市道がA-2160号線という場所です。馬場井戸野浜線という道路が、クリーンセンターから南下する道路が、浜のほうへ向かう道路があるんですが、北から来ますと踏切を渡って、信号があって、信号の先300メートルぐらい南下したところでございます。その左側の宅地造成地になります。

そこで作業をしようとした茨城県の会社の所有の車なんですけど、4トン積みのトラック、荷台にコンテナが積んである車なんですけど、資材をバックでその造成地、造成地の工事のためなんですけど、造成地へ進入させようとしたら、右前輪が表面、アスファルトの表面は何もなかったんですが、ちょうどバックしようとして右前輪が乗ったおかげで、そこが陥没してしまいました。その陥没の原因が、隣に水路がございまして、水路の吸い出しが原因と思わ

れます。

それで、被害額が大きいのではということなのですが、実はコンテナを、脱着式なんですけれども、そのアーム関係とかも破損をしまして、あと修理代、あとそれに代わるレンタカー代等が含まれております。

以上でございます。後ほど16号でまた詳しく説明をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。すみません。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

長くなるようでしたら着座で構いません。よろしくお願いします。

○建設課長（加瀬博久） では、議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについて建設課から補足説明を申し上げます。

9号のご説明でも申し上げましたが、重複する点があるかと思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

まず、事故の経緯からご説明申し上げます。

去る令和元年11月12日、茨城県鹿嶋市に事業所を有する方から、同日、午後3時30分頃、旭市ニ5802番10地先、市道A-2160号線道路上で、市道が陥没したことが原因で、会社所有の車両が破損した旨、連絡が入りました。この現場には直ちに職員が確認のため立会いを行っております。

関係者に事情を伺ったところ、宅地造成地へ作業のため資材を搭載した当該車両を後退にて進入させようとした際、市道の路肩が陥没し、陥没した穴に右前輪部が落下したことから、落下の衝撃と隣接地の構造物へ接触したことにより、車両本体及びリフト装置と搭載していたコンテナを破損してしまったとのことであります。

市道の路肩が陥没した原因につきましては、陥没箇所に隣接します水路への吸い出しが生じていたことから、道路下が空洞となっていたものでございます。

次に、損害賠償額141万9,506円の内容につきましてご説明申し上げます。

内容は、まずトラック本体及びリフト装置の修理代が72万4,130円、コンテナ修理代が18万3,700円、レンタカー代、こちらは同種の車両になります。レンタル期間が令和元年11月

19日から令和2年1月21日までの64日間、50万6,000円です。あとレンタカー回送費が5,676円となっております。

当該車両の修理につきましては、令和2年1月22日に完了いたしましたが、相手方より特殊な車両であることから、修理後すぐに不具合が生じて困るため、半年間様子を見させていただきたいとの申出がございました。その後、本年6月中旬に、相手方から不具合も見受けられない旨、連絡があり、示談に応じていただけるとのことになったため、本議会による議決をお願いするものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全額保険金により支払われますことを再度ご報告申し上げます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 質問させていただきます。

直接この議案そのものというよりも、建設課がこういうふうな事情ができるというか、起こり得るというか、そういう点検はふだんはしていないんですかね。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、高木委員のご質問にお答えいたします。

まず、この場所につきましては、実際見た目では何も予見ができなかったそうです。中が空洞だけしか原因が生じていなくて、表面のアスファルトは何でもなかったということで報告を受けております。

それで、ふだんからパトロールはしていないのかというご質問ですが、パトロールは月に1回、あるいは2回程度、職員並びに作業員で行っております。

あと今月から、よその課の皆さんもお借りしまして、道路パトロール等も実施いたしております。その都度、発見した、陥没している穴等を発見したら、すぐにアスファルトの合材で埋めるような作業を行っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 水路沿いの吸い出し現象という話なんですけれども、旭市には結構柵渠で作っている水路があると思うんだよね。そばにアスファルトで舗装してあれば、アスファルトは大丈夫で、その下だけ砂が吸い出しで外に吸われちゃうという話だと思うんですけれども、結構ほかにもあるような、今、高木委員がお話ありましたけれども、今までにはそういうことはあまりなかったんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 佐久間委員のご質問にお答えをいたします。

すみません。数までは把握していないんですが、やはりあることはあります。柵渠ですとやはり多少の隙間が空いていたりしますので、そこから路床というか、道路下の土が吸い出しがあったようなそういう現場もございます。ただ、数まではちょっと把握してございません。すみません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、旭市にはそんなにないと思うんですけれども、都会では例えば下水とか、水道とか、水路トンネルを例えばシールド工事をやったときとか、結構、天板が落盤して空いているところがあるんだよね。バスが落っこったとかね。大宮辺りでバスが落っこったということもある。水資源開発公団の水路でやったら、かなり国道クラスのものかぼこっと落っこっちゃうとかね、そういうこともあるので、旭市では多分シールドとか、推進とかってあまりないと思うので、多分そういうあれはないと思うんですけれども。これから十分注意してもらいたいと思います。

それで、これは保険屋さんがほとんど話しているんですよ。保険屋さんがやってくれているわけですよ。だから、そういった意味では安心してというか、金額は大きいですが、保険料の話も出ていたようなんですけれども、これから少しずつ大変でしょうけれども、気をつけていただければと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについて賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課から株式会社千葉県食肉公社の第25期事業報告書及び第26期事業計画書について報告させていただきます。

資料は右上に農水産課と書かれた資料になりますので、お願いいたします。

○委員長（向後悦世） 農水産課長、長くなるようでしたら着座で。

○農水産課長（多田一徳） すみません。ありがとうございます。座らせていただきます。

初めに、報告の経緯につきましてご説明申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は、市が出資している法人で、日本政策金融公庫からの借入額に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき平成27年度までは毎年9月の定例議会で経営状況を報告しておりましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金7億2,000万円の2分の1未満となり、平成28年度より議会への報告義務がなくなりました。

本委員会において経営状況の報告を申し上げているところでございます。

なお、この借入金は平成30年度に返済が完了してございます。

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

1の事業報告になります。

令和元年度の屠畜数は、大動物の牛が1万4,960頭で、前年度とほぼ同数になっております。小動物の豚は42万7,729頭で、前年より8,781頭減少し、前年比98%でありました。

次の枝肉販売実績は、牛が3,258頭で、前年より75頭減少し、前年比97.7%、豚は20万3,105頭で、前年より4,273頭増加し、前年比102.1%となっております。

次に、2の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収入につきまして、3の損益計算書によりご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収入となります売上高の合計は、右側の上段107億6,335万6,000円で、これから売上原価を差し引きますと、中段にありますように売上総利益は2億8,716万8,000円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は2,513万9,000円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は1,056万5,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

4の第26期事業計画になります。

(1)の屠畜頭数計画ですが、牛が1万4,400頭、豚は43万5,000頭を本年度計画しております。

次に、(2)の販売頭数計画になります。

本年度の計画は、牛の枝肉が3,100頭、豚の枝肉が19万9,000頭としております。

次に、4ページをお願いいたします。

(3)収支計画になります。

本年度も販路や業務の拡大とともに、事業管理費などの削減に取り組むことといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を167万4,000円と見込んでおります。

以上で、株式会社千葉県食肉公社の第25期事業報告及び第26期事業計画についての報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

ここで、私より委員各位に連絡があります。

ただいま報告のありました千葉県食肉公社第25期事業報告及び第26期事業計画については、議会への報告義務はございません。しかしながら、担当課長から所管の委員会ですので、説明させていただきたいという申入れがありましたので、報告させていただきます。そのため、質問はなしということでお願いいたします。

以上で、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和2年9月17日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第12号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 専決処分の承認について
(令和2年度旭市一般会計補正予算)

《付託請願》

請願第 4 号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願

出席委員（6名）

委員長 米 本 弥一郎

副委員長 片 桐 文 夫

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

委 員 宮 内 保

委 員 林 晴 道

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 長 伊 藤 保

紹介議員 島 田 和 雄

議 員 高 木 寛

説明のため出席した者（16名）

教 育 長 諸 持 耕太郎

環 境 課 長 高 根 浩 司

保険年金課長 在 田 浩 治

健康管理課長 遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	椎 名 隆
高齢者福祉課	赤 谷 浩 巳
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	柴 栄 男

子育て支援課	石 橋 方 一
庶務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	八 木 幹 夫
その他担当員	5名

事務局職員出席者

事務局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。朝方は大変冷えるようになりました。新型コロナウイルス感染防止に併せて、日頃の健康管理にご留意いただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは文教福祉常任委員会を開会いたします。

ここで、高木寛議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む4議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎）

皆さん、おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。

まず予算関係で2議案、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、また、条例関係で1議案、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、専決処分関係で1議案、議案第17号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは議案第9号、令和2年度旭一般会計補正予算の議決のうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の14ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段になります。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1の生活困窮者自立支援事業、予算額565万円は、19の扶助費で住居確保給付金となります。住居確保給付金は、生活困窮者自立支援事業の一つで、離職や休業等に伴う収入減により経済的に困窮し居所を失うおそれのある方に対して

一定期間家賃相当額を支給し住居を確保して、生活再建を支援していく制度です。

今回、新型コロナウイルスの影響により、その住居確保給付金の申請が増加したことに伴い補正をするものです。

続いて歳入です。

ページを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。上段となります。

14款1項1目1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、423万6,000円ですが、住居確保給付金の国の補助金で補助率4分の3を見込んでおります。

次に補正予算書の14ページをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座でどうぞ。お願いいたします。

○社会福祉課長（椎名 隆） ありがとうございます。着座で説明させていただきます。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄1の特別障害者等支援給付金給付事業、予算額735万8,000円は、18の負担金、補助及び交付金で、特別障害者等支援給付金となります。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される状況において、日常生活に常時介護を必要とする状態にある在宅かつ重度の障害者児を介護する世帯に対し、感染症に係る予防対策に留意しつつ、介護を行う方を支援するものです。

給付の内容ですが、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当受給者に対して、各手当支給額の2か月分を給付するもので、財源については全額国費を予定しております。

続いて歳入ですが、9ページをお願いいたします。中段になります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として見込んでおり、全額国費となります。

続きまして補正予算書の14ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄2の福祉事業所支援金給付事業、予算額1,200万円は、18の負担金補助及び交付金で、福祉事業所支援金となります。これは新型コロナウイルス感染リスクが相対的に高い障害者児への福祉サービスを実施している障害福祉事業者に対し、感染症に係る予防対策に留意しつつ福祉業務に従事する従業者を支援するため、支援金20万円を給付するもので、財源については全額国費を予定しております。

続いて歳入です。9ページにお戻りください。中段となります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金を財源として見込んでおり、全額国費となります。

最後に補正予算書16ページをお願いいたします。歳出です。下段になります。

3款4項1目生活保護総務費、説明欄1の生活保護総務事務費、予算額66万円は、12の委託料で電算業務委託料となりますが、生活保護電算システムの改正に伴う費用です。

生活保護システム改修を必要とする理由ですが、生活保護法の改正により10月1日から施行される日常生活支援住居施設が創設されることに伴い委託事務費用の入力項目が新たに追加され改修が必要となったことから補正をお願いするものです。

続いて歳入ですが、9ページをお願いいたします。中段となります。

14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円ですが、電算システム改修の国の補助金を見込んでおります。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。長くなるようでしたら着座をお願いいたします。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ありがとうございます。着座で失礼させていただきます。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

3款2項1目老人福祉総務費、説明欄1、介護事業所支援金給付事業2,200万円でございますが、本事業は市内の介護事業所が新型コロナウイルス感染症の影響下でも安定してサービスを提供できるよう支援することを目的としております。

まず、給付対象でございますが、旭市内に設置され、千葉県、または市により指定を受けた事業所であって、緊急事態宣言中の4月から5月までの間サービスの提供実績があり、給付金の申請時点で休止または廃業していない事業所を対象としております。

次に金額でございますが、1事業者当たり一律20万円を給付するものでございます。

続いてその下の行になります。同項3目生活支援費、説明欄1、家族介護支援給付金給付事業672万円ですが、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、精神的、経済的な負担の増えた手厚い介護を必要とする高齢者を在宅で常時介護している家族を支援することを目的としております。

給付の対象ですが、市内に在住し、要介護4または要介護5と認定された高齢者を4月から5月までの間、在宅で介護されている同居の家族を対象としておりまして、金額につきま

しては2万4,000円を給付するものでございます。

続いて歳入ですが、ページを戻っていただき、9ページをお願いいたします。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、既に本会議等で説明がありましたとおり、介護事業所支援金給付事業、家族介護支援給付金給付事業に対して全額が交付されるものです。

次に補正予算書の15ページにお戻りください。歳出となります。

3款2項4目介護保険費、説明欄1の高齢者施設等防災改修支援事業1,540万円ですが、本事業は、既存の高齢者施設等が防災・減災対策を推進するために行う非常用自家発電設備の整備等に要する経費を助成するものでございます。

具体的には、市内地域密着型介護老人福祉施設における出力80キロボルトアンペア相当の、自家発電設備の整備費用の一部に対して国の交付金を活用し、上限額1,540万円を補助するものでございます。

続いて歳入ですが、再びページを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

14款2項2目3節老人福祉費国庫補助金、説明欄1、地域介護福祉空間整備交付金ですが、高齢者施設等防災改修支援事業に対する補助金で、補助率は10分の10です。

以上で議案第9号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。長くなるようでしたら着座で結構です。

○子育て支援課長（石橋方一） ありがとうございます。では座って説明します。

それでは子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いします。歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の旭市新生児特別定額給付金給付事業、4,006万8,000円ですが、旭市独自の支援事業として令和2年4月27日を基準日として、旭市に住民登録があり、翌日の4月28日から令和3年4月1日までに新生児を出産し、申請日まで引き続き本市で養育している母親に対して、児童1人当たり10万円を給付するものです。

主な事業費の内容として、18節負担金、補助及び交付金、新生児特別定額給付金4,000万円ですが、助成対象となる新生児のうち令和3年3月31日までの新生児を400人と見込んでおります。なお、令和3年4月1日の申請時分については、令和3年度当初予算で対応するものです。

補正予算書の9ページをお願いいたします。歳入になります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金から本給付金の事業費の全額を充当いたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。歳出になります。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業282万9,000円ですが、11月診療分から助成方法を現物給付化することに伴い、事業費の不足分を補正で対応するものでございます。

主な支出として、11節役務費手数料9万4,000円は新たに国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金への審査支払手数料を要するため計上いたしました。

19節扶助費ひとり親家庭等医療費等扶助費263万円ですが、助成の範囲も拡大されたことにより医療費の増加が予測されることから、令和2年度の実績見込額を1,112万5,000円とし、その不足分として263万円を計上いたしました。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳入になります。

15款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業補助金136万1,000円ですが、補助対象事業費の2分の1の額を県が負担するものでございます。

以上で議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。課長、長くなるようでしたら着座で説明してください。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 大丈夫でございます。

それでは、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。歳出になります。

4款1項1目説明欄1の医療機関支援金給付事業1,540万円は、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で市民の命や健康を守るために懸命に取り組んでいる医療機関に対し、1施設20万円の支援金を給付するため新たに補正をお願いするものです。

続きまして、その下になります。感染症予防対策事業1,081万1,000円は、今後の感染拡大防止に対応する物品を購入するため増額補正をお願いするものです。主な購入物品は、マスク、消毒液、非接触型体温計などの消耗品や、検診等で発熱者を判別するサーモグラフィ、密を避けるための無線呼出器などでございます。

次に下段の説明欄3、健康応援ポイント事業、244万8,000円はコロナ禍において各種検診が縮小、中止となる中、個々の健康づくりと感染対策との両立を実践していただくため事業費の増額をお願いするものです。より多くの方に実践いただくため、主に報償費を増額し景品を充実させるものであります。

恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。歳入になります。

対する財源ですが、14款2項1目、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全て予定しております。

以上で、議案第9号、健康管理課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。長くなるようであれば、着座で説明願います。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第9号、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書20ページをお願いいたします。歳出になります。

10款1項2目、説明欄2の教育の情報化推進事業4億5,120万6,000円ですが、別途お配りいたしました資料、教育の情報化推進事業（タブレット端末整備）概要によりまして説明をさせていただきます。

1、概要は本会議で説明いたしましたとおり、国が進めるGIGAスクール構想と新型コロナウイルス感染症の影響下での児童生徒の学びの保障のため1人1台のタブレット端末を整備するとともに、併せて校内のWi-Fi（無線通信）環境を整えるものです。

導入台数は、全児童生徒数分の4,700台です。

導入予定の端末の仕様ですが、画面サイズ10.1型、カメラ内蔵、キーボード附属で防水・防塵対応のものです。

4、活用方法としまして、（1）個別学習と（2）協働学習で、それぞれ記載しましたような内容を想定しております。

5、導入スケジュールですが、現時点での予定としまして、10月、納入業者プロポーザル、11月、契約予定業者の選定、12月、第4回定例会において財産取得議案の上程、議決をいただき、契約締結を経て、遅くとも来年3月末までの導入整備完了を考えております。

6、その他としまして、大幅に増える端末に対応するため、学校内のWi-Fi（無線通信）環境の再整備と、端末には自宅学習を想定しオフラインで利用可能な学習ソフトやウイルス対策ソフトの導入を考えております。

以上で、議案第9号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお開きください。歳出になります。

10款4項10目ユートピアセンター費、説明欄1の飯岡ユートピアセンター管理費242万円は、飯岡ユートピアセンターの利用者の感染リスクを軽減するためトイレの改修を行うもの

でございます。

本事業でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策関連として、表中央の補正額の財源内訳の欄にありますように、全額国庫支出金を見込むものでございます。

以上で生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、議案第9号のうち、庶務課所管の事項につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、それに加えての補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 体育振興課ですけれども、議案第9号につきましては本会議で説明したとおりで本委員会での補足説明はございません。よろしく願いします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 学校教育のほうのタブレットの関係なんですけれども、すごくタブレットを配るということはいいいことだと思うんですよ。ただ、何か月か前にたしか家庭にWi-Fiの環境はどうなっているかという問合せを、調べをしたと思うんですけれども、家庭内でWi-Fiの環境がない家庭というのは結構あったんですね。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 委員おっしゃるとおり、以前調査をした段階では、そのときに約400世帯のところでインターネット環境が整っていないという状況でありました。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） やはり何件かあることはありますよね、その先にいってもまだあるかと思えますけれども。ただ、タブレットはすごく、先ほど言ったようにいいことだと思うんで、オフラインでつながるとか、そういったものを充実してもらって、家庭でも、完全に使えるような指示、指導のほうをよろしく願いしたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは何点か伺いたと思いますが、まず生活困窮者自立支援事業で

あります。

収入の減によつての対応ということで居住確保の給付金であります、収入の減ということで、減少率とかそういうものの何かしらの規定があるのかどうなのかを伺いたい。

それから565万円計上されていますが、果たして何世帯というんでしょうか、何件分の予算を計上しているのかをまず伺います。

次に特別障害者等支援給付金給付事業です。これは分かりました。

次の福祉事業所支援給付金です。これは事業所、何というか業種別の数です、見込み数を伺いたいと、そのように思います。

次に介護事業所の支援金給付事業20万円、1事業所当たりということですが、こちらと同じく業種別で分かれば、どのぐらいの数を見込んでの予算計上であるのかを伺いたいと思います。

次に家族介護支援給付金給付事業であります、要介護が4、5の方に対して2万4,000円給付するという説明でありましたが、4、5で何名の方が市内に要介護を必要とされているのか。それから要介護というのは1、2、3、それで4、5だと思いますので、1、2、3だとか、特に3の方との違いですか、要介護3と4の介護状況の違いを詳しく伺いたいと、そのように思います。

次に新生児特別定額給付事業、新たに誕生される市内のお子さんに対して現金を給付されるということですが、この条件に見合った直近5か年の市内の状況を伺いたいと、そのように思います。

それから最後、今補足でなかったんですけれども、ユートピアセンター内にある社会教育施設の再編ということで解体撤去があるんですか。何だかその跡地に石碑を建てるというような話が本会議中であったんですが、いろいろあそこの利用状況を見ていまして、どうしても駐車場が足りないことが多いと思うんです。そんな中で駐車場用地とすべきだと思うんですが、なぜそこに石碑をまた新たにつくる必要があるのか、その辺を詳しく伺いたいと、そのように思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） まず林委員からのご質問でまず生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の件でございます。

まず1点目で収入減に伴う減少率などの規定があるかということだと思っておりますけれども、

こちらは支給要件というのを別に定めておりまして、減少率でというもので見るものではなくて、資金要件として例えば支給額が単身世帯の場合は3万7,200円、2人世帯の場合は4万5,000円と家賃の上限が決まっているんですけれども、収入要件というのはその世帯の月の収入合計額が家賃支給額と、単身世帯の収入要件というのがそれぞれありまして、それを超えない要件であれば対象になるということで、前年の前月の収入から減ったとか、前年とか減ったとかというもので見るものではございません。

あとは何世帯分かということで予算の見込みでございますけれども、この住居確保給付金というのは生活困窮者自立支援法に基づく支出事業でございます。例年、予算は数件見込んでおりましてここ数年実績はなかった状況で2件ほど見込んでおりました。

今回、コロナウイルスの関係で制度が拡充されたということで件数が増えたということで今回の補正となっております。現在支給をされている方が12件ほどいらっしゃいまして、その方が年度末まで最大限、最大9か月分支給できるんですけれども、その分を見越した分として407万2,500円。これから新規で申請があるだろうという見込みを、年度末まで45か月分ということで見込んで180万円、その両方を足したのが587万2,500円ということで見込んでございます。

あと福祉事業所給付金のほうでございますけれども、こちらの事業所別の内訳ということで話がございました。福祉事業所については、障害者事業所と障害児事業所というものがございます。今回20万円の60事業所ということで見込んでございます。実際は57事業所なんです、あと3事業所は、例えば月遅れ請求とか新たな事業所が出たときのために60と見込んでおりまして、実際こちらで把握しているのが57事業所、市内ですね、障害者サービスというのが44事業所——例えば居宅介護、訪問介護、そういったものの事業所が44事業所です。あと障害児サービス事業所というのが13事業所——例えば児童発達支援放課後等デイサービスとか、そういった事業所を行うのは13事業所、計57ということで実際内訳を弾いております。プラス、月遅れ請求の新規の事業所を見て60ということで、予算は見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 林議員からのご質問にお答えいたします。

まず、介護事業所支援金給付事業の事業種別ごとの数、内訳ということでございます。

事業所別といいますか、種別を大きく分けますと、居宅サービス系というのが10種類ございます。居宅サービス系が10種類ありまして、対象事業所が76事業所ございます。次に地域

密着型サービスが3種類ございまして、対象が21事業所となります。あと施設系というのが2種類ございまして、該当になるのが7事業所で、合計が104事業所というふうに現在見込んでおります。

続きまして、家族介護支援金給付事業の要介護4、5、何名の方が市内にいるかということでございます。

令和2年の4月1日現在の要介護……4と5でよろしかったでしょうか。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 4と5の要介護認定者数でございますが、要介護4の方が475人、要介護5の方が309人、この方々は在宅で介護されている方もいますし、施設に入っている方も全部含まれている数となります。

続きまして、要介護3との違いということでございますけれども、要介護の3と4の違いというのは、要するにお世話度の時間の違いということになりますが、一般的に要介護3につきましては、中度の介護を必要とする方というふうになっております。要介護4につきましては一応重度ということになっております。ちなみに要介護5は最重度ということになります。

要介護3と4の違いということでございますけれども、要するにお世話度の時間の違いなんです、具体的に身体の状態についてご説明いたしますと、例えば身の回りのことが、要介護3ですと自分1人ではできない、あるいは排せつや食事、何らかの介助が必要であるとそういったことが主な身体の状態でございます。そして要介護4につきましては、身だしなみや身の回りのことがほとんど自分でできない。そして、排せつや食事、介助が必要であるということでございます。あくまでも、お世話度時間の違いということで認識していただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(米本弥一郎) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) それでは私のほうから新生児の給付金の質問について、直近5年間の条件に合った新生児の状況ということで、出生の数、子どもの数ということですか。

正直申しまして、第一子につきましてはうちのほうは把握しておりません。第二子以降についてはうちのほうで行って出産祝金等の支給事業、こちらのほうで支給した人数ということではよろしいですか、直近5年の。

それでは27年度から出産祝金の支給額についてご説明します。まず27年度、こちらにつき

ましては、まだ、第二子については支給しておりませんでした。ですから、第三子以降の人数ということになります。こちらが89人でございます。そして28年度からは、第二子以降も対象ということになりました。28年度は第二子、第三子以降を合わせまして214名でございます。

平成29年度につきましては、合わせまして245名となっております。

平成30年度につきましては215名となっております。

令和元年度につきましては220名となっております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 出生数のデータがございましたので、私のほうから報告させていただきたいと思います。

平成26年度が483人。27年度が491人。28年度が464人。29年が454、30年が393、すみません、年度じゃなくて年でございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは歴史民俗資料館の関係でございますが、まず駐車場の跡地利用ということで駐車場の整備でございますが、基本的には慰霊碑も立てるんですが、駐車場のほうは建物を取り壊した後、整備してまいりたいと考えております。

だいたいの面積でございますが、今資料館の面積が平屋でございますのでだいたい200平米でございます。この隣に駐輪場がございまして、これがだいたい2メートル掛ける10メートルのものがございます。こちら建物壊しますと駐車場の真ん中に残ってしまうような形になりますので一緒に壊して、跡地を整備するように考えております。

それで、慰霊碑の大きさでございますが、慰霊碑本体は2.4メートル掛ける1.2メートルというふうに聞いております。これに防御柵といいますか、一般的な柵で直接車がぶつかったりしないように囲いとかをつくりますので、だいたい、15平米くらいの面積になろうかと思っております。ですから全体としますと、数%の面積になるかなと思っております。

新たに建物、駐輪場を壊して白線を引き直して駐車場を整備しますと、約15台程度、新しくスペースが確保できるのかなと思っております。

それと、慰霊塔の工事でございますが、これにつきましては東日本大震災、それ以後、旭市で犠牲となった方の慰霊、それと震災の記憶を後世に継承するため、震災から10年目とな

ります今年度、併せて慰霊塔を建立したいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かりました。何点か絞って再度伺いたいと思いますが、そんなになんていんですけれども。

家族介護支援給付金の給付事業です。要介護の方の、4、5を認定されている方に対しての支給だということと、その状況ですね。説明いただき、分かりました。4以下、3になると、中度の介護だよということではありますが、しかしながら、4と3、時間が違うにしても、やはり介護は必要なのは時間の差で変わりなくあるんです。財源がいろいろあるかと思いますが、これは3の方もね、例えば半分だとか、4分の1だとか、市単独でも検討できているのかどうなのか。

まず3の方が何人いて、半額だったり4分の1の支給だったらどうなのかとか、そういうような検討がされたのかどうなのかを伺えればいいかなと、そのように思います。

それから、最後の歴史民俗資料館に対する解体工事と、その後の慰霊碑でありますか、慰霊碑ということに対して、僕も多少の思い入れはあります。必要なものであるし、しっかりとそのときの状況を後世に伝えるのでいいものだと思いますが、1点言いたいのは場所なんです。果たして、その場所がふさわしいのかどうか。海岸通りをたまに走りますけれども、ほかにもいろんな碑が建っていることがあります。それから、やはり戦没者の慰霊碑等もあります。やはりそういう中で、果たしてその場所がふさわしいのかなと。

それから、面積ですね。どのような検討の下、その面積をそこに置くことを決められたのか、その辺をもうちょっと詳しく伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 家族介護給付費支援金の要介護3の方について検討はされたというのかということでございます。

実は家族介護支援金給付事業、現在、要介護4、5の方で在宅で介護をされている方に対して実は助成をしているところでございます。ただ、要件がございまして、家族の方が住民税非課税世帯であること、また、要介護4、5であっても、ねたきり度がある一定以上であるということが要件で、現在支給している制度がございます。

今回、新型コロナウイルスの影響下で、この方だけではなくて、同じ要介護4、5を介護

している在宅の方についても、幅広く今回支援しようということで、要介護4、5を在宅で介護している対象者は変わらないんですが、制限でありました家族が市民税非課税世帯という、そういったものを緩和しています。そういった意図でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは資料館の関係の再質問ということで、まず、今回、慰霊碑を建てる場所、ふさわしい場所なのかというご質問でございますが、直接の所管はこちら建設のほうは総務課になります。面積、大きさ、こちらについても課内、庁内で検討が進められてこういう結果になったというふうに聞いております。

場所につきましては、まず一つとしましては、これは津波被害を受けている場所ということと、あと隣のユートピアセンターで県と合同で従前から追悼式を行ってきた場所だということもございます。

それともう一つは公共用地であるということでございます。

今後、遺族の方が、いつ来られても自由に献花できる、そういったことを総合的に判断して場所等を検討したというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かりました。今の介護の給付についても、慰霊碑のことについても、また各課だとか、庁舎があると思いますけれども、この後市長の報告も行かれるでしょうけれども、ぜひ再検討をして、じっくりと考えて事業を進めてもらいたいと、そのように思います。お願いします。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは私から1点ほど質問させていただきます。

高齢者施設等防災改修支援事業の1,540万ということで、自家発電装置の設置ということで、とにかく最近、想定外の自然災害が非常に多発しておりますので、とにかくこういった自家発電装置の設置というのは必ず必要かなと思います。そういうようなことで、1台どのくらいするものなのか、また、件数は何件くらいなのか、お聞きします。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉施設に設置する自家発電装置の1台当たりの金額ということでございます。

これは出力によって多少金額が変わるかと思いますが、今回市内の高齢者福祉施設で設置する整備の予定の発電機は80キロボルトアンペア相当の自家発電ということで聞いております。金額につきましては約2,000万円弱というふうに伺っております。

それとあと自家発電装置を設置している件数ということでよろしいでしょうか。

自家発電装置につきましては、介護福祉施設では、宿泊を伴う施設につきましては自家発電装置を設置しなければならないということになっております。今回新たに設置する、高齢者福祉施設につきましても、最低限火災用のスプリンクラーなどの用途での自家発電装置は設置されているということでございます。しかしながら、昨年の台風のように長時間の停電の被害があったということで、やはり高齢者施設においては体調不良だとか、エアコンがないおかげで体調不良だとかがすごく懸念されるということで、今回追加で、非常用自家発電の装置を装着されるということでございました。ですので一応、宿泊を伴う高齢者施設につきましては最低限の自家発電は設置されております。ただ、今回のように、追加で設置する自家発電装置につきましては、申し訳ありません、何台設置されているかというのははっきり把握しておりません。

ただ、平成31年にオープンした市内の高齢者福祉施設につきましては、同様の自家発電設備装置が設置されているというふうには伺っております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 件数とかはあまりはっきり分からないということですか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） すみません、ちょっと説明が不足していました。ですので、宿泊を伴う高齢者福祉施設につきましては、非常用自家発電装置は全て設置されております。よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 失礼しました。市内の施設のうち件数ということでございます。

しばらくお待ちください。

今回のように、そういった台風等の被害に対しての自家発電が設置されている件数ということではよろしいでしょうか。

すみません、把握している中では市内で2施設でございます。

以上です。

○委員（宮内 保） 分かりました。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢者福祉課長より、答弁の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） すみません、答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど、宮内委員より、非常用自家発電装置の件数についてというご質問がございました。

先ほどの答弁では2台というふうにお答えしましたが、今回設置する台数は1台となります。

訂正させていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。長くなるようでしたら、着座で説明してください。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、ご説明させていただきます。

補足説明で説明しましたとおり地域包括支援センターの業務委託契約期間の終了に伴う北

部及び東部地域と、新たに中央地域の委託契約を行うに当たり、令和2年度内に受託法人を公募し契約を締結するため今回債務負担行為の設定を行うものでございます。契約期間は、現契約と同じ3年としております。

それでは別途お配りいたしました資料に基づき説明をさせていただきます。資料をご覧くださいと思います。

1 ページをご覧ください。

1 の地域包括支援センターの役割でございますが、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように介護、福祉、保健、医療など様々な面で支援を行うため、ワンストップ総合相談窓口となっております。

次に2 の高齢者人口と地域包括支援センターの職員数ですが、65歳以上の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000未満ごとに常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名ずつ配置する必要があります。

旭市の65歳以上人口を3分割しますと、いずれの地域も現在6,000人を超える数となるため、それぞれの地域で専門職の1名増員が必要となっております。

次に3 の地域包括支援センターの業務委託及び増設の理由でございますが、まず一つは、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加などにより、より地域に密着した事業展開と、きめ細やかな支援体制が必要となっており、また相談体制も24時間対応が望まれているところでございます。

2 目としましては、主任介護支援専門員の資格更新制が導入されたため、資格者の継続確保が今後さらに困難となっていくと予想されます。

2 ページになりますが、3 目としましては、地域包括支援センターの運営面において、地域におけるネットワークづくりをはじめ、医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、権利擁護事業など求められる役割が増大しているという現状でございます。このようなことから、身近な相談などは身近な委託包括支援センターが担い、センター間の総合調整や困難事例への対応、医療連携などは市の直営の基幹型センターが担うといった役割分担を行い、増大している業務へ対応していきたいと考えております。

次に4 の地域包括支援センターの業務の業務委託の概要ですが、下段の表及び4 ページの担当地域図をご覧ください。各センターの担当地域になります。

それぞれのセンターが担当する区域について、令和3年度からは高齢者人口に大きな差が出ないように中央地域の一部を北部地域に編入し、担当人口の調整を行っております。また

中央地域は権利擁護業務、在宅医療介護連携推進及び認知症支援等の機能強化し、当該分野で他のセンター業務を支援する機能強化型センターとして位置づけております。

3 ページをご覧ください。

業務委託料についてですが、人件費や光熱水費等の運営経費である、年間の委託料の上限を、通常センターは1事業者当たり2,665万円、機能強化型センターは50万円を加算した2,715万円と積算しております。なお初年度は必要に応じ、初期費用として50万円の加算を予定しております。

委託期間は引継ぎ期間を考慮し、令和3年3月1日から令和6年3月31日までと考えております。

また、新しく委託した地域を受託する法人が、その地域に習熟するまでの間は、市直営の地域包括支援センターが活動を支援し、円滑な業務の引継ぎが図れるよう、万全を期してまいります。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 本議案につきましては本会議で補足説明いたしましたとおりですので、本委員会での補足説明はございませんのでよろしくお願いします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは議案第17号、専決処分の承認について、子育て支援課から補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で説明してください。

○子育て支援課長（石橋方一）　ありがとうございます。

令和２年度、旭市一般会計補正予算書第３号の８ページをお願いいたします。歳出になります。

３款３項２目母子父子福祉費、説明欄１のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、６,９４５万円ですが、国が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育てと仕事を１人で担うひとり親世帯を支援するために給付金を支給するものです。

支給対象者及び給付金額は、令和２年６月分の児童扶養手当受給者、公的年金等を受給しているために児童扶養手当の支給が停止されている者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった者へ、おのおの１世帯当たり５万円及び第２子以降１人につき３万円を給付いたします。

また、児童扶養手当受給者及び公的年金等受給者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した者へ１世帯当たり５万円を追加給付いたします。

主な支出として、１８節負担金、補助金及び交付金、ひとり親世帯臨時特別給付金６,７３６万円ですが、児童扶養手当受給者及びその対象児童を７００人と見込み、３,１００万円です。公的年金等受給者及びその対象児童を４２人見込み、１８６万円。収入が減少した家計急変者及びその対象児童を１８０人見込み、８００万円を計上いたしました。

また、追加給付として、収入が減少した児童扶養手当受給者及び公的年金等受給者を５３０人見込み、２,６５０万円を計上いたしました。

７ページをお願いいたします。歳入になります。

１４款２項２目２節児童福祉費国庫補助金、説明欄１の母子家庭等対策総合支援事業費補助金７,２００万円ですが、国が全額を負担するものでございます。なお、国の本給付金支給要領において、児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給については、可能な限り令和２年８月末までに支給するものとする明記されていることから、専決処分に対応するものでございます。

以上で議案第１７号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎）　担当課の説明は終わりました。

議案第１７号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎）　特にないようですので、議案第１７号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

請願の審査

○委員長（米本弥一郎） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退出してください。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 21 分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 4 号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願の 1 件であります。

それでは請願第 4 号について審査に入ります。

紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

島田和雄議員。

○紹介議員（島田和雄） 座ったままでいいでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） どうぞ。

○紹介議員（島田和雄） 紹介議員の島田和雄です。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願につきまして、それでは請願の趣旨を朗読しまして説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元に皆さんの、資料があると思いますが、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場については、昭和63年に株式会社伸葉都市開発が設置申請をして以来、社名を株式会社エコテックと変更し現在に至っています。

この申請については、旧海上町始まって以来の大変な出来事であり、町の唯一の産業である農畜産業が風評被害によって壊滅的な打撃を受けるであろうとの町民の声を受け、町議会が中心となり区長会をはじめとする町内24団体による最終処分場設置反対同盟を組織し、区長会を通じて町内全世帯より反対運動資金カンパ及び町内有志各位の物心両面の支援を賜り

ながら反対運動を展開してきたところであります。

また、この運動は、県内はもとより全国各地で産廃処分場建設に苦慮している自治体に大きな勇気を与えてきました。その運動期間中に、反対同盟は処分場設置反対町民総決起大会、県庁に向けての設置反対駅伝、設置に関する住民投票条例の可決及び住民投票の実施——これは投票率が87.3%で、そのうち設置反対の投票が97.5%というようなものでありました。というような、町内一丸となつての反対の意思表示及び対県、対厚生省——現在は厚生労働省でありますけれども、の交渉を数十回にわたって重ねてきたところであります。

しかるに、千葉県当局は、このような住民の意思表示を省みず、最終処分場設置許可をしました。

長い年月の反対運動の中では、議員間に意見の相違が生じて反対運動が停滞し、その中で、町民有志による処分場設置反対県民連絡会が発足し、千葉地方裁判所に、県の許可取消しの訴えを起し、結果は、県が十分な調査を行っていないことを理由として、県の許可取消しの判決を下しました。

しかるに県はこれを不服として東京高等裁判所に控訴をしましたが、同高裁は県の廃棄物処理法を誤って解釈し、産廃業者に環境衛生調査を実施させておらず、その手続きに重大な欠陥があると、再度県の敗訴の判決を下しました。

私たちは、2度にわたる司法の判断は非常に重いものであり、森田（本名鈴木）知事に、これをもって終止符とするよう要請しましたが、こともあろうに、県は最高裁判所に上告をしたものの平成22年9月9日、最高裁第1小法廷——白木勇裁判長ですが——は、県の上告を退ける決定をし、これにより1審、2審判決が確定し、県の全面敗訴は全国に知れ渡り、産廃業者との対応に苦慮している多くの自治体に新判例として希望を与えたのでした。

私たちは、三審制の日本での最高裁判決は最終的なものであると信じていましたが、県は最高裁判決により業者に許可書は返還させたものの、業者からの申請書は現在も有効であり地裁、高裁で指摘された申請書について、今後業者を指導し、あくまでも許可を与える姿勢を取っています。

一方業者は、最高裁判決について行政不服審査法に基づき、平成25年1月25日付で審査を申し入れており、当初申請より三十数年、沼田、堂本、森田の3知事の姿勢には顧問弁護士料等、県民の税金を使い、県民を苦しめる結果をもたらしている現状に、私たちは言葉にできない大きな不満を持っています。

金融資産も全くなく、現在まで何の工事实績もない企業が、このような事業を行えば、ど

こかで破綻することは必至です。そうなれば、ダイオキシン等の等による悪影響や民間施設としては、関東地方にはない施設ができることによる風評被害等は、県下1位を誇る旭市の農畜産物に決定的なダメージを与えることは必至と考えられます。

また、福島原発事故で発生した莫大な量の放射性汚染土が巨大なフレコンバッグに詰められ、行きどころのない状態で福島県内に保管されていますが、将来、これらの汚染土は県外に出すという方針になっています。私たちが問題視している地元の巨大産廃施設用地が、これら放射性汚染土の最終処分場になりかねないという危惧も考えられます。業界等からすれば、願ってもない候補地になり得るでしょう。

もしこのような事態となれば、旭市及び周辺自治体へもたらす悪影響は、風評だけでも甚大なものは想像できます。これら将来の問題を的確に捉え、緑豊かな郷土を守り、子や孫の将来世代に負の遺産を引き継がせないために、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置について、最高裁判所の判決に従い、誠実にこれを履行し、同最終処分場設置計画を完全に廃棄することを求める意見書を、千葉県知事、環境大臣宛てに提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願を提出します。

なお、本件につきましては、平成17年、1市3町合併時の議会、議員数70名でありましたが、これにおいて処分場建設反対の請願が、反対2名を除いて圧倒的多数で採択されていることを申し添えます。

以上であります。その後、平成23年12月の議会におきましても同様の請願が出されておりました。そのときも全員賛成で採択をされております。そういうことですので、皆さんにはよろしくお願いしまして、請願の趣旨説明とさせていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 島田和雄議員の説明は終わりました。

続いて担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願書につきまして参考意見ということで申し上げます。

設置申請の経緯等につきましては、ただいま島田和雄議員よりご説明がございました。

私のほうからは、最終処分場の設置予定場所と施設の規模等についてご説明をいたします。

まず最終処分場の設置予定地、計画地であります。旧海上町松ヶ谷地区、この一番東庄町寄りの場所でございます。旭市のほかに銚子地先、東庄町地先にまたがる場所でございます。

設置しようとしている施設の規模でございますが、処分場の面積は6万2,196平方メートル、埋立ての面積が4万7,854平方メートル。埋立容量ですが74万2,838立方メートルでございます。埋立容量でいえば、旭市の最終処分場でありますグリーンパーク、これの約4.4倍の規模になります。

それと現在の現場の状況でございますが、計画地の周囲は鉄製のフェンス、矢板で囲われていまして、そのフェンスの内側は現在草木や竹が生い茂った状態で、隙間から中をのぞいても何も見えない状況でございます。

また、現場事務所の入口ですが、門扉が閉じられており、その進入路及び事務所周辺も草木に覆われていまして、ここ数年は人が出入りした形跡はないように思われます。

以上のような状況でございますが、この案件につきましては千葉県に許可権限のある事案でございます。

市といたしましては、旧海上町の住民投票による反対の意思表示、また、住民投票の重みということを考慮しまして、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 伺います。ここは僕も地元でありまして、まだこの問題、先人たち皆さん一生懸命取り組んでもらったのに決着を見ていないのかと、今回改めて、島田議員の紹介で出てきたんで、勉強を改めて古い方に聞きながらさせてもらいました。

この取組、何とかこの委員会、議会を経て一定の決着を望みたいなど、そのように思いますんで、しっかりとした強い取組をここでしていきたいと思うので質問をさせていただきます。

まず前回、平成23年ですか、旭市議会全員一致を見たとき、島田議員から紹介がありましたけれども、その後、平成23年から今日に至るまで、県は何かしらこの件に関して動きがあるのかどうかを伺いたい、そのように思います。

それから、現状に関してなんですが、申請をされている、提出した民間事業者のことでございますが、現場の開発面積、それから埋立てをする面積ですか、埋立量ですね、それに加えて工事の予算額、それからその資金ですね、莫大な資金が投じられている、今後も投じられると思いますけれども、資金調達の先なんかというものの報告はあるのかどうか。

それから閉鎖後の、満杯に例えば埋まって、その終わった後の維持管理の状況、その期間等ですね、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。
環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、3点ほど質問があったと思います。

まず1点目、平成23年12月の請願の後から現在までの県の動きはあったのかというご質問でございますが、特段市のほうにはそういう報告とか連絡等はございません。

あと2点目ですが、開発面積、あと埋立量等なんですが、開発面積、処分場の面積といたしましては先ほども申し上げたんですが、6万2,196平方メートル、これは県のホームページのほうで公表されております。あと埋立容量ということで、そちらは74万2,838立方メートルでございます。

あと工事の予算額、資金調達先等につきましては、申し訳ございませんが、こちらでは承知しておりません。

あと3点目になります。閉鎖後の、もし現場が埋立てをされて、全部埋立てが完了して、その後閉鎖された後の維持管理というご質問だと思います。その辺に関しましても、こちらのほうではちょっと承知していない状況でございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 前回、議会全員一致でこの陳情を採決したのが平成23年ですか。何かその後、県のほうで動きがあると、そういうようなことだから、やはりずっと近隣で苦勞されている方、この事業に取り組んでいる方々が心配されて、何かまた調査をしたり勉強したりしているということを聞くんですよ。

何か県で、ある程度の市に対する動きがあると思いますので、しっかりとしたご答弁願えたらいいのかなと思います。

あと、加えて民間事業所ですか、今回株式会社エコテックという名前が出ていますけれども、その会社の所在地、それから年間の工事实績、それに加えて今回申請の工事の予定額等が、たしか県のほうで把握されているというようなことを勉強したんですが、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いします。
環境課長。

○環境課長（高根浩司） ただいまのご質問にお答えします。

まず、エコテックの所在地ということですが、事業者の所在地といたしましては千葉市中央区中央四丁目でございます。番地まで……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 過去の資料によるものでございます。

あと、エコテックの年間の工事实績ということになりますが、そちらにつきましても、ちょっと市のほうでは把握しておりません。

同様に……、あと予定額、工事の予定額ということだったと思いますが、こちらのほうもちょっとまだ資料を、申し訳ないんですが、市のほうで承知しておりません。以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 残念ですね、分かりました。

それでは1点、ポイントとなることを聞きますが、今回の搬入が終わって閉鎖された後、搬入完了後というんでしょうか、その管理の責任は、許可権者である県が当然行うべきと考えるんですけれども、管理責任の所在をちょっとはっきり教えていただきたいなと思いますのと、あと、島田議員が紹介をしていただきましたけれども、以前は県議会議長にまでこの意見書を出されていました。今回はそれが抜かれているのが違いがあったなと思うんで、具体的に、なぜ県議会議長に出せなくなったのかを伺いたいのと、当然、これ2市1町またぐわけです。ほかの近隣の1市1町に対して、紹介議員として、ほかの議員もしくは自治体に対して同じような働きかけをして、しっかりとこれを取り組むんだという姿勢があるのかどうなのか伺います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず搬入後の管理責任の所在ということでございますが、まず一般的には、設置、あとは事業を行った事業者、業者に管理責任があるものと考えております。

あと県議長に出せなくなった理由ということですが、ちょっとそちらにつきましては、私ども……

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） 島田和雄議員。

○紹介議員（島田和雄） 今回の県議会議長宛ての意見書は省いたと、省いたといえますか、

抜いたわけでありすけれども、これにつきましては地方自治法で、請願、意見書の提出先につきましては、関係の行政庁と国会宛てに出すんだというようなことが示されておりますので、県議会はそれには当たらないということで、これにつきましては以前の、何回か前の請願のときも、そういったことで、そういったような対応がされていると思います。

それと今回のこの紹介議員として今後どうするんだということでありすけれども、それにつきましては、私は当時、海上町が産廃のこういったものができるというときに、やはり反対同盟の一員として加わって——加わってといいますか、1人の中に入っていたわけでありまして、そういった上の思いもありまして、当時、海上町として、もうはっきりこれは反対だということで表明したわけでありす。そういったことから、今回請願議員を受けてくれと、請願者の日下さんからお願いされたときに、これは当時のことを思えば、これは私がこれをやらなければならないという思いで、今回、請願の紹介議員というのを受諾したということでございます。

今後につきましても、できれば、そういった形の中でできるだけ皆さんの賛同を得て、この運動が、最初の願いどおりとなればいいなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） この採択のどうのこうのじゃなくて、しっかりと今回、この請願、陳情をすることによって、県の許可申請が残った状態であることを解決しなきゃならないと、そのように思いますので、ちょっと、まだ前回とさほど変わらないような取組では、ちょっとまた後世に残ってしまうおそれがありますので、当委員会でちょっと大きく取り上げたいなと、そのように思っています。

県議会議長に意見書という形では出せないというのは、今紹介者からですね、明快な回答ありました。であれば、違う形でしっかりと県に、それから県議会に伝えなきゃならないなと思いますので、その辺も当委員会でしっかりと取り組んでもらいたいと、そのように思うところであります。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質問ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 50 分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 先ほど申し上げましたが、委員長におかれても、もう数年前に何ですか、たすき駅伝、県庁までしっかりとこれ取り組んだということで、この事業、この請願ですか、陳情、精通されていると思うので、何ていうんですかね。これはやはり許可申請の残った状態をしっかりと今回解消する、そういう取組をしてもらいたいし、そういう取組じゃなきゃならないと思うんです。

今後、先ほど答えられなかった、お答えがなかったものですね、工事の予算額だとか資金調達先だとか、そういうのは行政にしっかりと提案して、提示してあるから、許可がされているものであって、やはりしっかりとした調査、調べれば分かると思うんです。そういうのをやはりこの意見書に反映させてもらいたい、当委員会として、しっかりと取り組んでもらいたい、そのように思うわけであります。

それから、今後進めていく中で、他市との連携も、今の話を聞くと何もないような答弁でしたが、これは委員会で扱う以上、ほかの1市1町に対してもしっかりと歩調を合わせる必要があらうかと思いますので、委員長の判断、お考えを申し述べていただきたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） ただいま本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

今後は、今の意見を参考にしながら関係市町とも連携を取って進めていきたいと思います。

ただし、それにはまだ時間もかかりますので、今回は旭市独自に意見書を提出するという形にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） では、ほかにご意見はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（米本弥一郎） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第4号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（米本弥一郎） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（米本弥一郎） それでは請願第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（花澤義広） それでは請願第4号の意見書案についてご説明いたします。恐れ入りますが座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書案をご覧くださいと思います。意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書案。

本件は、昭和63年、株式会社伸葉都市開発（現エコテック）が県に設置申請を行い、以来、三十数年にわたり、旧海上町町民の反対の中で今日に至っている。

一度は事前協議不調との結論に達しながらも、一転して協議成立、設置許可申請が認可された。

これに対し、旧海上町において住民投票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を実施し、沼田、堂本、森田、3知事に対して反対陳情等も行ってきた。

その後、県において不許可の決定をしたが、伸葉都市開発（現エコテック）側は旧厚生省に行政不服審査請求を申し立て、その結果、県の不許可処分は取り消され、平成13年3月1日、再度設置が許可された。

以後、千葉県に対し、住民による許可処分取り消し訴訟が起こされ、1審、2審では、住民側が勝訴したが、県は最高裁判所に上告、平成22年9月9日、最高裁判所は県側の上告を不受理とし、設置許可の取消しが確定した。

これを受け、県は平成25年1月28日、エコテックの最終処分場設置を不許可処分とした。

過去においては、数百万トンの不法投棄がなされ、当時の川口順子環境大臣が現地視察に来町し、あまりのひどさに驚いた経緯があり、この点については県産業廃棄物指導担当の行政の不作為と言うべきである。

ご承知のとおり、本市の農業生産額は、県下1位を誇り、設置場所周辺の松ヶ谷地区には、70戸余りの住民が清冽な地下水に依存した生活をしている現状である。しかしながら現地では、エコテックによる復旧が行われている様子はなく、住民は不安を抱えたままである。

関係機関においては、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置に対して、完全な廃棄と復旧を行うよう指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、環境大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 案を今朗読いただきまして、反対ではないんです。しっかりとした文面になっているなと思いますけれども、これ、議案と出てから今日に至るまで、実は僕も平成23年の文書を何度も読み返して勉強したんです。ほぼ一緒なんですよ。これ、平成23年につくった人に対しても失礼だし、今回、何とかしようという気持ちがちょっと薄過ぎるんじゃないですか。簡単に、前回の同じ文章をちょっと添削した程度で出していたんじゃないかと思います。あと提出先ですか、それも前回よりも少ないわけなんです。

ですからこれ、しっかりとした意見書として出すのはこれでいいですが、委員長におかれては、しっかりと千葉県環境部だとか千葉県議会に、議長と共に取り組んでもらうべきだと思いますよ。

それから、近隣自治体に対しても、せっかく議長ご臨席なんですから、そういうところも聞いてもらっていますので、委員長、委員会でもいいですけども、しっかりとそういう取組があつて、この文書としてもらいたい、そのように思います。

○委員長（米本弥一郎） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 提出先に環境大臣と書いてあるでしょう、文書の中に環境大臣の一回現地視察を要望するっていうのを入れたほうがいいんじゃないの。環境大臣に、一回現地の視察を要望するというのも入れてもいいんじゃないか。

○委員長（米本弥一郎） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 零時 4分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま幾つかのご意見を賜りました。このご意見につきましては、委員会としても、ま

た議長ともご相談しながら意見書に反映させていきたいと思いますので、それでご了承いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（米本弥一郎）　なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　零時　４分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎

総務常任委員会

令和2年9月18日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設建築工事)

議案第14号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設電気設備工事)

議案第15号 工事請負契約の変更について
(旭市新庁舎建設機械設備工事)

出席委員（6名）

委員長 宮澤芳雄

副委員長 平山清海

委員 高橋利彦

委員 島田和雄

委員 伊藤保

委員 飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬正彦

秘書広報課長 山崎剛成

行政改革推進課長 宮内敏之

総務課長 伊藤憲治

企画政策課長 小倉直志

財政課長 伊藤義隆

税 務 課 長 伊 藤 義 一
会 計 管 理 者 多 田 英 子
監 査 委 員 高 野 久
事 務 局 長
そ の 他 担 当 員
4 名

市民生活課長 遠 藤 泰 子
消 防 長 川 口 和 昭
環 境 課 長 高 根 浩 司

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。大変お忙しい中、委員会の開催に当たりまして、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今週に入ってだいぶ秋らしい陽気になってきましたけれども、本日は南風のせいでしょうか、非常に気温が上がるということでもあります。どうぞ委員の皆さん、あるいは執行部の皆さん、上着を脱いで結構ですので、自分の体調に合った体勢でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします案件でございますが、全部で5議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案で、これは議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、総務常任委員会の所管事項でございます。

次に、条例関係が1議案でございます。議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

それと、工事請負契約の変更についてが3議案で、これはいずれも庁舎に関わるものでございまして、議案第13号で、建築工事、議案第14号が電気設備、それから議案第15号が機械設備工事、それぞれの変更契約の議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 4 日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第 9 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 11 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、工事請負契約の変更について、議案第 14 号、工事請負契約の変更について、議案第 15 号、工事請負契約の変更についての 5 議案であります。

初めに議案第 9 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第 9 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところではありますが、何点か所管課において補足説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

どうぞ、長くなれば着座で結構ですから。

○市民生活課長（遠藤泰子） ありがとうございます。着座にて説明させていただきます。

議案第 9 号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款 1 項 10 目、説明欄 1 のコミュニティ育成事業 227 万円ですが、昨年の台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨により被災した地区集会施設の修繕費の一部について、地域団体に対して補助金を交付するもので、財源は全額県補助金を充当します。

本年 3 月、県において昨年の台風等被害に限った補助金の交付要綱が制定され、地区集会施設の修繕に対し、市が補助金を交付する場合に、補助率 3 分の 1 の県補助金が市へ交付されることになりました。

市では、従来、コミュニティ育成事業補助金として、20 万以上の修繕に対して 2 分の 1 の市単独補助を行っておりますが、今回の県補助事業実施に伴い、昨年の台風等被害に限って、新たに要綱を制定し、20 万円以上の修繕に対しては 3 分の 2、20 万円未満の修繕に対しては

3分の1を補助することとし、既に従来コミュニティ育成事業補助金が交付済みの地域団体については、交付済みの補助額を差し引いた金額を追加で交付するものです。

今回対象となる地域団体は、蛇園区ほか、全部で15地区となります。

以上で、議案第9号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

どうぞ、着座で。

○税務課長（伊藤義一） ありがとうございます。それでは着座で失礼いたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、税務課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書の13ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

2款2項1目、説明欄1の税務総務事務費、12節システム整備委託料1,122万円は、個人番号カードを利用した税証明のコンビニ交付を導入するために必要なシステム整備委託料です。

コンビニ交付に関しましては、既に平成31年2月から、住民票の写し、印鑑証明、戸籍関係の証明書の交付を行っておりますが、感染症対策として、また、市民の利便性のさらなる向上を図るため、税証明のうち所得・課税・非課税証明書を交付対象とするもので、交付の開始は令和3年8月からを予定しております。

なお、本事業に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

続きまして、繰越明許費になります。5ページをお願いいたします。

2款2項の事業名、税務総務事務費1,122万円につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたシステム整備委託料について、システムの構築に約10か月を要することから、年度内に完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰越しするものでございます。

以上で、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いします。

どうぞ、高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページですか、国庫支出金、補正が7億7,400万円ほどありますが、これは計画どおり使い切ることができるのかどうかお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、国庫支出金です。これは新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金のことでしょうか。

これにつきましては、今回7億6,500万円ということで、アッパーということで予算にして
ございます。それで、これで執行残だとか、そういったものも起こるかと思います。これら
につきまして、12月だとかそこら辺でまた補正をするだとか、あるいは、そういった措置を
取るということになろうかと思います。これはあくまで国のほうの補助金で、この金額とい
うものでありまして、通常の補助金であれば、この金額がアッパーで、それが執行残とか、
執行して金額が少なくなったということであれば、それだけしか出ませんけれども、これに
ついては、この事業があれば、その金額全て出るということがございますので、その後、執
行残等がございましたら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これについては国は渡し切りですね。残ったから返せとかそういうこ
とはないわけなんです。結局、これを上限に市に交付されるわけですが、ただ、この目的
どおり新型コロナウイルス感染症対策ですか、市でもいろいろ計画している中で、ものによ
っては、もうきちんと数字をつかまえているところもあるんですが、農業関係とか、商工関
係ですか、これはその受益者ですか、なかなか理解し切れない中で使い切るのは大変だと思
うんです。ですから、そういう中では、せつかくのそのために来た交付金ですから、目的
どおり使ってもらえるような措置を一つ、措置というより対応を十分考えていただきたいと思
いますが、どういう対応を考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 高橋委員のおっしゃるとおり、中小企業とあと農業者ですか、この
補助金につきましては、既に補正予算が成立しているですけれども、だいぶ執行残が出る見
込みであります。それにつきましては減額補正をして、あとほかにも該当となるコロナ対策
の事業というのがございますので、それをこれから検討しまして、それに充てていきたいな
というふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この交付金はかなり、今回、広範囲に使えると思うんですよ。そういう中でやはりこの地域の活性化、そのためにやはり、むしろ力を入れるべきだと思うんですよ。ほかの事業に使わない、ほかの目的に使わないで、コロナによって被害を受けた経済の活性化、これに使うべきだと思いますが、ちょっとこれはそうなりますと、範囲が広がりますので、財政課長では無理だと思うんですが、副市長はどういうふうに考えていますか。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 第1次補正、第2次補正、これで第3次になりますけれども、計画事業自体はもっと大きな額でいろんな種目を出してあります。そういうところに充てていくということになるかと思います。当然、経済対策は非常に重要だと思っておりますので、そこら辺には力を入れていきたい。今回もそういう形で商業者、それから農業者、飲食店、いろんな形でやっているわけなんですけれども、なかなか全部は消費し切れていないというのが現実だと思います。そういうところには、市としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 議案第11号につきましては、本会議においてご説明申し上げた以外に補足して説明する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） こういう時期ですので、やはり値上げの時期は検討すべきだと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 高橋委員おっしゃるとおり、庁内の中でもこの時期にこういうものを上程するのはどうかなということで、いろいろと協議をさせていただきました。ですが、やはり昨年も検討した中で、台風の被害があったりだとか、そういったことで1年遅らせた経過がありますので、それとあと、施行するのが来年4月ということでございます。

ので、庁内で検討した結果、やはりこの9月に提案させていただいて、来年4月からということに決定いたしました。それで市民の皆様もご理解いただけるかなということでやりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 市は競争相手がいないわけですね。早い話が独占企業なんですよ。そういう中で、ただ採算ばかり考えて値上げするのはいかがかと思うんですよ。ここはずっと日本の経済はインフレではなくデフレなんですよ。ですから、その辺もやはり考慮したほうがいいと思うんですよ、何年に一遍上げるんじゃなく。やはり使うのは市民ですから、そういう市民の観点に立った料金体系ですか、そういうのも必要だと思うんですが、それらを含めてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、市民の観点に立つてということで、経済的観点だけではなく、行政改革アクションプランであつたり、公共施設等総合管理計画の中でも、受益者に対するご負担というものを、どうあるべきかという市民の意見をいただいております。その中でもやはり多くの負担を受益者以外の方が負担している面を考えれば、適正に考えていただきたいと。そういった意見がありましたので、行政改革としまして、そういった面を考慮しながら進めてきた経過がございます。

それとあと長い期間、20年以上料金がそのままであつたりとか、使用料といっても中身は特定の経費、光熱水費であつたり、その管理にかかる経費、修繕費等、そういったものが年々古くなるとかかかってきますので、そういったものを充てるために幾らか利用していただく方に負担をいただいて、こういった施設が長い期間、皆さんに大切にに使っていただけるように考えたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号、第14号、第15号の3議案については、関連がありますので、補足説明がありましたら、一括して説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号、第14号、第15号につきましては、それぞれ工事請負契約の変更でございますけれども、本会議で補足説明を申し上げているとおりでございます。

加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、議案第13号、第14号、第15号について、関連議案でありますので、順次、質疑がありましたらお受けいたします。

どうぞ、高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この庁舎の関係なんですが、これは庁舎の関係で工事金額を増額する理由は、新型コロナウイルス感染防止の対策のための工事を一時中止したということですが、この中止の期間です。いつからいつまでの何日間か、まずお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

新型コロナ対策として現場の工事を中止した期間は、本年の4月25日から5月6日までで12日間です。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、この中止の期間は分かりました。そういう中で、4月25日から5月6日までの12日間ということですが、その期間はゴールデンウィークの期間で、土日祭日は何日あったのか。そしてその間、業務、つまり仕事ができる日は何日あったのか。それと大手企業はこのゴールデンウィークは連休となっていますが、奥村組も一部上場の企業ですから、そんな中で奥村組はどのような休暇体制になっていたのか。休暇になっていたのか、この期間、それをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 現場の工事の日程につきましては、まずゴールデンウィークじゃない部分をお答えしますと、日曜日以外は工事を、土曜日は行っているというのが通常の勤務の体系でございまして、ただ、ゴールデンウィークにつきましては、私どもと同じように、祝日についてはお休みということで予定していたものでございます。その中に重なるような形で休止になっているということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 日付でございしますか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 何日間ということですよ。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 12日間の休止でございますけれども、その間で申し上げますと、4月29日は、その前、25日からですので、26日が日曜日ですので、そもそもお休みでございます。29日が祝日でございますのでお休みでございます。その後は3日から6日までは祝日だったり振替なりで、挟んだ祝日ということでお休みでございます。

ですから、これまでの営業の状況を見ますと、4日間は、コロナがなかったとしても、お休みという状況でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。日曜日も入れますと6日間。日曜日も入れますとさらに増えますが、失礼しました、6日分です。12日間でしたけれども、そのうちの6日はそもそもお休みという予定だったということです。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） いいですよ、続けて。

○総務課長（伊藤憲治） 奥村組の会社のほうの体制でございますけれども、ここの現場ということに限らず、ほかの現場につきましても必要に応じてやっていたということで、細かい部分まではすみません、承知しておりませんが、ほかの現場でもやっていたということは聞いております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この工事については、当初から土曜日もやっていたのか、それで今も土曜日もやっているのか。その中で、今回、この4月25日から工事中止の理由と、中止の期間は何を基準に決めたのか、そして、それは市からなのか、業者からの要請なのか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工事の進め方でございますが、当初から土曜日は工事をするというふうにやっていたと記憶をしております。失礼しました、正確ではありませんでした。毎週

土曜日が休みということではなくて、全部の土曜日をやっているということではなくて、月1回だけ土曜日はお休みで、そのほかの土曜日は工事を行っているということでございまして、そのやり方は現在も継続しているところでございます。

中止した理由でございますが、新型コロナウイルスが感染が拡大していたという中で、三密を避けるという部分もございましたし、そのほか、人のほうの手配もなかなか難しくなっているというような状況もございました。あるいは、ほかの建設業界の中での休みをしているというような動きもございました。それらを勘案して休みにしたいということで、実際の休みの期間につきましては、先ほど申し上げましたが、ゴールデンウィークの時期を挟んでということをお案しまして、そんなに影響がないようにということで考えていただいたものというふうにこちらとしては理解をしているところでございます。

その中止につきましては、まず業者の側から打診がございました。それが正当な理由なのかどうかということで、お互いに協議をいたしました。新型コロナの影響による休止などで、やむを得ないだろうということで、お互いに合意に基づきまして、休止ということで決定したところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、これは業者から申入れがあったと。それから、人の手配がつかないということでございますが、国交省から2月25日に出ています、通達が。その場合、その際の通達、どうなっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 国交省からの通達がどんな内容かというご質問でございますが、ご質問の中にありました、その2月の通達というのはその後、もう2回出ているやつについての1回目の通達でございます。まずそれを申し上げます。

その中の内容をかいつまんで申し上げますと、発注者というのは受注者の感染防止の意向を尊重しまして、支援を行う観点から、受注者に対して工事の一時中止ですとか、工期あるいは履行期間の延長の意向を確認すると。その上で、受注者、これは業者のほうになりますけれども、業者から申出があった場合には、受注者の責め、責任でない場合、そして契約書に基づいて、工事の一時中止、あるいは設計図書の変更を行うと。その期間は、このときの通達では令和2年3月15日までとなっております。このときの通達では。

ただ、同じ内容がさらにもう2回出されておまして、4月にも出ておまして、5月に

も出ております。ですから、最初に言った3月15日という期限がございました。これは1回目でございます、あと2回通達が出されておりますので、取扱いの期間は延長されているというふうに理解して、取り扱ってきたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、皆さん、自分らの都合のいいあれしています。2月25日に出た通達では、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には速やかに受注者から発注者に報告すると。そういう中で対応と。また、公共工事の請負契約、これは工事の一時中止は発注者がするという事になっているんです。それが何で受注者がこの工事の中止を申し込んだ中で、それを取り入れたのか、つまり許可したのか。そういう中でまた、一時中止の期間は、本通知からというのは2月28日ですか、それから3月15日しか認めていないわけですよ。というのは、これを時系列で言いますと、2月27日には小・中学校の臨時休校を要請されているわけなんです。それで、国交省の通達に沿わない、何で4月、しかもゴールデンウィークにですよ、工事の中止を認めて、いや、それが工期の延長だけならいい。なおかつ、今度は工事費の追加を払うのかということなんです。まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工期の延長でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、業者からの申出をそのままのみにしたということではございません。お話がありまして、お互いに協議をいたしまして、内容が確かに適切なものだというふうに認められるというふうに判断して、工事の中止ということを行ったものでございますので、そこはご理解をいただければと思います。

それと、通達の日時の話がまたございましたけれども、先ほど委員がおっしゃりました2月の通達が、1回目ということで私、申し上げたとおりでございます、2回目、3回目が同じ内容で、期間延長ということで出ておりますので、1回目だけで終わりということではないというところをご理解いただければありがたいと思っております。

それと、工事費を払うのかというご質問もございました。工事費の変更につきましては、大きく分けますと2つの内容があるかと思えます。

一つはコロナ対策による工期の延長、もう一つは鋼材のほうの供給が不足していることに

よる遅れということがございますが、そのどちらも業者のほうの責任にはすることはできないということで、それは市のほうで契約の変更に応じなければならないということで行っているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この休止を認めた中で、工事の中止を認めた中で追加払いをするんですが、じゃ、この期間、市内の業者もかなり工事をしていると思うんですが、この業者の対応はどういうふうにしたのか。やはり全て平等にやるべきだと思うんです。ここだけなぜ延長になりますか。ほかの工事業者には何で延長しなかったのか、その点、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） ここでしばらく休憩します。

暫時休憩としましたが、ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えしてまいります。

国からの通知の件でいろいろご質疑をいただいております。

もう一度整理いたしますと、2月のときに出た通知とは別の形で、先ほど同じというふうに言いましたが、もともとの根幹は同じでございますが、2月の通知をさらにもっと強力にした形で4月7日に通知が出ているわけでございます。2月のときには、コロナが発生した場合ということでの対応でございましたが、4月7日には、同じ日に緊急事態宣言が発出されておりまして、コロナが現場で発生している、発生していないに関わらず、感染拡大を防止する観点から、それぞれの協議に基づいて、中止とか変更するということでの通知が来ているところでございます。

現にその時点では、現場では出ておりませんでしたけれども、市内では既に12例のコロナの感染もございましたので、事業を休止するという手続きを取ったところです。

ただ、日数を土日も含めまして12日間ということにしましたのは、市としてはなるべく工事は中断はしてほしくないというか、最短の形で収めたいという意向も踏まえまして、日数を12日間ということにしたところでございます。

市内の他の業者といたしますか、そこは財政課のほうからお答えをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 他の工事については工事の中止をしなかったかということでございますけれども、2月25日の国からの通知、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応についてということで、この通知を受けまして、担当課よりコロナ対策として工事の中止について意向調査を行いました。その結果、業者からの要望はなくて、中止をした工事はございません。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 先ほどいろいろ、るるお話をいただきまして、私もこの質疑に対してのものをしていると、4月7日の日に、この通達がきています。ここには、受発注者による協議と受注者の意向に応じた一次中止等ということでございます。このことに沿って恐らくやったと思うんですけれども、それで、いいですか。

○委員長（宮澤芳雄） ちょっと伊藤委員、すみません。マイクがダブっていますので、正確に録音ができませんので、発言者用のマイクの電源はお切りください。

○委員（伊藤 保） 先ほどのこの1番に、受発注者による協議と、受発注者の希望に応じた一次中止の措置ということで、このことが書かれています。それに沿って恐らく行ったと思うんですけれども、じゃ、これは全国でかなりやっているところがあると思うんですけれども、そのやっているところと比べて、どのぐらい全国でやっていたのか、どのぐらいというより、ほかの似たような中止例というのがあるのかどうかを伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 全国におけるコロナによる休止ですとかの例でございますが、全部を完全に調べるということはちょっと難しゅうございまして、分かる範囲で少し調べたことをお答えをいたします。

調べた中で、3例ほど見つかりました。いろいろ中身は、延ばした期間等は異なっておりますが、一番長いものと期間延長で、約5か月期間延長したというような事例もござい

ました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これからさらにその後、令和2年の5月25日にさらにまた通達が出ているはずなんですね。この通達についても、やはり受発注者の協議を行って、その発注者の協議を行って、それで再度、見積りをしてくださいよという、その期間の見積りをしてくださいよというような、そういうことがここに書かれているんですね。

ですので、再度見積りをやった、見積りといったらおかしいけれども、話し合いをやった期間というのは、いつやったのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 休止期間を協議するに当たりまして、受注者であります奥村・阿部JVからは4月22日に申入れがございました。

その後、お互いに協議をいたしまして、これまで申し上げてきたような期間の休止として決めたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この庁舎の工事というのは令和元年の5月辺りから、この高力ボルト、部品ですね、これはかなり逼迫しているということで、ひょっとしたら部品が足らなくて、工事期間が延長するというような話もこの通達であるわけですがけれども、そして、やや逼迫という形でこれが11月19日に出たんですけれども、その後、インフルエンザ、あるいはコロナということで、この要請が国のほうから出ているというふうに解釈します。

あと公共事業の標準請負契約というのがあるんですよ。その標準請負契約というのは、やはり発注者が公共事業の場合にはやらなくちゃ、補償しなくちゃならないということが出ていると思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず令和元年の5月頃に高力ボルトが不足しているというようなご発言がございました。確かに国のほうからは高力ボルト、これは鉄骨をつなぎとめるボルトでございますが、それが非常に不足していると。その根底には、鉄の材料自体が不足しているというのが当然あるわけですが、これが非常に供給のほうが不足しているということで、それについて安定化に向けてということで、国から通達が出ているところでございます。そ

れが結局、供給が逼迫しているというところで影響が出たというところがございます。

それと、公共事業については、請負契約につきまして、そもそもの約款の中で決めているところがございますが、その約款につきましても、国の標準の約款に基づきまして決めているところございまして、その中ではやはり受注者、これは業者でございますが、業者の責任ではない内容、あるいは予期できなかったような情勢で変更せざるを得ないような場合については工期の延長、あるいは請負金額の変更についても行わなければならないということで決められているところがございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） だいたい分かりました。

ただ、この中で工事の金額、その他、これは元請の監督業務とか、そういったやっている方たちの保険とか、そういったのも全部含めて入ってくるわけですね。公共事業というのはだいたい、いわゆる企業の育成というものもありますので、そうしたものが今、まだこの法律であるわけですがけれども、その辺のところは全部入っていると思うんですが、この金額はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 公共事業の中で、元請やら下請としての計算をどういうふうにしていくかでございますが、今回の金額の変更の内容につきましては、大きなものの一つとしては共通仮設費ということで計算をしております。もう一つは現場の管理費ということで計算をしております。あと一般管理費、大きな三つ、内容がございます。

これらの計算につきましては、国が定めております積算基準ということで積み上げておりますので、一部分の金額だけということではなくて、附帯した部分の内容も含めて積算をしているところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 設計変更ガイドラインというのがあると思うんですが、これは工事請負代金の何%でやったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ガイドラインというお言葉が出ました。ガイドラインにあります変更についての定めでございますが、元の金額の20%まででしたらば、途中で変更しないで、

一番最後のときにまとめて変更することが許されるというガイドラインでございます。今回の提案しております議案につきましては、全体で三つの契約を合わせて1.7%の変更でございます。20%からは相当下回る率でございますが、ただ、そもそもの金額が大きいこと、あと工期につきましても延ばすということで、工期がそもそも最初は12月までだったということがございまして、この時期に執行部の責任として提案をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、この工期の延長願はいつ出たのか。毎月業者からの工事の履行報告が出ていると思うんですが、そういう中で、当初計画から見て、工事が進んでいた月は何か月あるのか。そういう中で、遅れが大きかった月は何か月、何月と何月で何%遅れていたのかお尋ねすると同時に、この7月の時点での遅れはどのぐらいであったのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 順番にお答えしていきます。

まず事業者からの工期の変更願でございますが、今年の7月17日に受理しております。そこで協議を始めたところでございます。

次に、履行報告でその時期ごとの率というご質問がございました。これは本会議の中でも一度お答えしておりますけれども、もう一度申し上げますと、質問の中では7月の時点というのが出ましたので、今年の7月の時点では、一番最初の予定しておりました進捗率であります68.9%と比べて、実績は59.2%ということで、マイナスの9.7ポイントということでございます。

それまでの間、進んでいたときがあるかないかというご質問もございましたが、契約が始まってそんなにたたない時点から、ずっとマイナスというところでございます。それは理由としまして、コロナということではなくて、鉄骨材料、そもそもの材料の不足というのがこれまでの議論でも出ておりましたけれども、それはもう去年のうちから鉄骨の材料が不足ぎみだというのがございましたので、そこが影響して、下請のほうで作っている柱の製作というのが一番最初の予定よりは遅れていたということで、ずっと全体の工程表のほうの遅れにつながっているものでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 答弁漏れがあったようで、大変失礼しました。認識がちょっと足りなくて申し訳ありません。

遅れが大きかった月、先ほど申し上げた7月は9.7ですので違います。そのほかに、今10%という基準といいますか、お示しがございましたので、今年の3月はマイナス15.1%、翌月4月が18.2%、5月が12.6%、少し飛びまして、先月8月が13.9%、今、申し上げました四つの月につきましては、10%を超えたマイナスでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、この工事、最初から遅れているんですよ。そんな中で7月17日に工期の延長願が出たということでございますが、なぜ3月、4月、5月、この時期に延長願が出なかったのか。本来だったらここ出てくるべきだと思うんですよ。それで、そんな中で7月に延期願が出て、決まったということでございますが、ゴールデンウィーク、実際、仕事を休んだのは五、六日でしょう。それが何で今度は12月まで完成が3月、約3か月も延びるのか。この休止願、5日か6日で、そうすれば、5日か6日の工事完成の遅れでいいじゃないかと思うんですが、そこをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 去年のうちから遅れているのではないかとということでございますが、確かに去年の時点で遅れるかもしれないという不安は出ておりました。ただ、まだ最終の工期までには、その時点では日数といいますか、月数といいますか、それがだいぶ残っておりますので、その時点では遅れるかもしれないという不安はございましたが、どこかで取り戻せるのではないかとということで、契約の変更も行っておりませんでした。

実際は先ほど申し上げたとおり、一番最初の予定よりはずっと遅れた形で過ごしてきたわけでございますが、今年に入りまして、コロナが蔓延してきたわけでございますが、3月とか5月に、では変更をかけなかったのかというのが次の質問としてございました。そのときにも考えなかったわけではございませんが、ほかにといいですか、工期をなるべく短くするようなことを考えておりました。ですから、その時点では、そのまますぐ単純に変更ということではなくて、ほかの工法等、工夫しながら、工期を少しでも短縮することはできないかということで考えていたところでございます。

実際、一番最初に危惧された延期の期間よりは、半月ほど短くすることができるということが分かってきました。ただ、そうこうしておりましたけれども、新型コロナは一向に収まる気配はありません。多少鎮静化はしておりますけれども、完全に収まるということはありませんし、12月という最初の工期設定がある中で、もう挽回することは難しいという中で、今回、変更契約ということで行わせていただこうとしたところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、3月、4月、こんなに遅れたら挽回できるはずないでしょう、課長、どういう計算でやっても。そんな中で、この時期に工期の延期願を出させて、やって、早くできるなら問題ないでしょう。何でこの、遅れならともかく、ここで延期願を出させて、例えば2月、3月にする。それが12月にできるなら何ら問題ないでしょう。それと、またよく材料不足だの、人手不足だのということでございますが、そういうのは理由にならない、人手不足なんかというのは、なおさら理由にならないと思います。

それと同時に材料不足だと言いますけれども、今、鉄鋼業界、生産過剰なんです。そのために今、日本の鉄鋼業もまた再編を考えなくちゃならないとやっている。一時、ボルトの件は不足しているとか何とか、鉄鋼は過剰なんです。それと同時に、また結局ここで工期の延長願を出させておけば、何も鉄骨の仮置場なんかやる必要ないんですよ。恐らく鉄工場だって、これはこの庁舎の鉄骨だっていろいろやっていますから。計画的にやっている中では、どうしたって今度はこっちの現場が遅れれば、これは向こう、計画どおり作っていたら置場がなくなる。ここで3月頃に延期願を出しておけば、そういう問題もない。ないと同時に、またこれは市には関係のないことなんです。受注業者の関係じゃないですか。それで、じゃ、鉄骨の仮置場を云々という話ですが、じゃ、これは鉄骨の仮置場、いつからいつまで、どこで借りたのか。当然まだ、それだけの追加の財源を市から出すとなれば、やっぱり何らかの形で確認していると思うんですよ。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 質問が長くなりましたので、答弁は整理をして、答えられるようになりましたら、挙手をしてください。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございました。整理したつもりでございますが、もし不足がありましたら、またご指摘をいただければと思います。

挽回をできるのではないかという私の答えに対して、3月、5月にすればよかったのでは

ないかというような質問がございました。そういう手法も確かになかったわけではないと思います。ただ、それは工期の延長ということだけに踏みとどまってしまいますので、それに付随しまして、金額も当然変わってくるということで、その精査もしなければならないという部分もあったということはご理解をいただければと思います。

さらに申し上げますと、今回提案しています変更契約の金額につきましては、工期の延長だけではなくて、違った部分での設計の仕様による変更も加えておりますので、変更を何度もかけるということではなくて、きちんと全体を精査した中で変更したほうが良いという判断の下に、ここに及んだところでございます。

あと人手不足、材料不足というようなご発言もございました。今は材料が余っているというようなご発言もございましたが、鉄骨の材料に基づきます柱の製作につきましては、契約した直後からスタートをしております、去年のですから4月とか5月の話でございますが、その時点では材料が逼迫していたというところでございます。それを物語るように先ほどお話にも出たかもしれませんが、高力ボルト、その材料はもともと鉄でございまして、そちらも不足しているということで、国からも通達が出ていたのが去年のことでございます。

それと、仮置場についての話がございました。仮置場につきましては、下請の業者が福島県で鉄の材料を製造しておりましたので、福島県内に仮置場として設けていたものでございまして、期間としましては、全部で57日間でございます。4月の終わりぐらいから6月の初めまでの約2か月間くらい、そこを仮置場として使っておりました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員、答弁漏れはないですか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 期間延長と金額が何でマッチングするのか。期間延長と金額は全然関係ないでしょう。こちらから、こうなっているでしょう、ここに結局、公共工事標準請負契約約款第20条第1項に、請負者が工事を施工できないと認めたときは、工事の施工って、この際はコロナですよ。この中で工事の一時中止を命じなければならない。その際は、発注者において、請負金額もしくは業務受託料の変更をということであるわけですよ。大きく遅れている3月、4月頃に変更届すれば、何ら金額は関係ないわけですよ。工期の延長だけでいいわけですよ。いや、工期が延びるということは、これは問題あるでしょうけれども、工期が早まるということは、契約の中で市として何ら問題ないでしょう。普通には違反にならないでしょう。だからそこで、工事延期と金額変更はなぜということで、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 委員長より、答弁をされる執行部の皆様にお話しします。

質問が大変長くなりますので、また、探す書類もたくさんあると思います。答弁はこの3議案に関しては、着座のまま答弁していいですので、許可をしますので、お願いします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 大変ありがたいお答えいただきまして恐縮です。本当にお言葉に甘えまして、着座ということで失礼いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 時間短縮のために、どうぞ。

○総務課長（伊藤憲治） 質問の要旨は、工期の延長は仕方ないにしても、どうしてお金を払うのかということではないのかなというふうに理解をしております。3月のときに、あるいは3月とか5月の早い段階で工期を延長すれば、お金を払うことは必要ないのではないかと、いうご発言があったように記憶しておりますけれども、工期が延長ということになりましたらば、それに付随しましてといいますか、連動しまして、お金のほうを増加ということで影響してまいります。それは実際に現場のほうの作業員が関わる部分ではなくて、現場の事務所ですとか、監督ですとか、そのほかの部分、その他付随する部分につきましては、工期が延長されたことに伴って金額が増えますので、工期の延長だけをやっておけばいいということではなかったということで、その金額の積算あるいはもっと違う方法がないのか、違う変更がないのかということを探していたということで、そのときには変更しなかったということでございます。

それと、標準約款を引用いただきまして、市が命じた場合には確かにこちらが責任といたしますか、負担を負うというのは、これは当然のこととございまして、今回、金額を変更しておりますのは、こちらから命じたということではなくて、お互いの協議に基づきまして決めているところでございます。それは事情があれば、それぞれ申出をする。それに基づきまして、お互いに協議をする。協議をした上で変更しているところでございまして、今回の変更の理由としての内容は2つ大きくございまして、何度も申し上げますように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために影響が出ている。直接的には12日間といいますか、実質6日だったのかもしれませんが、そのほかにも鉄骨の供給の遅れ、これもございます。それは業者のほうの責め、責任にさせることはできない内容ということで、その中で必要な部分の金額を積算して、今回の変更契約の内容としたところでございます。

その内容は、何度も申し上げましたとおり、現場の事務所の仮設建物費、仮設費、これも期間が延びれば自動的に金額が増えてまいりますので、リースでございまして、増えてまいり

ます。現場事務所にいる現場監督員、作業員でございます。監督員です。監督員も常に常駐でございますので、その部分の人件費等は連動して必ず増えてしまいます。それにプラスして一般管理費等も含めました額をやったということで、工期を延ばすことによって、最低限必要という言い方が正しいかどうか分かりませんが、必ず増えるという部分に限って、金額を増額しているものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 工期の中止期間は約10日でしょう。10日なんですよ。12日ですか、そのうち半分は休日、日曜、祭日なんですよ。土曜日は仕事をやっているということですから、半分なんですよ。そうすると、その12日間は、これはお互いに合意の上に延長したからいいでしょう。なぜその12日間だけの金額でないのか、一つお尋ねします。3月まで延びたのは、これは先ほど課長が言っていましたが、人手不足だとかなんとかということをやっていたよね。人の手配が難しいとか。業者の関係で延びたんでしょう。市と業者、受注業者の関係は10日間でしょう。なぜ10日間の経費と同時に、完成時期、10日間でないのか、遅れが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 引き続き着座のままで大変失礼いたします。

委員おっしゃられたとおり、目に見える形で休止したのは12日間、お話にもあったとおり、実質は6日間ではないかということでございます。2.5か月、2月半延長したというのが結果でございますが、これにつきましては新型コロナによる工事現場の休止という理由だけで2月半延ばしたということではございません。新型コロナで見た直接的な休止した期間というのに付随しまして、その後も三密を避けるための工事の対策というのは取っておりましたし、その前から既に取りっておりましたし、ですから、新型コロナが発生しなかったときと比べまして、今の現場の体制というのは、異なった部分がございますので、目に見えて休止した部分だけが単に延びればいいというものではないというところがまず1点ございます。

もう一点ありますのは、これも何度も申し上げておりますけれども、材料となる鉄骨、これの需要が追いついていなかったという部分が大きくございます。それは、今年に入ってからということではなくて、去年のうちから、そこは危惧されていたという部分がございましたが、どこかで挽回できるのではないかとということで、ここまで様子を見ていたというところがございました。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 鉄骨の遅れがあるということであれば、当然業者からこういうことで鉄骨が入りませんよと。何でそこで延長願が出なかったのか。本来だったら竣工期間が、竣工日が遅くなるようだったら、業者からこういう理由で鉄骨が入らないからという、じゃ、延期願をお願いしますと出てくると思うんですよ。そんなのは取ってつけたへ理屈だと思うんですよ。そういう中で皆さん方、コロナ、コロナで、コロナをメインにやっていますけれども、これはコロナに便乗した、むしろ悪乗りじゃないかと思うんですよ。その辺は答弁いいから、鉄骨が遅くなった段階で何で延期願が出なかったのか、業者から。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 業者からは、去年の6月くらいに事務レベルではお話がございました。それは、鉄骨のほうの納入が契約したときの予定よりは遅れそうだというお話はその時点でございました。

ただ、それはまだ最終的な工事期限まで相当な月数ございましたので、それはそれとして、一旦お受けというか、話は聞きましたけれども、その時点では引き続き工期内にできるように努力してほしいということを市のほうから申し上げていたという状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 全然整合性がないんですよ。鉄骨が少なかったと。今度は鉄骨の確保ができて、それがうちの現場に間に合わないから仮置きしたとか、全く整合性がないんですよ。皆さん、それは確認しているんですか、きっちと。いずれにしても、この庁舎建設に関しては、設計、監理監督が1業者でやっていくから問題があると思うんですよ。本来ならこれだけの工事であれば、設計、監理監督は別にやるのが本当なんですよ。そういう中で、あそこにまたあれでしょう、市の職員が行っていますけれども、まるっきりの素人でしょう。そんな中で、これでは、みんな業者の言いなりじゃないですか。それをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 本題のほうで言います。監督、監理を1業者でした理由でございますが、設計した業者と同じ業者にやっているという実態でございます。その理由と申しますのは、設計した意図というのをきちんと伝えて、工事を施工させるという意味で、同じ業者

ということでやっているものでございます。もちろん別の業者にするというのも可能ではございますけれども、それよりは同じ業者に、設計をした業者に施工から監理までやったほうがいいものがきちんとできるということで行っているところでございます。

職員もということでございますが、これだけの大きな工事ということになってまいりますと、市の資格を持っている職員、確かにおりまして、毎日のように現場には行っておりますけれども、全てをその職員が担うというのは現実、難しゅうございます。そのために業者が存在しているわけございまして、そこにお金もお支払いして、業務をお願いしているところでございます。

ただ、全体として、市の職員は一級建築士の資格を持っておりますので、全てをそこで監理監督ということではまいりませんが、必要な部分については市のほうでも、そこはきちんと見守っているといいますか、進捗のほうを管理しているというところでご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 設計業者が自分の思うように工事が進むからということでございますが、結局、やはりそこは分離したほうが、きちっとした仕事ができるんですよ。というのは、やはり、何でも他人の目から見たほうが、それより何より、やはり結局あれでしょう、設計業者というのは、市とあまり取引がないんですよ。やっぱり業者なんですよ。業者のほうを向くから、今回だって、こういう問題が起きるんですよ。これが、関係のない業者が監理監督すれば、こういう追加払いなんかということは話題にならないんですよ。結局、なぜ追加払いが出るかといえ、やはり業者は全て知っていますから、市の予定価格に対して落札金額がこうだから、まだ予算があるからということで、結局、市に追加を求めるわけなんですよ。そんな中で、全く皆さん方は説明のつかない説明をするんですよ。延期だけは私はいいいと思うんです。追加払い、泥棒に追い銭だと思えるんですよ。皆さん方、個人の工事だったら、こういう追加払いをしますかね。まして、そういう中で。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 今、意見を言っているところですから、お待ちください。

○委員（高橋利彦） 普通、工事の延期が10日であれば、10日分だけ払えばいいと思うんです。そんな中で、先ほども鉄骨が不足していた。今度は結局、加工が進んだ中で、仮置場とか、全く矛盾した答弁なんですよ。その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えした内容が全く矛盾したというふうに思っておりません。きちんと国の通知、あるいはいろんなこれまでの作法、それに基づいて行っているというふうに確信をしております。

それで、業者を1社にした場合には、業者の言いなりになってしまうんじゃないかというのがございましたが、監理するほうの業者というのは実際の現場の人間につきまして、最初設計した人間とは別の人間を充てているということでございますので、そこは申し上げておきます。

それと、自分たちのお金だったら、そういうのは払わないのではないかというような趣旨のご発言があったやに。よろしいですか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） では、すみません、あえて申し上げます。

一般の住宅では、現場の事務所というのではないかと思います。監督員もそこに常駐しているということはないかと思います。ただ、あの大きな工事、現場なども視察いただいておりますので、お分かりいただいているように、現場の事務所、あんな立派なものもございます。監督員も監視する部分もありますので、常に常駐しております。契約の期間が延びることによりまして、連動して、そちらの最低限必要な経費については計算として出てきますので、積算として出てきますので、それは業者のほうの責任ではもともとない理由からということで、変更に加えているというところでございまして、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、変更理由です。鉄骨の一時仮置きによる経費、これは幾ら見ているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 鉄骨の一時仮置きによる経費の増額分は、547万8,000円を今回見ております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） では、この仮置場の面積と、面積というか、倉庫なんですか、それとも空き地なのか、お尋ねします。

それから、ある程度みんなまとめて質問します。

このひさしの製作工法の変更に関わる経費、これは幾らなのか。そんな中で、やっぱり現場と工場で作ったのでは全然質が違うと思うんですが、幾ら工期を早めようといっても、先ほどの話では、半月ぐらいということで作ったんですよ。それをあえてなぜこのようにしたのか。

それから、発生土の置場の整備に関わる費用、これは当然、当初の契約に入っていると思うんですが、その辺をお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ちょっと質問と順番とは違うかもしれませんが、お答えしてまいります。

鉄骨の一時仮置きにおける面積でございますが、4,000平方メートルでございます。そこは倉庫ではございません。平たく言えば空き地でございます。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 金額につきましては、先ほど申し上げたのではないかと思います、547万8,000円です。それは、500何万円と申し上げましたのは、全部込み込みで含めた金額でございます。

それと、ひさしの変更に係る件でございますが、まず金額ですが、1,174万3,000円です。

工場で作った場合と現場で作った場合での質が違うのではないかとということでございますが、違いはないというふうに聞いております。

それと、発生土についてのお話がありました。発生土についての追加の金額は790万5,000円でございます。その部分について最初から入っているのではないかとのお尋ねでございましたが、そこにつきましては、一部分は入っておりました。ただ、場所を当初の仕様のときには確定をしておりませんでしたので、場所に応じて、置くための仕掛けが必要になってまいります。具体的には鉄板を敷くとかという作業が出てまいりまして、場所が決まりましたので、そういった鉄板を置くですとか、土が飛ばないように散水をするですとか、場所によって交通に影響がないように誘導員を置くですとか、そういった経費が当初見ていなかったということで追加したものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、今、説明を聞いていますと、もう業者の言いなり、業

者にそれだけ金を払うがための、結局増額なんです。全く考えられないですけどね。私は10日間工期を延長して、何でこんなに増額しなければならないのか。あと、何を言ってもしょうがないですけどね。皆さん方は、執行の出した予算はあくまでも通したい、どうせ議員には分からないんだからということで、いいかげんな理屈をつけてやっていると思うんですよ。市民の貴重な税金ですから、有効に使っていただきたいと思いますよ。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 答弁もらいますか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） すみません。決していいかげんな仕事をやっているというふうには思っておりませんので、そこはきちんと申し上げたいと思って、あえて発言をさせていただきました。

貴重な税金というのは重々承知しているところでございます。ただ、契約でございますので、業者側、市側、これは民法上の部分もございまして、対等の立場でそれぞれを尊重しなければならないという部分もあろうかとございます。そうした中で、業者側の責任に負わせる内容ではないということで、市のほうで、今回の増額ということでやっているものでございますし、それは工期の変更の部分についても当然でございますが、それ以前の仕様、内容を変えたという部分につきましては、こちらからの要請でございますので、当然増額するというので、今回の変更契約の提案ということでさせていただいたところでございますので、ぜひご理解を賜ればと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことを言うなら、課長、何でもっと明確な答弁ができないのか。担当課長でしょう。もっと明確な答弁ができて当然なんです。何が何だか分からないで、出せば議会は通るんだと、そういうことだから、そういう答弁になっちゃう。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号、14号、15号の質疑を終わります。

なお、総務課長、正しい答弁のために時間を一生懸命尽くしていただいて、委員長より感謝します。ご苦労さまでした。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議なしと認めます。それでは、委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

○委員長(宮澤芳雄) これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄